

午前10時4分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 成田政彦君、15番 上野健二君の両君を指名いたします。

次に、前回の議事を継続し、日程第2、報告第11号 平成11年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とし、質疑を続行いたします。

まず、成田議員の質疑に対する理事者の答弁を求めます。金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） コンピューター導入に関しての繰越明許になった理由を申し上げたいと存じます。

小学校におけるコンピューター設置は、平成12年度に4校、平成13年度に4校、平成14年度に残りの3校設置という計画で導入を考えておりましたが、そんな中、平成11年11月、府教委から指導助言がありまして、平成12年度からの国庫補助事業は耐震補強のための補助が中心となる可能性が高い。平成12年度に泉南市が計画している補助がつかないことになるかもしれない。平成11年の国の第2次補正に予算が組まれ、その中に泉南市が平成12年度に実施予定のコンピューター教室の補助事業もある。起債率、償還率ともに通常の補助事業より条件がよい。泉南市もこの事業に乗らないかという旨の連絡がありました。

教育委員会といたしましては、関係部課と調整の結果、平成12年度に補助が受けられない可能性があるという点、及び起債率、償還率が通常の補助事業よりよいという点から判断いたしまして、この補正予算に乗って、平成12年度計画のコンピューター教室設置を1年繰り上げて実施するという結論を出しました。

これに伴いまして、平成12年度当初予算では、計画していた工事請負費5,000万円と備品購入費2,400万円を文教消防常任委員会で報告させていただくとともに、平成11年12月議会で補正予算として御承認をいただきました。

12年度計画の事業が急遽12月から実施されることになりまして、事前の細部にわたる準備が十分にできていなかったことによる実施教室の最終調整の手間取りや、そして経費が1,000万円を切ったとき補助が受けられなくなるという補助割れを防ぐための細部の検討等に手間取りまして、繰り越しを行わざるを得なくなりました。

なお、本繰越明許につきましては、平成12年度第1回議会の議案第20号として御承認いただいております。

以上が繰り越しの理由でございますので、どうかよろしく御了解をお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） コンピューター設置にかかわって、選定をした基準について、まず御答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、3年計画でコンピューター教室を設置するという計画のもと、年次ごとの配置校を決定いたしました。その際の選定基準でございますが、まずは空き教室があること、並びにその空き教室については、1教室分とプラス連続して0.5教室分、つまりコンピューター教室と準備室が併設できることをまず基準にいたしまして、その点から見ると、信達小学校、それから東小学校につきましては、この条件がクリアできないということでございます。それから、大規模改修等で10年を経過していない教室、具体的に申し上げましたら新家小学校でございますが、この点については10年を経過いたしてないということで、教室の改修ができないこと。

こういった点で、その時点で条件をクリアし切れてないのを除きまして、残りの学校につきましての取り扱いでございますが、その上に学校長としてのこれからの教育活動等、総合的な意見も求めまして、先般申し上げましたように初年次に樽井小学校、鳴滝第一小学校、一丘小学校、鳴滝第二小学校、2年次に砂川小学校、東小学校、雄信

小学校、新家小学校、3年次に信達小学校、西信達小学校、新家東小学校という決定をいたしましたわけでございます。

2点目に、年次計画による対応によって子供たちの学習に、とりわけ中学校へ進学した場合に支障が出るのではないかと、そのあたりについての考えでございますが、そもそもコンピューターの使用による教育活動というのは、平成14年度から新学習指導要領に基づいて使用されるものであります。したがいまして教育委員会といたしましては、平成14年度までにコンピューターを完全に導入するということが目標に取り組んでまいりました。すべての11学校を一斉に実施することになりますと、相当な財政負担が伴うこと、並びに平成14年度をもって新学習指導要領が実施されるということを考えて計画を立て、取り組んでおるところでございます。

初年次に導入した学校と3年次に導入した学校では格差が生じるのではないかとこの点でございますが、小学校におけるコンピューター教育の目的でございますが、コンピューターの仕組みや機能について理解させたり、コンピューターの操作そのものを目的とした指導ではなく、コンピューターになれ親しませる、言いかえますとコンピューターの利用を正面にとらえるのではなく、学習活動の中でごく自然な形で取り入れて日常化するということが第一義的なねらいとしております。いわゆる専門的な教育というのは、中学校に入学してから技術家庭科の情報基礎ということで、週約1時間弱程度指導、学習をするとなっております。

先ほど小学校の目標を申し上げましたが、小学校の目標を踏まえての中学校での指導というのはあくまでも平成14年度から取り組まれます。したがいまして、現在はソフト面、ハード面、あるいは指導に携わる教職員の研修というんですか、そういう準備期間というんですか、そういったように考えております。

また、そういう支障を少しでも補うということで、年次的に設置されていない学校につきましては、現在小規模校で2台、大規模校では7台程度のコンピューターを設置し、ソフトも備えておりますので、いわゆるなれ親しむという目標につい

て達成できるよう学校の方も指導いたしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、まず資料請求で、そんな答弁、言葉じゃあきまへんで。まず、空き教室、各11小学校の空き教室の資料、それから各学校の生徒数、それ出しなさいと言うたんや、僕。まず、それ出しなさいよ、ここに。そんな答弁じゃあきまへんで。資料で請求して、議長もそう言ったでしょう。もう何日たつとんねん。資料を出しなさいよ。そんな答弁で納得できますか。議事録を読みましようか。資料で私は請求をしたんですよ。何を言うとするねん。

議長（嶋本五男君） 私は、まとめて答弁するようにということで、資料は言うてませんよ。

14番（成田政彦君） 資料言うてますよ。それなら、資料で出してくださいよ。わかりませんよ、そんな答弁。

〔林 治君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 本会議、前週に終わる最終に私そのことで確認したら、この資料も出してくださいと言うたら、そのとき議長自身が確認して、そうしなさいと言うてますと、その中へ入りますと、議長自身が確認してますよ。

議長（嶋本五男君） 答弁するようには言うてますけども。

22番（林 治君） いやいや、資料自身は議長が確認してますよ。

〔林 治君「わざわざ確認したんや。いやいや、わざわざ確認したんや。議長も入ってますよと言うたんや、その資料の請求」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配っております資料についての説明を理事者から求めます。亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、お手元に資料をお配りしておりますけれども、初めに当たりまして、

貴重なお時間をちょうだいいたしまして、資料の提供ができましたことをこの場をおかりしまして深くおわび申し上げます。この後、各担当の方から資料についての説明をさせていきたいと思えます。よろしく願います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 大変貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

余裕教室のことに、お手元の資料の中で御説明させていただきます。お手元の資料の中で各学校11校ございます。その中で、10番、余裕教室数と入っておりますが、それぞれの学校についての余裕教室が記されております。その合計が62教室でございます。

そして、これは非常に細かい資料で、非常に見にくかったので、拡大して上の方に書かしていただいております。学校施設のそれぞれの学習方法、指導方法の多様化に対応したスペースとか、特別教室等の学習スペースとか、ちょっと見にくいと思いますが、12から22までの分を拡大して書かしていただいております。これにつきましては、62教室ある中で、それぞれの普通教室以外の目的で使われておる実態を数字としてあらわしております。その合計が全部で62ということになります。（和気 豊君「鳴滝第一、第二、どっちがどっちかわかれへんぞ」と呼ぶ）

それから、ちょっと報告漏れがございます。新家小学校からずうっと順番に入っておりますが、2番目の信達小学校、それから東小学校、これにつきましては、信達小学校が1、それから東小学校が0と入っております。これはコンピューター教室として1.5教室のスペースが要ることになりますが、1と0ということで、このあたりは不可能な数字と言えます。

非常に見にくい資料でございますけれども、上から5段目のところの数字が消えておりますが、これは鳴滝第一でございます。それから、少し下がって、下から4段目、これが鳴滝第二でございます。非常にわかりにくい資料で申しわけございません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） この資料で鮮明に、余裕教室から見ると、鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校が余裕教室においてここがずば抜けて飛び抜けておるということになって、それよりも余裕教室があるのは、西信達小学校、それから明らかに多い小学校はたくさんあるんですけど、この点についても、先ほど吉野部長が言ったように、いわゆる空き教室の多い順にやったというんですけど、これは明らかに鳴一と鳴二を上回るとる空き教室のある他の小学校があるんですが、これはどういう判定で考えたのか。校長先生というのは教育委員会とはまた別で、教育委員会が決めるものであって、それからもう一つ、新家から新家東小学校の間に、各小学校に何台コンピューターが今設置されておるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。これはわかるでしょう。口頭でいいですわ。新家、西信、東、この各校には大体どの程度コンピューターが配置されておるのか、正確にお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 初めに、御指摘の3校のコンピューターの台数でございますが……（成田政彦君「違う違う。新家から、今の11校に事前にあるコンピューター、各小学校をずうっと」と呼ぶ）。

11校全部申し上げます。新家小4台、信達小4台、東小2台、西信達小3台、鳴滝一小2台、樽井小7台、雄信小5台、鳴滝第二小学校2台、一丘小学校7台、砂川小学校5台、新家東小学校3台です。以上が各学校にもう既に配置してらるでございます。

2点目の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、コンピューターを導入するいわゆる1.5教室、コンピューター教室と準備室がすぐに準備できるかどうかということの検討の中で、信達小学校と東小学校を一応外しました。残りの学校につきましては、先ほども申し上げましたように、学校長とのヒアリングを通して、残り7校のうちの4校を選択させていただきました。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私も時間を大分とってま

すので。

そうしますと、よくわかりました。コンピューターの配置の数については、生徒数に大体応じて配置されとるんですけど、今回のいわゆるコンピューター教室につきましては、鳴滝第一小学校の生徒数は110名、鳴滝第二小学校は164名、あとコンピューターの余裕教室がないということで、信達小学校と東小学校は外したんですけど、ほかの小学校はいずれも鳴一、鳴二よりもっと余裕教室があって、西信達小学校なんて、これは即1中学校1小学校ですから、校區別にいったら西信達小学校をなぜ外したのかと率直な疑問があります。

それから、信達校区の東と信達小学校を外したとして、そんならなぜ砂川小学校には配置されなかったのか。こういういわゆるアンバランスな配置の仕方があるんですけど、これはあくまでも、先ほど吉野部長が言いましたように、校長先生とかもろもろの理由を挙げてその順位を決めたというんですけど、私はやはりこの資料を見ただけでも、東と信達小学校はそれはそれでいいんですけど、あとの小学校は、少なくとも鳴一と鳴二より空き教室が十分あるし、そしてもう1つは、校區別に見たら、例えば西信達小学校に当然出してもええ。西信達小学校の生徒数は347だから、鳴一と鳴二の生徒数を足したよりも西信達小学校の生徒数は多いですな。なぜここを外したのかね、これは皆目納得できませんわ、こういうやり方は。

同和偏重と言われたら、それまでになりますわな。なりますわな。そうでしょう。新家小学校、新家東小学校、これも配置されてないんですけど、だれが聞いてもこの配置の仕方には、泉中校区に3つあり、例えば雄信小学校、これははっきりしたんですけど、雄信小学校については201名の生徒がおりながら、これも十分。なぜ鳴一、鳴二にあって、なぜ雄信はあかんかったのか。再度質問しますが、同じ校区にあって、なぜ鳴一、鳴二が当てはまって、同じ条件にあった雄信が外されたのか。それから、西信については、あそこは単一の西信校区ですけど、なぜ外されたのか。教室的余裕があると。こういう問題がありますわね。

それをまず聞いて、それとあくまでもこのコン

ピューターの配置については、コンピューターそのものを小学校に配置することは、我々は反対しませんが、やっぱりすべての子供に平等に納得いく形で私はすべきと思います。これは同和校に偏重してますわ、同和校に。そうでしょう、生徒数見たらわかるでしょう。鳴一、鳴二で110と164ですから274の生徒数。小学校全部で4,229名いますわな。そのうち274名のところにコンピューターを半分つけるって、だれが聞いても納得できませんわ、こんなの。コンピューターを配置することは私は別にいいですよ。ただ、皆さんが平等にコンピューターを習うというのについては、その点については私は納得できないので、最後にそれをちょっと聞きます。

議長（嶋本五男君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） コンピューター教室の設定基準というんですか、その理由について再度御答弁申し上げます。

先ほど部長の方から答弁がありましたように、設定基準の1つは空き教室があることと、その空き教室に関しましても、補助事業を受けますので、補助事業をクリアすると、そういう条件が必要であると。具体的に言わしていただきましたら、コンピューター教室とさらに隣に準備室が必要であると。だから、教室としては1教室半、隣り合っていなければならないと、こういう条件をもとに各学校の方に諮りました。

その結果、その中には校長先生の学校運営上の総合判断というんですか、これは具体的に例えば西信達小学校の例が挙がってますので、その点に答えさしていただきますけれども、空き教室ということになってますけれども、実際は子供の活動、例えば卓球で使うとか、児童会活動で使うとか、それから西信小の場合、1、2、3年生、低と高に分かれて、その部屋を使って一緒に何かするとか、そういう学校で独自の使い方している教室がたくさんあります。

だから、それが結局、校長先生がそれをいつどの時点でやめはるか。最終的に3年のどこかでやめていただいてコンピューターにせんなんのですけども、そこら辺を職員等とも話し合った中で、最終的に校長会で意見を聞かしていただい

て、最終教育委員会としては4校と、そういう基準で選ばしていただいていますので、それ以外のことは一切考えていませんので、ひとつよろしく御了解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。回数がふえておりますので。

14番（成田政彦君） 全く答弁に答えてない。そらね、西信小学校で11教室あいとるでしょう。全体の教室は西信で幾つですか。それを考えたら、11教室あいとって、そら卓球をやるう、まあ11教室全部卓球やるとか、そんなことは考えられない問題ですわ。それは砂川で7つでしょう。それから雄信で7つでしょう。ああいう生徒数のところで、そら全部卓球やるんならわかるんですけどね、そういう説明というのは説明になりませんわ。そら1つや2つあいとったら、その説明は納得できます。ほかの教室に転用するから、子供たちのために学童保育するからやったら僕はわかりますよ。しかし、7つも11もあいとって、全部がそんな……。

まず、そういうことについては、私は現場から見ても、そんな11教室の中で全部卓球やることないと思います。それは校長先生の理屈ということで、教育委員会は校長先生のせいにしたらええかわからないですけど、私はこんなたくさんあいとる教室を優先しないということは、何かそこに恣意的なものがある限りね。これは1か2の余裕教室だったら僕はわかりますわ。11もあいとるんですよ。砂川は7つ、雄信は7つでしょう。こんなたくさんあいとったら、やっぱりこういう資料を出されたら、我々は疑問に感じますよ。

それから、生徒数に応じて、鳴滝第一、第二小学校の生徒数から見ても、少なくとも例えば西信とか砂川小学校、例えば砂川小学校は640名いるでしょう。この砂川小学校は、信達校区では空き教室の余裕があるにかかわらず出されなかった。こういう点から見て、私は今回のコンピューターの配置については同和優先、これは間違いなく。で、泉中校区から3つですわ。生徒数から4,000……（小山広明君「議事進行」と呼ぶ。巴里英一君「おかしいんと違うかな、判断の仕方が」と呼ぶ）

14番（成田政彦君） おかしくないよ。平等ではありません、これは。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議会の権威にかかわることなんで、言葉についてはやっぱりちゃんとしてもらいたいと思うんですが、この差別問題というのは、やっぱり心なり考え方に根差す問題ですね。だから、行政の施策には一定限界があるんですね、この差別問題というのは。

だから、こういうなぜ鳴滝第一、第二になったのかということと同和偏重じゃないかというような発言は、至って関係者の心も傷つけるし、やはり差別問題は行政の対応だけでは100%対応できないわけですから、こういうところにそういうようなあおるような、またその言葉を聞いて悲しむような言葉は、議会の権威としては、やっぱりそういう議論はやめていただきたいと私は強く思います。私も憤りを感じます、それに結びつけるのはですね。

〔和気 豊君「議事進行」と呼ぶ〕

13番（和気 豊君） 私は議事進行についてはルールにのっとって、きちりとやっていただきたい。質問者の意見の中身をとらえて、そのことについての意見を吐くと、こういうことになりますと、議長無視の意見交換と、こういうことになってまいりますから、これは理事者に対するやりとりをここで我々は保障されてるわけですから、そういう点で議事進行についてはルールを守って厳正にやっていただくように議長からも注意を促してほしいと思います。

議長（嶋本五男君） 議長の方もそのようにお願いします。議長だけではわかりませんので。成田君。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

14番（成田政彦君） 私は、客観的事実に基づいて、4,229名の生徒数の中で、鳴滝第一小学校は110名、鳴滝第二小学校は164名、274名の中で、一般校と比較した場合、一丘小学校とそれから樽井小学校、人口比から見ても、生徒比から見ても、2つ、2つ、これは私はおかしいと思いますわ。（小山広明君「それは言うた。それだけでええやないか」と呼ぶ）だから平等に各

校区ごとに——私は言いたい。各校区ごとに、例えば西信達では1つ、それから信達校区では1つ、泉中では1つ、そういう校区別にまず1つ配置して、それからもう1つは、教育委員会が言ったように、空き教室があるからという理屈からいうたら、西信達小学校はさらに優先すべきやと、これは当然の理屈ですわ。

なぜこんな少数なとこがね。例えば、そしたら雄信校区は201名の生徒しかいなくて、そして空き教室もあるのに、ここも配置されないと。こういう疑問が、これを読めば読むほど出るんです。だから地域偏重やないかと言っとるんですよ。これは科学的で、何にもおかしいことないですよ。私はそれを言ってる。教育委員会、どうですか。

これは、コンピューターそのものを配置するのは私は反対しません、子供たちにいいから。その点について、今後こういうコンピューターの配置にしる、こういうすべての校区の生徒たちに平等に教育の機会均等、そういう立場で物事はすべきだと私は思いますよ。どうですか。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 僕は、論議は結構だと思えます。しかし、数の云々の意味で、少数、多数ということで判断するというのは、あくまでも行政的な手段であって、それだからやる、やらないということを議会の中で発言するというのは、私はちょっと議員としてはなじまないんじゃないか。

それを、なおかつ同和云々の問題で優先だという表現というのは、この中には何も入ってないわけでありまして、だからといってそういう発言が許されるということであれば、すべてそういう形でこれから進行しなきゃならないということになりますので、その点は議長の方でお取り計らいを願いたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 成田君、発言にはできるだけ注意をしていただきたいと思います。

〔小山広明君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私は、発言の中に差別的発言があれば、それは議会の議論として判断すれば、それはやめさせてもらいたいし、それを黙って我

々が聞いとれば、それは認めたことになるわけですから、内容に入って言っとるわけじゃないです。だから、そういうなぜ違うかということ、同和偏重ではないかという言い方については、私は不適当な発言だと思いますし、差別問題は完全に解消されたわけではありませんし、そういう同和という言葉を書くだけでも、やはりそれを悲しむ人がおるわけですし、そういうことをやはり議論の中に入れるべきではないということを書いたわけで、和気さんからそうでないという反論が出たわけですから、その中で議長は判断をして、やっぱり処理してもらいたいと思うんですよ。

違う意見を封じるわけじゃ全然ないんでね。私はそういうふうにしたので、そのまま何も決裁というのか判断されずに進んでいったから、それはちゃんとしていただきたいということで、なじまないならなじまないで意見を言ってもらった方がいいですよ。意見を言ったら、それに対して僕はそれは納得しないわけですから、意見を言う機会を与えていただきたいというだけですから。（発言する者あり）

黙って聞きなさいよ。手を挙げて言いなさいよ、和気さんも。私は手を挙げてちゃんと言っとるわけですから。だから、違う意見は認めますよ。だから、違う意見を言った場合には、私はそれにちゃんと反論させていただかないと、どう決着がついたのかわからんわけですから、そのことを言っとるわけですので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 小山君に申し上げます。小山君の方からの議事進行も和気君からの議事進行も受けておりますけれども、議長といたしましては、成田君にはなるべく発言に注意してくれということで、議事進行でなしに意見として受け取って議会を進めておりますので、今議事進行のような言葉でそれをどうするかというような判断はいたしておりませんので、その点御了解願いたいと思います。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 人の発言を引き合いに出すときには、正確に言ってほしいと思います。私は中身については一切言っていない。差別になじま

ない。そういうことを取り上げる場合には注意をしていただきたい。ルールにのっとって粛々と議事が進むように、こういうふうに議事進行をお願いした。あくまでも議事進行の範囲にとどめて私は発言した。人の発言を引き合いに出す場合には正確をお願いをしたい。

以上です。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 何遍も同じ意見になりますので。これで議事進行をとめます。吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 成田議員御質問の件について御答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたように、客観的な物差しとしては、空き教室の問題を基準に即して考えさせていただきました。ただ、空き教室それぞれにつきましても、先ほどお渡しした資料もございませうように、空き教室についてはそれぞれの学校でそれぞれの活動や目的に応じて使っております。そういった点も、校長先生は一定の判断をなさったと思います。あるいは、空き教室の位置関係、例えば1階と2階とか、そういうことも勘案されたと思います。

それで、私どもの方からどここの学校ということ指定したのではなく、小学校の関係校長にお集まりいただいて、各校長さんの方で学校としての意見の取りまとめをされて、その場で披瀝があり、結果として先ほど言いました4校が確定したものでございませうので、あらかじめ何らかの判断があつてということでは決してございませうので、その点よろしくお願いしたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第3、報告第12号 平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第12号、平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の147ページでございます。

地方自治法施行令第213条の規定によりまして、平成12年度へ繰り越したしました平成11年度下水道事業特別会計の繰越明許費につきまして、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものでございます。

繰り越し内容でございますが、翌年度繰越額といたしまして、公共下水道建設事業の1億188万5,850円でございます。

繰り越し理由といたしましては、発注後、関係機関及び地元の調整等が必要となりましたことから、工事が年度内に完了しなかつたことに伴い、予算の適切な執行を図るべく、繰り越し措置を行ったものでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、蜷川助役の方から繰り越しに至つた理由について御説明があつたんですが、どういうことで繰り越しせざるを得なくなつたのか、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

それから、財源内訳ということで明記されとるんですが、一般会計が136万、特定財源として1億52万5,000円ということになつとるので、この特定財源についての御説明もいただきたい。

先ほどほかの議案の中でも、一たん内諾を受けた補助金についても、つかないかもわからないとか、来年になれば有利になるとかというような御説明があつたんですが、そういう国の財源補てんについて、何か変化があるような感じを先ほどの説明からちょっと持つておるんですが、議会でちゃんと予算審議されて議決をして、それがやはり年度内にきちつと事業が終わるという前提で議論しとると思ひますが、そういう府なり国の方の内示関係が揺らいできとるのかなという不安もある

んで、そういうことも含めてこの特定財源についての御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） ただいま小山議員から質問のありました繰越計算書について御説明申し上げます。

今年度の繰り越しにつきましては2件の工事でございます。公共下水道築造工事第11-6工区と第11-8工区でございます。

まず、第11-6工区の件でございますけれども、これにつきましては（小山広明君「具体的に場所を言って」と呼ぶ）場所は新府道、泉南岩出線の付近から大阪方に市道を入る工事でございます。

昨年度発注いたしまして、この工事は雨の管渠の工事と汚水の管渠の工事を一体に施工しております。その中で、雨の工事でございますけれども、内径1,200のヒューム管を推進工法で押す工事でございます。その発進立て坑につきまして、ことし4月に4車線化いたしました新府道の歩道敷を使っております。この新府道の供用開始につきましては、発注以前から大阪府の岸和田土木事務所と協議を進めてまいりましたが、供用開始を早めるということになりまして、その4車線化につきまして、土木事務所の方で交通の切り回し等にかなり時間を要したと。我々も当然下水を供用開始するべく、協議を進めておったんですけども、発注後につきましてもスケジュール等の調整に時間を費やしましたので、やむなく繰り越したものでございます。

続きまして、公共下水道築造工事第11-8工区でございますけれども、この工事は男里の地区でございます。汚水の面整備でございます。場所は男里川の近傍でございます。道もかなり狭小な道でございます。この地区は、男里川の昔の河川敷と申しますか、かなり地下水位が高いもので、矢板工法にて施工しております。その関係もありまして、進入道路が必要という判断をいたしました。工事施工区域の道がかなり狭小でございますので、進入道路を仮設で設けようという設計方針を立てました。当然この仮設道路につきまして、発注後借地の交渉を重ねてまいったんですけども、なかなか地主さんの御了解を得るのに時間を要したた

め、これもやむなく繰り越したものでございます。

次に、第2点の財源の件なんですけども、一般財源以外の財源につきましては、国庫補助と起債によるものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 1つは11-6工区というのは、新府道というと、旧26号線から下の道路ということではないんですか。はい。

これの主なおくれた理由は、いわゆる4車線化の供用開始を急いだために、その影響を受けたと、こういうことですね、簡単に言えば。そういうことでいいんでしょうかね。

それから、2つ目の方はいろいろ説明がありましたけども、土地を借りるのに時間がかかった。狭隘とか進入道路とか、それは当初から予定されておったと思うんですが、まあ回避できない問題ではないのかなと、この2つともですね。やはり予算を組んで、次の年度も工事があるわけですからね。その年度に執行しないといけないということの意識が高ければ、この2つともが解決できたんじゃないかなと思うんですね。どこかにやはり安易さ、また繰越明許できるんだからというものがあるんじゃないかなという感じを私は持つんで、もう少し年度内予算執行を——それを待っている工事の方もいっしょやるわけですし、そういう点では努力をして、やっぱり年度内に執行すべきだと思うんですね。

私はほかのことでも議論しましたが、当然、行政は責任持って行政をしとるわけですから、おくれたんであれば、だれの責任で、行政的なペナルティーはどうするのかということは、責任と——一線で働いとる方はそら指示どおりやっておると思いますが、課長とか部長とか理事とかというのはやっぱり責任をとる立場ですから、こういうことについてはやはりこの2つの説明を聞く限りにおいては、私は不可抗力ではないと思いますので、そういう点でのこういうときに責任を明確にするという姿勢は必要なんじゃないでしょうか。

でない、責任者とか管理者といっても、一体何のためにそこにおるのかわからない。ただ、淡々と事務を進めとるだけということでは、私はい

ろんな行政改革の基本は、責任をとる人が責任をとるということが明確でない限りは、やっぱり事業というのは責任を持ってやっていけないんじゃないか。大事な市民の税金を使ってやるわけですから、国も景気対策なりいろんなところで予算をつけるとわけですから、それを執行する側の責任は今後明確にしてもらいたいと思うんですが、市長、政治姿勢として、こういう行政がいろんな執行をするときに、こういう繰越明許をやるわけなんですけど、もうちょっと明確にして、やっぱり責任者の責任が議会にも市民にもはっきりするようなことで対応しないと、私はだめなんじゃないかなと思うんですが、そういう点でそういう責任をとるという明確なシステムになってるんでしょうか、今の行政ね。

これで責任をとってどうしたというのは、なかなか私は聞いたことがないんでね。だれにこの責任があるのかわかりませんが、そういうことは明確に市のこの規約の中にも、どこまで、だれの責任かというのは全部書いてあるわけですから、そういうことに厳正に対処して、やる必要があるんじゃないかなと思うんですが、市長、どうですか。これはいろいろ責任の所在、はっきりしとるでしょう。どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 単年度会計主義の精神からいきますと、繰り越しというのはイレギュラーな状態でございまして、本来は年度内に完了するというのが前提でいろんな事業を進めておるわけでございます。

昨年場合は、景気対策あるいは13年度の前倒しという形でも一部事業がありましたから、それらは当初から繰り越し前提というのもあるんですけども、ただ下水道につきましては、特に道路管理者からいいますと、いわゆる占用物件になるわけございまして、特に府道でありますと、道路管理者である大阪府の指示に従うという形にならざるを得ないわけでございます。これは道路法の適用を受けるわけですから、我々が一方で望んでおりました4車線化、これもぜひ早くやっていただきたいということをお願いいたしておりましたし、その中で下水道の立て坑との関係で若干

しわ寄せがそちらに行ったという部分もあるというふうに思います。

それから、もう1つは、面整備の借地という問題でありますけれども、下水、特に工事現場というのは生き物でございますので、なかなか絵にかいたようにはいかない部分がございます。特に地下構造物をつくっていくという中では、周辺の御理解、あるいは仮に一時お借りする用地のいろんな条件の問題とかあるというふうに思いますから、なかなかそれが100%事前にクリアできるというところまではいかない部分があるというふうに思います。

したがいまして、今回2件一部繰り越しという形でさしていただいたわけでございますが、やはりこれからも十分事前の調査なり精査をした中で工事発注をします。しかも、早目にするということが大切だというふうに思います。そういう意味では、当然事業を行ってる者の責任というのはあるんですけども、不可抗力的な分もございまして、一概に執行者側の責任に帰するという部分でもないというふうに思います。今回の事案は2件とも、1つは占用物件の問題、それからもう1つは地域の皆さんの御協力ということがございますので、やむを得なかったのかなというふうには思っております。

今後、できるだけ繰り越しに至らないような対策は、おっしゃるとおり講じていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 意見にかえさせていただきたいと思いますが、やはり結果責任ということが言われるわけですから、そら、おくれた理由があるというのはわかります。しかし、一方には、やはり毎年毎年予算を消化するのに次年度に繰り越せば、次年度の工事も影響を受けるわけですから、そのことでやっぱり責任者、管理者というのがおられるわけですから、そういう長い1年のスパンの中でいろんなアクシデントもありますし、いろんなことを想定した中で予算を執行すれば供用開始も早くなるわけですし、それがやっぱり市民が願っている1つの行政に対する期待でありますから、何が何でもやはりやっけていくと。

これはもう仕方ないなということについては、それは仕方ないとしても、100%責任がないわけでない。そういうことの責任のめり張りをきっちりつけてやることも行政改革の大きなポイントだと私は思いますので、ぜひもう一度、市みずからが決めた各自の責任分担というのはちゃんと法的にも明記されとるわけですから、このことをもう一度精査をして、各責任者、市長も含めてやはり責任をとるといふ、そういうことのめり張りのついた対応をぜひお願いをしたいと、そのような意見を申し上げておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第4、報告第13号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました報告13号、平成11年度水道事業会計継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

151ページをお開き願います。1つ目につきましては、第7次拡張事業でございまして、平成11年度継続費予算現額5億8,951万6,901円に対しまして、支払義務発生見込み額が3億8,944万8,238円でございますので、残額2億6万8,663円を翌年度へ繰越しをするものでございます。

次に、下の配水管改良整備事業でございまして、平成11年度継続費予算現額8億6,886万8,333円に対しまして、支払義務発生見込み額が2億5,26万3,178円でございますので、残額6億6,360万5,155円を翌年度へ繰越しをするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） 繰越しという表現があったんですが、この辺の説明と、繰越しをした理由について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） お答えを申し上げます。

まず、この繰越しでございますが、平成元年から15年までの事業につきまして、151ページの一番前に書いております総計といいますが、そういうことで決めさせていただいております。この繰越しにつきましては、元年からの繰越分を順次繰越してくるということでございまして、毎年上げさせていただいてる繰越しでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、山野さんから御説明があったのは、これはずっと何年間に分けて工事をするというので、そこにのっとって説明をしたと。当然それは予定どおりいっとるかどうかというのは、この説明だけではわからないんですが、当初計画した年度ごとの工事進捗状況と今回の繰越しにおけるこの金額との差は、どういう状態になつてるのか。おくれておるのか、早まっておるのか。当然そういうことがあると思うので、当初の計画とこの年度の執行状況をもう少し詳しく御説明いただきたいのと、今ここでやっている工事の主な工事内容について、もう少し詳しく御説明いただきたい。

それから、これは7拓の問題と配水管の2つの繰越しということで御説明があるんですが、配水管についてももう少し現在の工事場所なり、やっておる中での課題などございましたら、御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 繰越しの分について御答弁申し上げます。

第7次拡張整備事業につきましては、今までの工事内容につきましては、新家配水池の築造建設とか配水管整備事業、そういう形で事業を行ってきております。それと、配水管改良整備事業につ

きましては、全体的に11年度の配水管改良整備につきましては、2,384メートル、これだけ総延長でダクティル管とかがそういうものに石綿管を取りかえたということでもあります。

この配水管改良整備事業の中で、あと残ってる石綿管につきましては、約1万7,800メートル、これだけ残っております。今までのこの配水管の改良整備につきましては、約55%が改良整備済みであります。あと残っている分につきましては、45%残っている状況であります。これらにつきましてのあと残ってる主な路線につきましては、信達樽井線と樽井大苗代新家線、これが主に残っている路線であります。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） この石綿管の問題は、いろいろ人体にも影響があるということで、国も特別に財源措置をして進めるとこだと思うんですが、まだその半分近くしかできておらないということになりますと、いつごろこれを全部100%いわゆるダクティル等に変える予定なんですか。

私も先ほど質問しましたように、当初計画と現在進められている進行状況の中には差があると思うんで、その辺の予定よりは進んだのかおくれおるのか、おくれおるのであれば、その原因は何かということもちょっと御説明をきちっとしておいていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） この配水管改良整備事業につきましては、毎年計画段階の中で約3キロから4キロという目標を立てまして、計画しておるわけでございます。それで、あと1万7,800残ってる中で、あと約5年ぐらいで大体完了するという形で我々水道部として計画しているわけですが、今までおくれた理由というものにつきましては、その道路形態によりまして、細い道路にも昔から引いてる石綿管があるわけですが、その中にもガス管、水道管、もろもろの管がいろいろ入り乱れて入っていると。その中で水道管が一番下になってる状況の場所もあるという形で、どういう工程で工事を進めていったらいいんかというふうないろいろな要素を加味するわ

けです。

そういうような形で水道部として、人のための水でありますので、いかに断水を少なくして工程を進めていくかというふうな、いろいろな要素をかみ合わせて計画をやっていかなければならないということで、おくれたりすることもあるんですけども、できる限りこの石綿管については早急に事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 小山君。回数がふえておりますので、まとめてください。

2番（小山広明君） 明確に5年で一応すべての石綿管がダクティル等が変わる、こう明言されたんですが、それは間違いはないですね。私が議員になったころからずっとこの石綿管問題は議論を聞いておるんでね、私になってもう12年ぐらいたつわけですから、あと5年で、今の小さい細い管もあるということですから、これからの方が大変じゃないかなと思うんですが、5年でやれるというように了解していいわけですね。

それから、計画と実際の進行はどうかという質問をしたんですが、それも答弁がないので、これは後でも結構ですけども、いずれにしてもちゃんとわかるような資料を示しておいていただきたい。

最後に、5年でやれると。財源の問題もあると思いますから、国の方のそういう起債の問題もあると思うので、それは間違いはないですね、5年でやれるということで。それだけ聞いときます。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） あと5年で石綿管の解消ができるのかどうかということでございますけれども、先ほど課長が答えましたように、当然5年で石綿管の交換をするということで我々努力をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———大森君。

5番（大森和夫君） 第7次計画ですけども、前回も議論になったと思うんですけども、高いところに配水池をつくるということで、それに関する事で、宮の開発に関して業者の方に負担を求めつもりはないのか。前も求めたらどうだという

意見がたくさん出たんですけども、その辺のことは変わりがないのか、お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 新開発地の配水池の問題ですけども、これにつきましては以前の議会でも御答弁申し上げましたとおり、その開発者に対しまして応分の負担を求めるということで進めてまいっております。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 応分の負担というのは、住民の数ですわね。308戸なら308戸ということで、これは例えば308戸全部埋まらなくても、その分は業者の方からいただくということでいいんですね。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 応分の負担につきまして御答弁申し上げます。

その事業費にかかる費用から、新家の総人口分の308戸という形で応分の負担をしていただくということで考えております。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 水道料金の値上げは、これも前の議会で議論になったと思うんですけども、府営水も上がるだろうという話もありましたし、これに関する事業で水道の値上げがかかってくるのか、もしか水道の値上げがかかってくるなら、その宮の開発以外の新家の方は、まあ言うたら開発によって水道料金の値上げというふうな感覚が出てくると思うんですよね。そういう意味でいうと、308戸分の負担というのが応分なんだろうかどうかというのが市民感情で出てくると思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野野太郎君） 御答弁申し上げます。

当然、我々今年度中に値上げをいたしたいというふうに考えておまして、この値上げにつきましては、いろんな水道の経費等につきまして、当然水を売って幾らということでございますので、いろんな経費については水道代に転嫁をすると、これはやむを得ないというふうに考えております。

また、応分の負担ということでございますけども、先ほど課長が答えましたように、308戸分の応分の負担をいただくということで進めておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） これは質問ではないんですが、先ほども言いましたように、こういう事業で値上げがかかってくるというのは、市民感情でいえば応分という感情はしないんじゃないかということだけ意見として述べておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 年度末の通次繰り越しにかかわる問題なんで、応分の負担ということでは言われたんですが、私はちょっと中身がわかりませんので、お示しをいただきたい。

通常、負担といえますと、開発者の負担というのは拡張整備負担金、それからメーター分担金、工事分担金、業者に給水条例にのっとって課している負担金というのがありますが、今回の場合には、議会でもかなり問題になっているわけですね。それで、なぜあの高区に配水池をつくる必要があるのかと。既存の従来の新家ポンプ場ですね。面積的にいってもほとんど変わらない。そこを少し買い足しすれば可能なものにもかかわらず、あえて高区に持っていく。そのことによって、また管を布設しなければならない。配水管をわざわざ上まで持っていかなければならない。そして、そこからまた給水管、これは各戸に水をまくばっていき、そういう管ですが、高区までわざわざ配水管を持っていかないかん。そういうふうなこの開発にかかわっての特殊事情から来る負担、これは当然業者をお願いをしてしかるべきではないか、こういう意見なんかも出ているわけですね。

ですから、今回の応分の負担という負担の中身は、いわゆる拡張整備負担金等々、給水条例にのっとった負担以外にどの程度の負担を業者に課したのか。それがこの3億8,900万何がしかの額の中にどれだけ算入されているのか。これだけ事業をするわけですから、当然これはほとんどあれですよね、起債が1億、それから管を布設すれば、企業会計ですから減価償却で後年度負担に覆いかぶさってくる。これは水道料金という格好で利用

者である住民の皆さんに負担をお願いする、こういう形になるわけですから、開発に伴う正当な負担については、開発者に負担をお願いする。従来からこういうやり方でやってきているわけですから、今回こういう形で出てきている数字の中身です。ね。応分の負担の中身をお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 和気議員の応分の負担について御答弁申し上げます。

施設に係る案分という形で、受水池の建設、受水池のポンプの施設、それと送水管、配水管、それと配水池のタンク、そして向田橋のかけかえという形で、総事業費といたしまして5億4,077万円。それに対しまして、6,057分の320戸、この金額を負担額といたしまして2,856万9,600円。それと、加圧ポンプの施設、それと加圧送水管、この合計金額につきましては1億3,330万円。これに求めます応分の負担につきましては1,240戸分の320戸。この合計が3,440万円。そこへ洗管料とか事務費が入ってくるわけですが、それらを合計いたしますと6,454万9,800円。これだけ応分の負担分として開発者よりいただくようになっております。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、今の額も聞きたかったわけですが、通常の開発にかかわる条例ののった負担分、それが幾らか。それ以外の、この開発に絡む特殊事情から来る条例以外の、しかし開発者の責に帰する負担と、こういうものをどういうふうに見積もられ、どういうふうの開発者に負担をお求めになったのか、その辺を聞いています。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 失礼しました。条例分における負担額について御答弁申し上げます。

この条例分につきましては——ちょっと時間をとりまして申しわけございません。書類を探しますので、大変申しわけないんですけども、時間の余裕のほどいただきたいとしますので、よろし

く。

大変失礼しました。条例分の負担でありますけれども、拡張整備負担金、これにつきましては規定の第36条第1項第1号アの部分、1戸当たり5万円で308戸、これが1,540万円。それと、イの部分で1戸当たり13万9,772円掛ける308戸、これで4,304万9,000円。それと水道施設分担金、これが1戸当たり10万円、これ掛ける308戸で3,080万円。それと事務手数料246万4,000円、洗管料130万3,000円、合計で9,301万6,000円、これだけ条例分としていただくものでございます。

それと、先ほど御答弁申し上げました条例分以外の応分の負担としていただいたものでございます。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ここまでお聞きしましたので、さらに若干お聞きしたいと思うんですが、条例分で約1億近く、それからいわゆる応分の負担ということで、受益者をお願いをして特別に6,454万9,800円と、こういうことなんですが、これについてはどこがどうなってるかということの根拠ですね。私がかねがねこの問題では、いわゆる高区へわざわざ配水管を布設して持っていくんだから、せめてその分ぐらいは業者の責に帰す問題として業者に負担させるべきではないか、こういうふうに言ったんですが、この6,454万9,800円、これについての算定の根拠といたしますが、いわゆる業者に御負担を願った根拠、こういうものについては明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 御答弁申し上げます。

この第7次拡張整備計画の中で、これはあくまでも水道部が第7次拡張整備事業の前に第6次拡張整備事業、その中で新家配水区の築造という形で位置づけたという経緯がございます。それで、第7次拡張整備事業に乗せたという形の中に、たまたまそこへ開発業者が来たということでありまして、これはあくまでも阪神・淡路大震災の教訓

を生かした中で、泉南市としても水の供給安定を図る上で配水区のブロック化という形を考えております。

それで、当然災害が起こったときに最小限に食い止めるといふことの位置づけにおいて新家配水区を設置するということでありまして、この業者に対して建設費、本来なら水道部が全額負担する中で、開発がたまたま来たという形の中で、その308戸分を供給するに当たって応分の負担をしていただくという経緯をもって、この新家の6,057戸分の308戸分の応分の負担をしていただくという計算をおきまして、この数字が出たということであります。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 情報公開条例も既に4月1日から施行されておりますし、さらに今議会では行政手続法を受けた行政手続条例等も出ているわけですね。当然住民なり各団体、業者等も、いわゆる行政指導のあり方、行政処分のあり方については、明快にその根拠を求めることができる。いわゆる公明正大な行政のあり方を常に住民は受けることができる、こういう条例をせっかくなつくっているわけですから、応分の負担、応分の負担ということではなくて、応分の負担の中身ですね。明確に根拠のあるものでなければならぬわけですから、いやしくも公金に算入する額ですから、何回も同じことを聞いているので、そういう点ではもう一度御答弁をお伺いしたい。

あくまでも応分の負担ということで、漠として数字で処理されてるのか、それともこの部分については業者の責任に帰す問題として、当然業者からもらうべきお金だと、こういうことで明確にされておるのか、その辺ははっきりとお示しをいただきたいなど、こういうように思います。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 御答弁申し上げます。

この応分の負担、これにつきましては新家配水池建設で7,250万円、これだけかかるわけでございますけれども、これにも開発者より（和気 豊君「単位間違ってる。7,250万どころと違うや

ろ」と呼ぶ）いえ、受水池の建設費だけを今述べさせていただきました。これにつきまして、7,250万円の建設費がかかると。その中で6,057分の320戸分、これだけの金額を開発者より負担していただくと。先ほど申しました受水池のポンプ施設とか送水管、配水管、それと配水池の配水管、これらもすべて320戸分として計算した中で、開発者より求める。その合計が全部で6,454万9,800円、これだけ開発者よりいただくということでありまして、御理解賜りたいと存じます。

以上であります。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、最終的にお示しをいただきましたが、配水池の築造にのみ限って7,500万何がしかのその分に限って御負担をいただく分と、こういうことですか。それならば非常に有利ですし、当然そういうふうに承りますと、その他の管配水とかもろもろの事業がいっぱいあるわけですが、そういうものについてはどうされるのか。また、余分に別途、他のいわゆる工事部門についても何らかの負担を求められるというふうにも聞こえるわけですが、この辺はどうなんですか。もうちゃんと教えてください、1回で。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 御答弁申し上げます。

先ほど申しました答弁の中で、受水池建設費、これは1つとして挙げさせていただきました。受水池のポンプ施設、これも7,000万円とか、配水池のタンクですね。（和気 豊君「3億やろ、配水池は」と呼ぶ）いえいえ、先ほどの申し上げました分につきましては、受水池の建設ということで挙げさせていただきました。

それで、配水池のタンクにつきましては、次の補正予算でも上げさせていただいてますように、3億上げさせていただいております。それらにつきましても、6,057戸分の320戸として応分の負担をしていただくということで、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第5、報告第14号 平成12年度泉南市土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第14号、平成12年度泉南市土地開発公社経営状況につきまして御説明申し上げます。

153ページでございます。

本報告は、平成12年度の事業計画、予算及び資金計画に関するもので、去る3月30日に開催されました評議員会に報告をいたし、理事会で承認されたものでございまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告するものでございます。

157ページをお願いいたします。収入支出予算の総額は、それぞれ5億516万2,000円と定め、借入金の限度額は4億494万7,000円以内と定めさせていただきます。

予算の内容につきまして、主なものを御説明申し上げます。

158ページをお願いいたします。収入につきましては、事業収入として市から買い戻しを予定しております信達樽井線用地、砂川壱井線用地、柳谷川改修用地、合わせて9,721万5,000円を計上させていただいております。

次に、159ページをお願いいたします。支出につきましては、土地取得費で信達樽井線用地、市場岡田線用地、地区計画区域内整備用地の3事業、合わせまして1億6,971万円とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今、土地取得計画と土地売却計画を説明いただきましたけども、この土地取得計画、今の時期になぜこれが必要なのか、何のためにこれを取得するのかわかりません。その説明を1点。

それから、今の時期に、例えば信達樽井線の用地取得ですけども、100平米で9,588万3,000円、簡単に計算しても、単純でも1平米95万8,830円ですか、これがなぜこう高いのかわかりません。したがって、場所がどこなのか、それから坪何ぼなのか、説明願いたい。

それから、売却用地ですけども、これも非常に高いな。いつごろ、何ぼで取得して、どこへ売却するのか、これも場所がどこなのかわかりません。御説明願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 前土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 2点の御質問ですけれども、1点目の取得計画の中で、何のために取得するのかということですけども、信達樽井線用地並びに市場岡田線、地区計画と、この3つの物件を上げておりますけれども、信達樽井線事業につきましては、過去から現在までずっと継続している事業でございますので、中断というわけにはまいりませんので、今後も引き続いて継続して予算の範囲内で買収を行ってまいりたいと、このように考えております。

そして、2点目の買収費が高いのではないかと御指摘でございますけれども、100平米で9,588万3,000円の予算計上をさしてもらっておりますけれども、用地取得費とそして物件補償費、この2つを合わせて9,500万ということなんです。

そして、場所につきましては、余り具体的なお示しは差し控えたいんですけども、一応旧国道26号線の角地というふうにお答えさせていただきたいと。面積は100平米でございますけれども、物件の補償費は180平米ですか、建物自身かなりの面積の補償が伴いますので、100平米で9,500万といえ非常に高いように見受けられますけれども、物件そのものの補償が約7,000万ということで、かなり広い建物であるというふうにお理解いただきたいと思います。

そして、売却が高いというんですか、土地売却計画の中で全体的に高いのではないかということですが、この物件については比較的新しい物件が中心でございます。取得年度は、古い物件で8年、10年、11年、このあたりに買収をされた物件の買い戻しでございますので、利息についてはさほどこの買収費の中には含まれていないというふうに御理解をいただきたいと思いをします。

以上です。

〔奥和田好吉君「今の、ちょっとわかれへん。

これ売却が3あるでしょう。それから、取得も3あるでしょう。どの場所かということを知っているんです。これは発言の中に入っておりません」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 場所でございますけれども、買収の場所及び買い戻しの場所については、評議員会で位置図でお示しをさせていただきます。

それで、具体的にその場所を限定する地番はちょっと持っておりませんので、樽井の何丁目の何番とまでは申し上げかねますけれども、旧国道から樽井の暫定利用で利用している駅前広場、そこまでの区間で4カ所の買い戻しが信樽の場所というふうに御理解をいただきたいと思いをします。

そして、市場岡田ですけれども、これは尋春橋から砂川生コンまでの間の3カ所の買収を予定いたしております。

そして、地区計画ですけれども、これは新家の駅から兎田の方に行く道がございますけれども、その新家の駅のすぐ角のお家と、このように御理解をいただきたいと思いをします。

そして、売却ですけれども、売却の場所につきましては――済みません、取得の信樽の方を間違えました。取得の場所ですけれども、これは先ほど申し上げたように、旧国道の角のコンビニエンスストアが取得の場所になっております。そして、売却の場所については、今申し上げた樽井の暫定利用の広場までの4カ所の場所を予定いたしております。

そして、砂川樫井線の売却の場所でございますけれども、これはアルミ大型工場の隣接地と御理

解いただきたいと思いをします。

そして、柳谷川の場合ですけれども、これは一丘小学校のすぐ下の付近地というふうに御理解をいただきたいと思いをします。

以上です。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） そんな中途半端な答弁で承認をいただきたいと言ったかて、これ承認でへんで。場所がどこにあるか、はっきりわからん。適正価格なのか、それもわからん。そういう中途半端な答弁の中で我々にそれを承認いただきたいと言ったかて、無理な話ですよ、それは。場所がどこのか、適正価格なのか、そこらのどこをはっきりできない限りは承認できにくいと思いをしますよ。その答で言えないのであれば、資料を出していただきたいと。どこのか、場所は。そして適正価格なのかどうか、お答えいただきたいと思いをします。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公社の用地の取得、またその売却等の事業につきましては、いろいろこの議会でもかねがね論議をいただいているところでございます。

私どもといたしましても、今の状況からして、できるだけその取得につきましては抑えると。また、売却につきましては予算の許す限りできるだけ買い戻しをしていただくということで、極力努力してきてるところでございます。

そういう中で、取得計画につきましては、今の各長期の継続してございます事業の各路線におきます地元からの買い上げ要求等、やむを得ないものにつきまして、私どもといたしましては、その中で最低限対応せざるを得ないということ。そしてまた、売却につきましては、計画的に各事業原課に買い戻しをお願いしているところでございます。

そういう中で、今年度、12年度の事業計画につきまして報告してもらったものでございまして、この件につきましては、先ほど助役が説明させていただきましたように、12年の3月30日の評議員会でもいろいろと御論議をいただいた中で御承認いただいたということ踏まえまして、今回報告させていただきますもので、その点御理

解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今言った資料、これは出せないということですか。それとも、この間理事会で出された資料が出るのではないかと思いますけども。

それから、売却ですけども、適正価格で購入したものを適正価格で引き取ってもらうと、そういう意味なんですか、今言われたのは。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 売却につきましては、その時点での買収価格とその後の利息の分を上乗せした価格で買い戻しをしていただくということでございますので、その点御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 資料につきましては、情報開示の問題もございまして、事務に支障のある情報及び個人情報等に該当し、条例に基づいて非公開とするというふうな買収価格、場所の特定というんですか、その点についてはちょっと個人の情報にかかわることですので、資料としてお出しできる部分についてはお出しさせていただきますと思うんですけども、これからの買収については、場所の特定など差し控えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） まことに失礼でございますけども、評議員会に提出した資料、今手元にちょっと準備できませんけども、その資料につきまして後日御配付させていただくということで、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 新進市民連合の島原です。民主党入党予定者でございます。

今の議論を聞きまして、私も若干お尋ねをした点がございますが、1つはこの公社制度というのは、公共団体の1つの事業を担って、将来にわたる運営というものをなさっているわけですが、これはあくまでも法律上は地方公共団体の中における事業推進に当たって、その財政負担を

どうしていくかとか、あるいは事業の推進をどうしていくかとか、そういうようなことがいろいろ問われてるわけです。

現在、問題になっておるのは、全国でもこの土地開発公社・協会の問題であります。したがって、この事業進捗に当たっては、市の直接的な監査も入っていない。いわゆる民間の民法法人に基づいた団体でありますから、そこまでの規制がなかなかできていないというところもありますけれども、今の時代にこの公社の運営そのものにかかわる財政負担というのは、うまく事業が進めばよろしいんですけども、もし赤字に転落した場合、あるいは財政上どうもこうもならないといった場合は、結局債務負担行為として一般の会計、市民負担となってくるわけでありまして。

したがって、この公社の運営というものを今後もっと見直す必要があるのではないかなというふうに思います。例えば、公社の職員の身分も一体どうなってるのかと。民法法人ですから、そこに派遣する職員の身分はどうなるのか、あるいは賃金や労働条件を含めて、そういうことの取り扱いはどうなのかと。それから、資金の調達にいたしましても、これは将来的な事業の計画と見合わせてどういう形にするのか。これはすべて現在のところ一般会計に一部の資金の流用というふうになっておるんですが、これらに対してはどのように理事長としてお考えなのか。今度新しい助役さんがこれらの責任者でありますから、その所見をちょっと伺いたいと思うんです

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま島原議員の方から公社の運営のあり方について御質問をいただいたわけでございますけれども、土地公社につきましては、ただいま御質問いただきましたように、その保有地の問題等々に端を発しまして、経営改善のためにいろいろ努力していく必要があるということで、昨今いろいろと自治省あるいは建設省等からも指導をいただいております。

特に長期間利用せぬまま公社で保有をしておる土地についてどうするのかといったところ、あるいは市から先行買収をするに当たって、本来事業用地でないようなものもあるのではないかと

ような指摘もございまして、そのあり方について十分検討を進めるようにということで御指導いただいております。

当会社につきましても、今御指摘ございましたような点、職員の問題ですとか、あるいは長期保有地の問題とかにつきましても、この間十分検討を進めてきております。近々理事会、評議員会がございすけれども、これに対して諮って、御議論をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 法律上は民法法人ですから、一般行政で取り扱うような内容とは若干違いますけれども、民法法人であるがゆえに議会のチェック機能なり、あるいは住民の声が届いていないというふうなことにまなりかねないわけですし、これはやっぱり制度の上でももっと整理をしておくということが必要ではないでしょうか。

現在でも、本市の場合、相当の公社の借金というのがありますから、何十億というような感じになってますが、これらも将来的にどう解消していくのか。国の借金も645兆円ということで、日本人1人当たり換算しますと約500万程度の借金になるわけですが、本市の場合も必ずこの一般財源に先ほど申し上げましたような影響が及んでくると、負担行為というような感じで及んでくるわけですから、これらの運用については、きちっとした制度化のできるような再検討をひとつしておく必要があるのではないかと。

これも前々からの問題ですけれども、要らない土地については、これはやっぱり公共財産を売却するという前提に立ってもらってこれを処理しないと、財政上入りと出の関係というものが違うわけですから、そしてまた資産価格もバブル期と違いまして、土地の値段も買った価格で売れないという現実の問題があるわけですから、これをいつまでも放置しておきますと、何回も申し上げるようですけども、一般の財政にも影響があるわけですから、そこらあたりの財源の措置なんかは一体どのように考えてるのか、御答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、この公社問題というのは、全国的な問題と申しませんが、課題になっているところがございます。

そういう中で、本市も今までの経済の右肩上がりの中での1つの施策展開ということの中で、こういうふうな一定の事業展開を行ってきているところがございますけれども、現在の状況からしまして、やはり今までとは違った形で、議員御指摘のように財政負担をできるだけ軽減していくという方向の取り組みをやっていく必要があると思っております。

そういう中で、1つはできるだけ計画事業を推進していただいて、できるだけ買い取ってもらいと、これが第1でございます。だけど、それだけでは今の財政状況の中、難しい問題がございますので、場合によりましたら、議員御指摘のように長期保有地で、場合によればその目的ではなしに、その目的の事業が変更とか、そういうようになっている場合は、その土地についての別の処分、場合によったら完全に処分してしまうとか、そういうふうな多方面の計画を考えていく必要があるのではないかと思っております。

それと、今後の先行買収については、当然より厳しい精査と申しますが、これは内部におきます1つのチェックシステムと申しますが、そういうことも視野に入れた検討もしていく必要があるのではないかと思っております。

そして、基本的に本市の財政標準規模から申しますと、今百二十数億が利子を入れてあるわけがございますけれども、その約半分あたりが一般的な標準的な額ではないかと思っておりますし、それに向けまして、できる限りいろんな方策を考えてまいりたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう少し正確な金額を教えてくださいなんですが、借り入れ総額は今120億程度と、こういうふうには総務部長はおっしゃったんですが、3月の評議員会ですか、発表された額とは若干違うと思うんですが、もっと正確な数字をきちっと述べていただきたいと思っております。

それと、先ほどもちょっとお尋ねしましたが、この公社、協会等に派遣の――まあ協会は

ありませんですけども、職員の身分とか、そういうことはどうなんですか。本来でございますと、今申し上げましたように民法法人ですから、出向というような形のもの、市長が任免権者ですからそのようにしてるのか、あるいは今までの私の記憶では、じゃ任免権者として任命された開発公社に出向する職員のそれぞれの給与、賃金あるいは福利厚生等も含んで、別の予算なり財政の立て方ということをするのが当然ではないだろうか。監査の立場からしてもそういうふうなきちとした区別をすべきだということも聞いておりますが、そこらあたりの見解をお示し願いたい。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 1点目の保有量の問題ですけれども、平成10年度末の公社の保有量は132億、平成11年度はまだ決算認定を受けておりませんが、事務局で決算書を作成した段階では保有量は130億と、11年度決算では130億というふうに御理解いただきたいと思います。

そして、職員の身分ですけれども、現在土地開発公社には2名の職員がおります。1名が市からの出向職員、もう1名が専従職員、これはあくまでも市から派遣された専従職員ですので、2名とも市の職員の給与及び勤務条件に準じてると、そのように御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） わかりました。その保有量の問題はわかりましたが、職員の身分の取り扱い、もちろん市の出向ですから、市の方の一般財源から給料を補てんしてると。全体の中で一般職員と変わらないような感じで補てんしてる。

私の言いたいのは、これはあくまでも協会なり公社の職員だから、その中で補てんを、補助金を出していくとか、いろいろな方法があると思うんですが、いずれにしてもきちとした民法法人に対する出向者に対しては、民法法人の中でいろんな人件費なり福利厚生費なり社会福祉的なものも含んで身分保障するのが私は当然ではないかなというふうに思うんです。ですから、そこらあたりも将来はきちとしておく必要があるのではな

いだろうか。

いやいや、そんなことありませんよ。あなたはちょっと認識不足で、それは今までも公社の方できちと公社としての予算なり何なりを組んで適正な措置をしてるとということなのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） ちょっと申し上げたことが十分御理解いただけなかったようなんですけれども、出向職員については、あくまでも市が人件費を負担すると。出向職員については、市がその人の人件費は負担していただくと。ただ、1名については専従職員と。この職員については、公社会計からその職員の人件費を負担すると、このような形になっております。ただ、身分とか、あるいは勤務条件、すべての面は市の職員に準じております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 回数も来てますからこれでやめときますけども、意見にかえておきますが、問題はその公社の経営そのものをやっぱりきちとした、議会が監視できるような、機能の果たせるような組織機構に改革をしてほしいと。これはまた、住民の側からもこの問題について疑念を持てば、これはきちとした情報公開なり説明責任が、今のよう形ではなしに、責任の持てる説明責任というものをきちとしていただけるような機構改革をしてほしいと。

もう一つは、これはちょっと議論の違うところでもありますけれども、職員が公社に出向したと。それも当然、出向ということと身分保障というのは違うわけですから、例えば一般職員から公社に出向したと、あるいは清掃事務組合に出向したということなら、清掃事務組合の中で予算化せないかんし、あるいは公社の方で予算化しなきゃいかん。

そういう発想を持たないと、ごちごちゃになって、じゃ一般行政の仕事をしてないのに、その中の人件費は1人多くなってるやないかと。ほかの分まで全部負担してるのかと。701人おって、1人は公社に出向したと。あとの700人は一般

事務に携わってるという視点からしても、僕は今の時代にそういうやり方はそぐわないのではないかと、このように思うんですが、これは意見として述べておきますから、どうぞ行政の方も検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。
2番（小山広明君） 長く保有してある土地がなかなか処分されない問題で、これまでの議会の議論の中では、自治省などにも協力を求めて、長期化している土地の処分について何とか対応したいという答弁があったんですが、市が買い取るときには取得原価プラス金利そのまま、そして管理費を乗せて買い取るから、問題がないといえば処理上は問題ないんですが、他に売却するとなると時価で売却するということになりますね。だから当然その差額が出てきますね。差額をどうするのかということがあると思うんですが、その辺の議論、解決はどうなっておるのかですね。

それから、今回これを取得、先ほどの総務部長の答弁で私は矛盾があると思うんですが、買う方は少し抑えて、買い取ってもらう方は多くしていきたいという答弁があったんですが、今回予算で出ておるのは、買い取る方は1億6,900万、それから売却する方は9,700万ですから、明らかに言った答弁とは矛盾しとるわけですが、こういう時代ですから、この取得した土地は、取得すれば一日も早く市が買い取るということがあるのかなと思うんです。

そういう場合に、10年度の土地明細しかないんですが、今まで一番古いんで1988年に買った土地が記載されて、一番古いので1973年ですから、73、83、93——30年近く前に買った土地をまだ公社は持つとるんですね。その持つとる土地の金利はずっと銀行に支払とるんですが、その支払とる原資も銀行から借りとるわけですね。だから金利に金利が重なっていくわけですね。

こういうあり方というのは、至って市民から見れば、払う金利も銀行から借りて、銀行へまた返していくと。こういうことはなかなか理解に苦しむんですが、これは早急に何年に買い取るという

ことをやらないと、市長も何ぼ長くても4年で一応市民の洗礼を受けるわけですから、なかなか古い土地を処理するという雰囲気にはならない。これの責任者は、大阪府から出向されておる蜷川助役が一番責任者ですね。蜷川さんにすれば2年で帰るわけですから、ほんとに責任を持った運営ができないんですね。古いものをおれの時代、2年間で何とかしてやろうかという気持ちがなければできないんですが、そういう今までの議論もずっと、蜷川さんが来ておられて、市長がやれと言うから、はいやりますと言ったのではないと思います。嫌なことは嫌だと言ったらいいんですからね。

しかし、やるからには、今までの課題の問題をあなたの任期中に解決するということがなければ、安易に私はその任務を受ける必要はないと思いますし、その辺の議論が市長との間にもあったのかどうかですね。責任者ですから、そういうことも含めて、この今までの長期保有の土地の問題、それから行政から買ってほしいと言われたときに必ず約束どおり買い取ってもらう担保が、私は書類上もちゃんとつくっておくべきだということもこれまで言ってきておりますから、この予算に関してはそういう買い取りの明確な公文書があるのかどうか、そういうことも含めてきちっとしていただかないと、何の改善にもならないと思いますので、その辺を御説明いただきたい。

それと、もう一つ、10年度で土地明細が我々に示されとるんですが、取得原価と支払利息という欄で出ておるのは、取得原価は113億円、それから今までの支払利息が18億円となっておりますが、これは2つの公社がありまして、開発協会から公社に買い取ったときを全部取得原価にしとるんですね。これは至って実態と合わないんで、これは前から私議論を言っとるんですが、括弧づきでもいいから、明細でいえば旧持ち家制度、それから鳴滝第一保育所用地、産業廃棄物処分場用地、この3つがそうだと思うんですが、この面については括弧づきでもこの土地そのものの取得原価が何ぼで、そして今日まで利息支払いは何ぼかというのをちゃんと出してもらわないと私は議論が違おうと思うので、この辺はやっぱり今回の報告の中にはちゃんと示していただきたい。これはわ

かっと思っと思うんですが。

多分、私のつたない計算では、約13億円と思っ思うんですね。だから、示された18億円と13億円がプラスされますから、31億円を超える金利をこのいわゆる開発公社関係では払ってきたということになると思っ思うんですが、その辺の数字もちょっと御報告いただきたいと思っ思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 第1点の、現在売る場合、その鑑定価格との差額の問題が指摘されてございます。これは確かに問題だと思っ思います。ただ、長期保有していきまると、何もしなければいわゆる金利が年々余計かさんでいくと、こういう問題があるわけですし、その辺をどの程度のところで折り合っって対応していくかということが1つの課題であると思っ思っております。

だから、安易に売却という形はとられないわけでございますけれども、今の全体の公社の財政状況の中で、どういうふうなことがとり得るのかということにつきましては、各個別の土地につきましているいろいろと検討、また評議員会でも議論していただく中で決めていきたいと。場合によりましたら今後の金利負担等を考えた場合、ある場合には損切りのなものをやらざるを得ない部分も出てくるんじゃないかと。そのときには、市の負担云々になるわけでございますけれども、これも財政状況によりまして一挙にできるのか、また長期に補償していくのかというふうなことについても、1つの検討課題であると思っ思っております。

それと、買い取りと売却の件でございますけれども、これはその時々事業計画の状況によりまして、それが逆転と申しますか、買い取りが多くなる場合、一時的なものとしまして、そういう場合もやむを得ないのではないと思っ思っております。

それと、具体的に買い取りですね、その申し出等の場合の各原課からの公文書的なものの扱い、これにつきましては事務的に整理をしてまいりたいと思っ思っております。

それと、最後の記載の表現でございますけれども、これは検討して、できるだけその意に沿うような形で参りたいと思っ思っておりますので、よろしく御願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 公社の保有して土地について、どうしていくのか、決意をとということでございませけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、長期保有地につきましては、自治省、建設省からも御指導いただいております、通知等も出ております。基本的に10年を超過した塩漬け状態の土地、これにつきましては、できるだけ当初計画と異なる用途への転用や民間への売却を促してるといふような状況にございませ。

今、御指摘がございましたように、当公社におきましても長期間保有して土地がございませるので、その土地の問題につきましては、売却するのか、あるいは用途を確保したまま他の有効利用を図るのか、そういったことについて公社の負担にならないように検討してまいりたいといふふうにご考慮しております。

どうぞよろしく御願ひします。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 助役、この議論はもうして、一定の整理をどういう形にするかというのは文書でも報告されると思っ思っすよ。だから、もうどの土地をどうするかということをご議会に示す時期だと思っ思っすね。

もう1つは、売却についての損切りですね。損切りが出て、それはそれを覚悟してやるということも報告されておりますから、じゃ損切りについてどうするのか。これは自治省なんかにも御願ひをして、地方債にしていただければ、ある期間を通して負担していくわけですからね。そういうことが自治省——これは自治省だと思っ思っすけれども、そういうところでどの程度そういう損切りについての負担をどうするかというのは話がついてると思っ思っす。でないとなかなか進められない問題ですよ。市独自にそれは損切りを処理するといっただって、市は独自に地方債とか出せないわけですからね。そういう点では、一番やれる方法としては、特別な地方債を組んでいただいて、損切り分を何年間にわたって負担していくと、こういう方法しかないと思っ思っすね。

これはもう随分議論をして、行政の方から損切りがあっても民間に売りたいといふ話があったわ

けですから、その点、あなたは2年で帰るのであれば、2年の中で解決すると。あなたはそれだけの立場を持つわけですから、そういう点で明確にここで言って、これからの2年間をこの公社の問題解決に道筋をつけるということはちゃんとないと、市長からそれを任命されて、そのポストにつくということは、私は無責任とまでは言いませんけど、やはり責任あるポストの受け方ではないのかなと思いますので、その辺の議論は市長とも十分してもらわないと、私はだれもこれを解決できないと思うんですよ。

どんどん次送りして、まただれかやったらいいわと、こう来て今まで来たわけですから、今までのはもう言わないでおきましょうよ。あなたのおかげから、ついた限りにおいては、そこにある問題については2年でちゃんと処理をすると、そういうことをちゃんと市長との関係の中でもやっぱり約束した中で議会に表明して解決していかないと、どんどん後に問題が残っていくと思いますので、再度そういう点に立っての答弁をいただきたいと思います。

それから、細野さんから答弁があったんですが、これは行政から今回の予算の中で買い取りの要求があったのに、じゃまだ文書ではないということなんですか。ここでは何回も議論があったから、これは何年にこういう事業計画で買い取りますということがなかったら、受けてはならないと思うんですよ。それはやっぱり市長の方から、この事業はこういう目的で事業化するんだから、必ず買い取りますというようなことを公文書で発行して、それを議会にも市民にも明らかにして縛りをかけないと解決しないと思うので、それを再度、文書があるのかないのか、あるのであれば、後でもいいですけども、出してもらいたい。

それから、これは後で助役が答弁したと重なって、10年という問題と重なっちゃうんですが、いわゆる協会からの買い戻しの分は、これは隠れておりますので、そういう本当の意味での土地を買った取得時期ですね。そこを踏まえてやってもらわないと困りますよ。でないと、協会からの買い取り分は新しい年度ですからね。そういう点ではあの問題が一番長いわけですから、そこは

実態的に言葉でごまかさないように、平成9年、1997年に買い取ったというように書類はなっておりますけども、これは実際は73年ですから、ほとんど二十七、八年たっておりますからね、そういう点で、そこは実態に即した対応をぜひしてもらいたいと思います。

この問題については十分議論はされてきておりますから、とにかく責任を持って運用するようなシステムをちゃんとやって、議会にもお約束いただきたいと思います。じゃ、最後にそれだけ答弁をしておいてください。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 助役に答弁を求められたんですけども、まだおいでになって、公社の運営自身の中身も私も十分話しておりませんので、私の方から……（小山広明君「助役にはそんなこと聞いてない」と呼ぶ）財政支援の問題ですけれども、実は昨年8月の27日ですか、五大紙を通じて塩漬け用地の問題で、市町村がその土地を民間あるいはそういった団体に売却した場合、当然損切りというんですか、損失が出るということで、自治省がその対策指針を発表いたしました。それには来年度まで、すなわち平成12年度までに財政支援も検討するというふうな記載がございました。

私どもは、初めて公社の保有地の、特に議員御指摘の昭和48年に取得した物件、今泉南市土地開発公社では4物件持ってるんですけども、この物件については可能な範囲で売却に努めたいというふうな意思表示をして、実は昨年の7月21日の理事会で初めて保有地の売却問題をテーマとして、それ以降ずっと継続して各理事の皆様方と議論を重ねております。

そして、一応タイムリミットは1年以内にその結論を出したいということで、ことしのこの7月の21日がちょうど1年になりますので、その日に理事会を予定して、最終的な売却問題の結論をお出ししたいと、このように考えております。それを過ぎてから議会に物件あるいはこういった状況になるかということをお示しいたしたいと、このように考えております。

そして、行政からの買い取り保証なんですけれ

ども、これは昨年度ですか、阪南9市で玉野市と岡山市など行政視察させていただきました。そのときにこの買い取りが岡山、玉野の両市も非常におくれておりますので、行政といろんな交渉をしてるという話の中で、私どもも参考にすべき点が大いにありましたので、視察後、ですからことしの1月ですか、従来の様式、書式を変えまして、いつまでに買い戻しをしていただくという時期の明確化をいたし、そこに記入のない場合は、先行取得はやらないというふうな方針を出しております。ですから、従来よりは買い取りの時期が明確化されたというふうに御理解をしていただきたいと、このように思います。

そして、3点目の取得の古い3物件、廃棄物処分場用地、持ち家制度用地、鳴滝第一保育所用地、この3つの利子が、利息を含めた額を公社が取得しましたので、48年当時の取得原価と、そしてそれ以降の金利、これをひくくめた額で公社が取得原価というふうな認定をいたしております。これは提案もございましたので、今度の理事会で各理事の御意見はまたお伺いするつもりですが、公社としては、協会の持っていた保有地を公社が取得したのが平成9年と、9年時点での取得原価、事務費は公社の取得費と、このように私ども考えておりますけれども、理事の皆様方に一度また御相談を申し上げたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の再度の御質問にお答え申し上げます。

ただいま局長の方から答弁申し上げましたけれども、いわゆる民間に売却した場合の売却損、損切りにつきましては、今御答弁申し上げたとおり、自治省の方からは、当面土地の積極的な処分を要請するというところでとどまっております。

2年間で道筋をつけよというふうな御質問でございますけれども、長年にわたる経過がある問題でございますので、2年ですべてに見通しをつけるということは、非常に困難であろうかというふうに存じますが、ただいまこの件につきましても局長の方から一部御答弁申し上げましたように、これまで長期保有地の問題等々につきまして、公

社内部でも種々議論を重ねてきております。近々の理事会、評議員会にもお諮りをいたしまして、この長期保有地の問題について、今後具体的に個別に検討を進めていくということにさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 前田さん、それはだめですよ。僕は評議員のときからこれは言っとるんですからね。何も今初めて言ったわけじゃなしに、協会から公社に買ったときに、取得原価というのが隠れるのはまずいということは指摘してるわけですし、それは異論ないわけでしょう。

それは、なぜそういうことを言うかといったら、10年以上云々の話があるからね、それは96年に買ったということになれば、これだけ見たらそのときの取得原価かなと思っちゃうわけやから、実態は全く違うので、それはちゃんと協会が買ったときを取得原価として処分においては処理をすると、明確にそれは答弁してもらわないと困りますよ。あなたみたいに、居直るみたいに公社が買ったのが公社としての取得原価だという答弁をして終わったんじゃない困りますよ。だれも納得しないでしょう、そんなことは。そんなんで解決するわけないんですから。そういうことは、明確に実態に合わせた取得の状態をもって対応していきたい、こういうことは答弁してもらわないと、私、座れませんよ。どうですか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど局長が申しましたように、公社として取得したときの時点の表現ということで一覧表では統一してございますので、それは統一的にさせていただいて、あと内部的にその資料的なものとして具備するという形で対応させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 小山君。回数がふえてますので。

2番（小山広明君） いや、ちゃんとした答弁があったらいいんですけど、実態の10年以上超えたものについて処理するとき、そういう協会が取得した年数をもって処理をしてくださいよと言

つとるんですよ。それは何も異論ないでしょう。
そういうことを言つとるんですよ。

公社が買ったのは協会から買ったんでしょけども、泉南市そのものとしては、昭和でいえば48年に買つとるわけですから、そういうものの実態に立って処理なりいろいろ解決していきたい、こういうことはこういうことでいいんでしょう。こういう理解でよかったですらもうそれでいいですけどね、それでいいですか。それでいいんでしょう。
議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 御指摘の3件の物件につきましては、長期保有地という取り扱いでもって、その処分の対象として対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） 3時45分まで休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時49分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。林君。

2番（林 治君） 時間が大分経過しておりますし、いろいろと場内から声もありますので、できるだけ簡潔にしたいというふうに思います。

さて、ここに出されてる議案については、さきに評議員会でもこの春に議論したところでありますから、それらも踏まえてということで、ただ一つ一応この場ではっきりしといていただきたいのは、155ページの3件の取得計画ですが、公社がこれらの取得をした場合、この取得を要請した行政の側がいつ買い取りをするのかですね。それはどういうふうになっておるのか、この点明確にお答えをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。
土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） この1月に先行取得依頼書の書式の一部の変更を行いました。それには買い戻す時期の明確化ということで、公社としては取得時より3年以内の買い戻しと、これを公社としては行政側をお願いしてというのが現状でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 林君。

2番（林 治君） そのことは既にもう十数

年ぐらい前から、私が開発公社の会議やまた本会議でも言ってきたことで、少なくとも四十八、九年にこういう事業計画も3年から5年で事業の具体化できないものは計画決定すらおかしいのではないかと。ましてや、開発公社での買い取りについては、そういうことも含めてきちっとすべきだと。ようやく今あなたがおっしゃったように、ことし1月ということですね。

ただ、それも今の局長の答弁では、3年以内にお願するというような答弁で、問題はじゃその3年以内買い戻しをしますからという、そういう約束が出されて、これはきょう計画として出されてるんですか。そのことなんですよ。

公社としてそういうことをお願いをしたということと、買い取りを要請した行政の側が3年以内にこれは一般行政でいわゆる買い戻しするからということで、そういう文書で買い取り要請があったということなのか、このところがちょっと、よう聞いてるとはっきりしないので、むしろ要請をしたというだけの話のように聞こえるんですよ。それではおかしいんで、その点、もしかそれこそ文書があれば出していただきたいと、これらについての物件の。そう思いますよ。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社事務局長。
土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 様式の変更の際に、さまざまな角度から議論をした経緯もございまして。約束が必ず履行されるような買い戻し契約というふうな形で相互で契約書を巻いてやるという意見と——その意見もかなり強い意見としてありました。ただ、行政と公社とは、やはり相反するものではなく、お互いに協調し合い、協力し合っていくものという趣旨のもとに、そこまで厳しく規定するよりも、先行取得依頼を出していただいたときに、その期間をはっきり明記していただいて、そしてそれを確実に履行していただくというふうな形をとっております。

ただ、ある面では口約束というふうな軽い内容にはなっておりますけれども、しかしお互い誠実に業務が履行できるように、遵守できるように努力をしていく義務があるものというふうに理解をいたしております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番(林 治君) 私、簡潔にしたいんですが、そういう意見がありますとか内部でそういう議論をしてるとか、ちょっとそれでは結論を得られないので、開発公社の理事長はこの場合は蜷川助役ですね。それで、買い取り要請をする方は市長名ですね。その市長の側は、開発公社に何でも押しつけて買わしてるということではぐあい悪いので、そのことはもう議論済みなぐらい議論してきた話ですから、その点で市長、どうですか。

明確に市長の側として、そういう買い取りを要請するに当たっては、今非常に事務局レベルでいろいろ苦勞されてるわけですから、そんな苦勞を事務局にだけさせるんじゃないし、一番最高責任者として明確にそういうことはないように——例えば、かつてそうでしょう。乱脈不公正な、でたらめな同和行政で、いまだにその同和事業の用地をどんどん買ったもんだから持ってるわけでしょう。47年、48年、あのJAの事件を起こした人があのときに泉南市に全部買わしたんですね。それと、もう1つは砂川駅前です、一番泉南の開発公社の大問題は、23億で買い物して、事業をほったらかしに、また別なところを今やるかといってやってるんですから。こういうことについて、これは年間4,000万円ほどの利子ですか、だからこの2つのことが今泉南の開発公社で一番大問題になってるわけです。

だから、そういうことから教訓を得てるんなら、明確に市長も今度、今こうやって出してくることにしてははっきりしないと、何となくそういう今の信頼関係で、信頼関係でというようなことを言ったら——そらそうでしょう。買い取りしてくれというのが市長の側で、買い取りしますという側は助役が理事長でやって、その金はいったら銀行から借りて、その銀行から借りたやつは利子がついていって、後で全部市民の負担でやらないかんわけですから、そんなことはやっぱりきちとけじめをつけるべきだと思います。市長にけじめをつける気があるんなら、明確に答えていただきたい。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほど局長がお答えしましたように、3年以内ということで結んでおります。

それと、今回3件取得計画という形で上げさせていただいて、公社の方をお願いしておりますが、御存じのように信達樽井線は、事業認可を得て今事業中でございまして、次のページの買い戻し、売却、市の方からいいますと買い戻しの方でも上げておりますように、これは回転していておりますので、必ずそれは可能ということでございます。

2番の市場岡田は、13年度から事業をしたいということで国の方に要望いたしております。まだ採択は最後まで行っておりませんが、そういう事業計画の中で、当面大阪和泉南線から砂川樫井線の尋春橋まで事業をするということで具体の計画をいたしております。

それから、新家の地区計画は、御存じのように地区計画、都市計画を打って、既に駅前広場等をやっております、あと兎田の方に行きます一部狭いところですね。自転車置き場の向かいあたりを買収ということでございますので、これはすぐに事業化をするということでございますから、一応その3年以内ということについては履行できると、このように考えております。

議長(嶋本五男君) 林君。

22番(林 治君) 具体的なこれまでの開発公社の長い歴史の中での問題点についての反省は、これは行政の側もきちとしかないかんわけで、開発公社にだけおっかぶせたっていかんわけなんで、何か開発公社という別格の団体の方の問題点だというふうに行政の側が思っていると、これは全然解決の道が見つからないわけですから。

ただ、市長、今言われても、この次の議案の中に出てきますが、11年度も1億5,000万の赤字決算になるんでしょう——ごめんごめん、今議会でやったようにね。それから、10年度が6,800万でしたか、そして11年度も赤字決算と。そういう中で、泉南市の中期財政見通しの中でも、事業化はいろんな問題が非常に困難だと言われてるわけで、そういう点でこういう大きな事業についてはよっぽど慎重に対応していかないと、ここでそういう今市長の言うた約束自身が実際上きちと保証できるかどうかということもやっぱりよく見ておかなければ、財政的にも見ておかなけれ

ばいけない問題だというふうに思うんです。

今、市長の側は3年ということで契約してるというふうに言われたんですね。事務局の方からその話がはっきりなかったから、市長の側からそうしたということですから、それでいいわけですね。それだけ。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 原課の方からは、3年計画という形の文書をもたらるところでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。回数もふえてますので。

22番（林 治君） 終わろうと思ったんやけども、文書をもたらるところですというようなことを言われると、市長の言うてることとまた違うんですね。私は、市長の言うたことについて文書でちゃんと確認してるんですねと聞いたら、もらってるるところですというようなことを言われると、何か市長の言うたことも実はその場逃れの話だというふうになりますよ。市長の言明は言明としてお聞きして、それを具体的に書類としてちゃんとできてますかということの確認だけですから、そうなりますというんやったら、そうなりますで結構です。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 原課からの買い取り要求という文書の中に、具体的に期限として3カ年という形で明記しているところがございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけ伺いたします。

先ほどからいわゆる買い取りの確認が3年以内と、こういうことは明確になっているんだと、文書でも交換されている、こういうお話を伺ってあるんですが、市場岡田線用地取得事業5,215万2,000円、これだけの買い取りをされるわけですが、これは間違いなく3年以内に事業化できるのかどうか。

といいますのは、いわゆる尋春橋の高架化の問題ですね。砂川樫井線と尋春橋の交差点、これがどうなるかということについては、一時府から出向されました事業部長が、それには大変御苦労い

ただいて、なかなか至難だったけれども、JRとの交渉を取りつけて何とかめどをつけた。ところが、それからもう10年近くたっているわけですから、それがどうなっているのか。購入しても、例えばもうすぐいけるだろうと思うようなところでも、例えば府道と泉南線ですね。それと、この市場岡田長慶寺線ですね。これのいわゆる接点の部分、もう買収してるんですが、電柱がなかなか除去されない、こういうことで、もうあそこでは大変な行き違いの問題が起こってるんですよ。

ちょっと事情のわからん人が前へ出ますと、入ってきた車が入れなくて、バックする。そやけど、バックしようにも後ろから車がずうっと続いてきると、こういうことであそこで大変な混雑が起こる。もう買収してる土地なんですよ。ところが、なかなかそれが事業化で市が買い取って前へ進まない、こういう状況もあるんで、この3年という文書確約ですね、これはほんとに厳正に遵守していただきたいし、その保証はあるのかどうか、もう一度確認をしていきたい。

財政問題になってくると、非常におぼつかなくなってまいりますんで、財政問題も含めてちゃんと3カ年の裏づけある見通しが立てられるのかどうか、こういうことについてお示しをいただきたい。

ちょっと財政部にもお聞きしたいんですが、いわゆる14年までの平準化、15年、16年には一定規模も広げる、20億というね、平準化を経て十五、六年には何とか少し膨らましていく。しかし、3年ということになりますと、12、13、14と、この20億の範囲で縛りをかけられるわけですよ。こんな財政が要る問題で、果たして買い取りの財源的な裏づけ、さらに事業化の裏づけがあるのかどうか、この辺もあわせてお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私ども、公社としての用地取得につきましては、従前のそういうふうな責任が明確でないことを踏まえまして、先ほど局長が答弁いたしましたように、今後は年度を区切って、その点の担当原課としての責任を持っていただくということ踏まえまして、今回からそう

いうふうな依頼文書の中に年度の明確化ということで記載してるところでございます、私ども公社といたしましては、原課にその点の約束履行を今後とも厳重に要求してまいりたいと思っておりますのでございます。

それと、(和気 豊君「尋春橋のつけかえの財源的な裏づけ」と呼ぶ)今後の事業計画、年度の20億という形ですけども、これは財政サイドといたしましては、その年度ごとの事業、各プロジェクトがございますけども、その平準化を図っていくということで、各事業についての年度ごとの調整と申しますか、進捗に基づく調整を十分綿密にやってまいりたいと思っております。

議長(嶋本五男君) 和気君。

13番(和気 豊君) これはお金の額が出ている問題なんで、もうちょっとシビアにお聞きをしていきたいんですが、尋春橋のつけかえですね。これについては砂川樫井線の用買、それから事業費の中に入るのか、あるいは市場岡田線のいわゆる拡幅事業、こういう中に入るのか、そしてこの予算規模は大体どの程度見込んでおられるのか。まあ向こう3年の事業ですから、これも含まれるわけですから、これを購入して、そして尋春橋まで一気にやってしまうと、こういうことになるわけですから、3年以内に縛りがかけられるわけですから、当然どの程度の予算規模かというのはおおそ見込んでおられるというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長(嶋本五男君) 山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) 何やら事業の論議になってきましたが、簡潔に御説明申し上げます。

市場岡田線につきましては、以前から申しておりますように、新家駅前の交通混雑の緩和の事業効果が上がる街路事業という認識のもとに、今現在、府、また国及び地権者との話を進めておるところでございます、平成13年度からぜひとも国費補助事業の採択を受けられるというように進めておるところでございます。約4年ないし5年で府道の大阪和泉南線の信号のところから尋春橋までの約350メートル、この事業についてはぜひともやりたいというふうに思っております。

公社の先行取得地、また直接市が買っておる部

分を合わせまして3分の2は既に済んでおりますので、残りの3分の1の分について、3月議会で平成12年から平成15年までの間の先行取得をしていただくということで、債務負担をお願いして採択されたところがございますので、できるだけ早く公社の方で先行取得していただいて、事業着手は13年度からということで考えておりますので、行いたいと思っております。

それから、事業費につきましては、橋脚の費用も入れまして約7億2,000万円程度かかるとはなかなという積算をいたしております。

それから、尋春橋につきましては、これは砂川樫井線の事業ではなしに、市場岡田線の事業ということになっておるところでございます。

議長(嶋本五男君) 和気君。

13番(和気 豊君) 買い取りの見通し、事業化の見通しはあるのかということで、3カ年の間に買い取る以上、事業化の一般会計でいわゆる本予算で市の方に買い取ってもらわなあかんわけですから、そういう見通しの問題として私は聞いているわけです。尋春橋の問題ですね、今市場岡田線のいわゆる整備事業7億、これなんかは事業の概算の見積もり、この中には入ってなかったように思うんですが、明確に買い取っていくと、3カ年もしくは4カ年にきっちり買い取っていくと、こういう言明がありましたので、これは土地開発公社の問題ですから、買い取りの可能性との関連で、あると明言されておりますので、そういうふうに承って、私の質問は終わります。

議長(嶋本五男君) ほかに。―――北出君。

21番(北出寧啓君) 簡単に質問したいと思うんですけども、総額の一般会計予算の中で都市計画道路にどれだけ予算を投下するのかということの問題で、市当局は基本的に砂川樫井線を最優先都市計画道路としてやってるわけですね。2番目として信達樽井線ということだと思えます。

特にほかの、今までいろんな議員の方からも言われてますし、教育予算の不足とか、いろんな流れの中で、この信達樽井線が九千何万、これは工事費を含めたらどれぐらいの額になるのか、それもちょっとお答えいただきたいんですけども、今尋春橋で7億円何がしかかる。

そういう中で、どういう優先順位で計画を遂行されようとしているのか。今、信達樽井線は事業認可を受けたから70億円の工事、その中で進めるということなんでしょうけれども、そしたら優先順位はどうなのか。中途半端といったらなんですけれども、我々としては犠牲を受けるところは仕方がないなど。地域的に海手ですけれども、山手の交通混雑の状況を考えたらやっぱり砂川榎井線は最優先、あるいは市場岡田線、これを最優先として交通の混雑を解消するというのが、泉南市全体にとって第1課題ではないかというふうに考えます。

にもかかわらず、こういう形で信達樽井線9,000万とか出てきますと、一体どこからどうするのかというふうなことは疑問として出てきます。優先道路ということであれば、どういうふうにこれから並行して進めていくのか。優先が砂川榎井線と言いながら、こういう並行して同時遂行していくと、どれぐらい期間がかかるのか、工事期間の問題もありますし、全体のパイの配分が減少している中で、これでいいのかというふうに率直に疑問を感じるんです。その点を整理して、答弁願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 去る一質でも、事業部はどのような街路の優先順位をつけて事業に取り組んでおられるのかという御質問がございましたが、お答えしたのは、すべて第1順位と考えて事業に取り組んでおるということでした。

なるほど現在事業認可をとっております街路事業につきましては、砂川榎井線、これについてはことしは大型のアルミニウム工場の補償補てんで7億近い予算を組んでおります。また、これについてはもう既に相当の事業費も投入しておりますし、ここ3年ないし4年で事業については完了したいということで、補助のつきぐあいによるわけでございますけども、あと平均的には2億から3億の予算で進捗して、3年ないし4年で終わるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

また、もう一方、事業認可を取っております信達樽井線でございますけども、この部分につきま

しては、事業費といたしましては事業認可をとっている区間については約70億程度かかるということでございます、年平均、通年で普通の年で大体七、八千万円ぐらいの補助基準額ということになってございますので、相当期間がかかるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

それと、新たに出たような感じでございますけども、市場岡田線、これにつきましてはその一部でございます府道の大阪和泉南線から砂川榎井線、尋春橋ですけれども、これまでの間の350メートルについては、早期に事業着手することによって事業の効果が上がるという認識のもとに、13年度から国費採択を受けられるように協議を進めておるわけでございます。

これにつきましては、先ほど申しましたけども、7億2,000万円ぐらいの事業費、これは橋も含めてでございますが、かかるということでございます、これについても13年度から4年程度で事業を終えたいというふうに考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） そしたら、その総額の、都市計画道路に統括することによって、予算配分とか原資的に今おっしゃったようなことが遂行可能ということなんでしょうか。それをもう一度お答え願いたい。

それと、信達樽井線、これはおっしゃるようなことによれば、並行してやっていくということなんでしょうか。第一、事業認可を受けたということもあるんでしょうけども、旧来は砂川榎井線を計画道路の優先順位第1に置くということで、それが終わったら信達樽井線に資本投下していくということだというふうに確認していたつもりですけれども、今の答弁だと若干ニュアンスが変わってきてるなというふうに考えるんですけれども、その辺改めて説明願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 事業部長が答弁いたしました砂川榎井線と市場岡田線の年度の事業計画でございますけども、これにつきましては私どもの想定してございます各年度ごとの20億の事業

範囲内という形では対応できるものと思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第6、議案第1号 泉南市行政手続条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市行政手続条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

167ページでございます。

本条例は、行政手続法が法律に基づく処分及び届け出の手續に関し必要な事項について定めたことを受けまして、同法において適用が除外されている条例等に基づく処分及び届け出並びに地方公共団体が行う行政指導に関する手續について共通する事項を定め、本市における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利、利益の保護に資することを目的とするものでございます。

本条例の構成につきましては、第1章におきましては、総則といたしまして本条例の適用除外及び定義、第2章におきましては申請に対する処分手續、第3章におきましては不利益処分を行う場合の手續、第4章におきましては行政指導を行う場合の手續、第5章におきましては届け出の法的性格について、それぞれ定めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——小山君。

2番（小山広明君） 蜷川助役の条例の説明、こんな短いのでいいんですか。全然わからないじゃないですか、これね。

これが条例制定されたのは、1993年ぐらいじゃないですか。ほかの自治体は、かなりこれを早く出しとる自治体もありますね。法律がつくら

れたのはね。だから、つくられて、ほかの自治体では早く条例を制定しとるところもあると思いますし、助役が当初説明したように、市民の権利をうたったという説明もありますし、これまでの事前説明の中でも、諸外国からももう少し行政の手續が透明化し、中でいえば行政処分という、なかなかわかりにくいような根拠のないものについて法的にきちとしたということですから、早くこういうものが議会にも示されて制定されるべき内容じゃないかなと思いますが、今日までおくれた理由ですね。

それから、至って簡単に言われましたが、中身についていろいろ本会議で条例の審議をしますから、議長にも配慮いただいて、条例の内容からいえば大変膨大な内容なんで、もう少し市民の権利についてどういうことが権利として具体的にあるのかですね。

それから、これはいわゆる申請に対する処分を基本にして、不利益処分ですから、許可を取り消されたとか変更されたとか、そういうことに対してきちとした異議申し立てなり、申請者にも一定の権利を与えたものは法律に基づいて条例化したと。それから、いわゆる行政指導についても、よく考えれば市民の立場に立って、一般的には企業などから、例えば開発申請なんかは申請を出されまして、それが市民の全体的な福祉向上の面からいろんな指導をしてきたことが、今回のこのことによって一定行政指導がやりにくくなると。

行政指導に従わないからといって不利益を得ないということが条文化しましたから、これは当たり前のことですけども、それは逆に言うならば、行政指導に従わなければ強力な行政の力によって申請者、具体的には企業のそういう権利が侵害されたとまでは言いませんが、なかなか対等な立場では物が言えなかったのが、こういう条例できっちりされたということになりますと、今度今までと同じような形で行政がやった場合には、個々の職員というのは大変びびるんじゃないかなと。

そういうことで、そういうものについて確かにここには公共の利益に著しい支障を生ずるおそれがある場合以外は行政指導を継続し、申請者の権利を妨げるようなことをしてはならないというこ

とで、ここにいわゆる公共の利益に著しいという、そういう表現をもって、それでない限りは申請者の権利を妨げるようなことをしてはならないわけですから、この辺では、これからの行政運営が相当きちっとした明確な理由を持たないとかなりできにくくなるのではないかなと、この条文を読んで感じます。

それから、その後に行政手続条例の適用除外というものがわざわざ掲げられてありまして、このことで、これまでの法律の論議の中では、この適用除外がやはり1つの問題ではないかという議論もなされておりますので、市民がそういうことでこのことによって不自由を受けるような者はないのかあるのかということも御説明をしていただきたいと思ひます。

それからもう1つは、行政がいろんな計画を決定していく場合に、そのプロセスを透明化し、明確化していくということが、これが行政手続法の一番求められるところだと思うんですね。しかし、今回のこの条例の中には、行政がいろんな計画を決定していく場合に、そういう途中の段階のプロセスが本当に市民の立場で公開されている、明らかにされているということがないように私は思うのですが、その辺はこの行政手続法からいえばどうなのか。市民からいえばそれが一番知りたいとこなんですね。そういう点での説明をいただきたい。

この法律の中にも、透明性を確保するという文言が入ったこういう手の法律は初めてだということも書かれておるので、一体透明性を図るといことはどういうことを意味しとるのかですね。なぜ今までそういうことが行政の中から明らかに条文として示されなかったのかですね。それが一般的には、行政の中はなかなか一般市民には見えないというところの不満があったと思うんですが、わざわざここで透明性を確保するということが明確にされたことによって、この条例の制定によってどれだけ市民の前に行政の中身が透明化されるのかということを出して具体的にお示しをいただきたい、そのように思ひます。

ちょっと余りにも説明が簡単過ぎて、全く内容がわからない説明でしたので、いろいろ多岐にわ

たりましたけども、ひとつわかりやすく説明をいただきたい、そのように思ひます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 6章立てになつてございまして、各章の内容等につきましては、後ほど課長の方から説明をさせるようにいたしますが、最初のなぜおくれたかとかということ等につきまして、私の方から説明させていただきたいと思ひます。

議員も御案内のとおり、国におきましては以前からいわゆる行政の処分に対する不服申し立ての手続につきましては、一般法として行政不服審査法が既に昭和37年に制定されてきておったところでございますけども、行政の処分のその前の事前手続に関する一般法がないと。その点は個別の法律による措置にゆだねられてきたということが問題となつてきたところでございまして、そこから、国のレベルでございまして、そこにおきましてその生ずる不備、不統一が問題となつてきたということでございまして。

例えば、これは特にその当時いろいろと新聞紙上でも言われたわけでございますけども、民間業者に対します許認可権限を行使する際の手続の不透明さ等がよく論議されてきたことがございまして。そして、この国のその辺の不統一のことにつきましては、外国からもその辺の行政指導の過程がよくわからないということが言われてきた中で、国の方で1つの手続法が制定されたということでございまして。

その中で、いわゆる法の除外規定の中で、自治体に関しては、これの法の適用除外とするという法があつたわけでございます。これに基づきまして、各地方自治体が条例等の制定に向けて動き出したということでございまして、必ずしも条例を制定しなければならないというふうな期限とか罰則規定は設けてはおらなかつたわけでございます。そういう中で、平成8年におきまして都道府県段階におきまして、その行政の手続条例が制定されてきたということがございまして。

基本は、国の各省庁間の不統一の問題の手続規定に関して統一的な定めを行うというのが一番の目的でございまして、その点から本来市町村にお

きましては、住民に対してなす事務の迅速化ということは従前からの課題でございましたし、それに携わってきているということがございました。その間で、特別問題ということも起こってなかったかと思えますけども、今後の地方分権等が拡大されていく中で、やはり各末端の市町村、自治体におきまして、1つの統一的な手続を定めておくということが必要でございましたし、そういう点で各府下におきましても順次制定されてきたという経過がございます。

その中で、本市といたしましても、その点の事務に課題としてはあったわけですが、やはり専門的な分野でございますので、その間本市におきましては情報公開条例の制定、また地方分権一括法案に対する対応等ございまして、物理的におくれたわけでございますけども、今回の上程の運びになったという内容でございますので、その点の御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） それでは、行政手続条例案の主な規定内容の説明を申し上げます。

169ページでございますが、第1章につきましては、総則、目的等をうたっております。

第2章につきましては、定義、用語の意義、それらを記載しております。

第3条は、適用除外の条項でございます。

第5条は、申請に対する処分ということで、例えば許可を求める申請に対する許可、不許可処分等ございまして、第5条につきましては審査基準ということで、内容につきましては、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断する具体的な基準を定め、原則として公開するという内容でございます。

第6条につきましては、標準処理期間でございまして、申請から処分までに要する標準的な期間を定めるよう努めるとともに、公表をするという内容でございます。

第7条につきましては、審査義務ということで、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適法なものがあったとしても、速やかに応答、補正を求めるということもありますけども、応答するという内容でございます。

第8条は、理由の提示でございまして、申請により求められた許認可等を拒否する場合には、同時にその理由を提示するという内容になってございます。

それから、第3章でございますが、第3章は不利益処分についての条項でございまして、例えば許可の取り消し、業務の改善命令等、そういう場合の条項でございます。

第12条で処分基準をうたっております、不利益処分するかどうか、またはどのような不利益処分とするかを判断する具体的な基準を定め、公表するよう努めるという内容になっております。

第13条から第26条までにつきましては、聴聞の手続でございまして、許認可等の取り消しなど、資格または地位を剥奪する処分をしようとする場合には、事前に通知の上、口頭審理による聴聞を保障するという内容になっております。

第27条から29条につきましては、弁明手続、これは軽微な処分ということで、剥奪処分以外の不利益処分をしようとする場合には、事前に通知の上、弁明書提出による弁明の機会を保障するという内容になっております。

第14条で理由提示の条項になってございまして、不利益処分を行う場合には、同時にその理由を提示するという内容になっております。

第4章でございますが、これは行政指導、事業者に対する業務改善の指導とか、そういうふうな行政指導でございまして、これは第30条から32条につきまして一般原則の条項でございます。所掌事務の範囲を逸脱せず、相手方の任意の協力を前提とするものであることに留意するとともに、行政指導に従わないことを理由とした不利益な取り扱いをしてはならないという内容でございます。

そして、申請の取り下げまたは内容の変更を求める行政指導にあつては、当該行政指導に従う意思がないことを表明した場合に、公共の利益に著しい支障を生ずるおそれがある場合以外は、行政指導を継続して申請者の権利を妨げるようなことをしてはならない。また、改善命令等の処分ができない場合、または処分を行うことが可能であるが、当該権限を行使するほどのものではない場合に、いつでも権限を行使するようなことを示唆し、

相手方に行政指導に従わざるを得ないようにしむける等の行為は行ってはならないという内容になっております。

第33条、34条でございます。これは行政指導の方式でございますが、行政指導の趣旨、内容及び責任者を相手方に明確にするとともに、求めがあれば原則として書面を交付する。また、複数の者に対して行政指導を行う場合は、あらかじめ事案に応じて指針を定め、原則として公表するという内容になっております。

第5章は届け出になっておりまして、これは効力発生時期、35条ですけども、適正な届け出は提出先機関の事務所への到達時に届け出をすべき手続上の義務が履行されたものとするということの内容になっております。

第6章は雑則になって、施行期日、平成13年4月1日から施行するということです。

それから、経過措置、適用除外、それに係ります各条例の一部改正をうたっております。

以上、簡単ですけども、説明は終わらせていただきます。

そして、行政指導のところですけども、行政指導に従わないことを理由とした不利益な取り扱いをしてはならないという一般原則はありますけども、手続法ではこの条項はないんですけども、31条の第2項で、「前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい支障を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。」という条項をあえて入れさせていただきました。開発なんかではいろいろ日照権の問題とか、そういうふうな問題もありますので、付近住民とのトラブル等を避けるために、この行政指導を妨げないという条項を入れさせていただきました。

それと、適用除外ですけども、行政分野におきましては、非常に幅広く、また複雑多岐にわたっておるということから、一般的な手続規定である行政手続をすべてこの行政分野に一律に適用するということは必ずしも適当ではないと考えられます。行政手続の規定の適用になじまないものについては、一応行政手続法の趣旨に即し、同様に適用除外事項を定めているものでございます。

それと、透明化ということでございますけども、行政手続条例の制定によって、どのように透明化が図れるかということでございますが、行政手続条例の目的は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利、利益の保護に資することであるという目的があるんですけども、具体的には、審査基準が原則公開されることによって行政運営の透明性が向上するということですね。それと、標準処理期間が設定されることによって、申請者にとって処理の目安となり、行政側の処理の迅速化が図れる。それから、審査開始義務の規定により、申請事案の放置や処理の遅延が排除される。不利益処分を行う場合に、弁明の機会の付与または聴聞の手続をとることにより、公平で公正な手続が確保される。行政指導の一般原則を規定したことにより、行政運営の透明性が向上する。いろいろ考えられると思うんですけども、そういったことが透明性につながるのではないかというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 例えば、行政には議会というものを持っておりますし、議会が市民のいろいろな要望を聞いて、議会の意見なり決議を上げる場合がありますね。そういう場合に、過去にもいろいろ開発絡みで議会が意思を表明したことがあるんですけども、議会の決議等はこの担保になるのかどうかですね。公共の利益に著しい支障を生ずるおそれがある場合の、こういう判断の中に議会の決議というのは、開発なら開発に対して一定行政指導を続ける理由として成り立つのかどうかと、ここを1つお聞きしておきたいと思います。

それから、今まで協力金という形で開発協力金みたいなものを各自治体はやってきたと思うんですが、こういうものについての位置づけは、この行政手続法によってはどうなるのか。そのことをお聞きしておきたいと思います。

それから、説明がなかったんですが、先ほど言いましたような行政があらゆる計画決定をしていく段階でのプロセスをいわゆる公開、透明化していくというときに、この条例にはないと思うんですが、行政手続法の趣旨からいえばそういうこと

が1つ求められるので、これは初めての法律に基づく条例化ですから、そういうことも今後条例整備をしていかないといけないと思うんですが、やっぱり市民の一番知りたいのは、いろんな行政の中で行われる計画決定で、計画段階から参加したい、意見を言いたいということがあると思うんで、そのためにはそういうものがちゃんと透明化されておらないと参加しにくい面もあるんで、そういう面はこの条例の運用の中ではどういうふうに市民に保障されていくのかということをお説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） まず、1点目の議会がどのようなということがありましたので、若干説明いたしたいと思います。

例えば、開発とかそういうふうな面におきまして、周辺の住民が建設反対というふうな立場であるとしたならば、当然議会に対してその施設の建設反対住民から陳情とか請願が出されるということがあります。

この場合は、我々行政指導を行うわけですが、その中でそういうふうな処分とかそういうのはせずに、議会へ請願が出た場合は、議会ですらうふうな審議を行っていただきますので、審議中ということで、それを静観する、見守るということでございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） これは手続法から派生してきてる条例になるわけでございますけども、基本は手続に関して一定程度の標準的な形を決めておくという形になりますので、その決定のプロセスの公開とかそういうことは全然なじまない、関係ないと申しますか、ということになります。

それと、当然その協力金ということですけども、これもいわゆる民間人の寄附行為ということになりますので、この条例とは関係ないという形になるんじゃないかと思えます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） これは行政手続法ということで、地方自治総合研究所で佐藤英善という方が解説をされてるトップに書いてあるんですが、国であれ自治体であれ、行政が真に市民のために行

われるためには、何をしてもまずその政策課題や行政の内容が市民のニーズを十分反映したものでなければならないし、その決定過程で執行過程も市民に十分公開しておかなければならないと。こういう1つの要請の中でこの行政手続法というのが生まれたんだということで、確かに今回の行政手続法の中にはそのことが漏れておることが1つの問題であるという指摘があるので、市民のニーズというのはやっぱりそういうところにあるとすれば、行政のあらゆる決定というのは市民のためにあるわけですから、そういうものがやはり明確化の中の内容の中心にならなければならない。

こういうことはよく踏まえて、現在出された条例の中にはそういうものはないということはわかっておりますけども、やはり市民がほんとに知りたいのはそこだということを踏まえれば、これからの申請——申請という行為によって起こるんですけども、そういう行政の決定過程の中での明確化を頭に置いた運用が私は必要なのではないかなと思います。

それから、馬野さんからは、そういう議会に対するいろんな市民の行為については、出されておる段階では見守っていきたいということで、これは、市民の意思を受けて議会が1つの決定をした場合には、ここで言う公共の利益に著しい支障を生ずるおそれがある場合に、一応そういうものとしても考えるということであれば、明確にそういうことであるということ、見守りたいということだけをなしに、議会の決定というのはそういうことを判断する重要なものであるというように、そうであれば責任者の方からそう答弁をしておいていただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 先ほどの質問でございますが、陳情とか請願を出された場合は、議会の答申というんですか、それを十分踏まえまして行政指導を行っていかないかというふうには考えます。

〔小山広明君「それは、市長が聞いとるから間違いはないですね。そういうことね」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的にはそういうことなんですけど、ただ以前もありましたけれども、法律で認められた業態を反対だからやめてくれというような請願があって、採択された場合、これはやはり法が優先するということになるのかと思います。

ただ、その間に付近の方々のいろんな意見、要望、これらは行政指導の範囲内で一定の指導はするということはしないといけませんけれども、我々は許可権限がございませんが、法を上回ってそれを經由しないと、そういうことにはならないと。一定、議会での例えば請願採択が仮にされたとしたようなものであっても、過去にもありましたけれども、しかし法的には立地できるというようなものについては、最終的には法の判断が優先するというところでございます。その間の付近の皆さんのいろんな御要望なり御意見をできる限り取り入れていただくという指導は、当然今までもやっておりますし、これからやるつもりでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議会も法律に基づいているような行為をするわけです。議会が法律に違反して1つの結論を出すということはないという前提で議論しとるわけですから、いろんな意見書の上げ方があると思いますけど、もちろん法律というものを破っているんはできないわけですから、そういう法律の範囲の中で議会がやった意思については、ここで言う公共の利益に著しい支障を生ずるおそれということで、議会の決議というのを重く思って行政指導するかということを知りたいわけですから、前提がちょっと、議会が違法にやるということはありません。議論してやるわけですからね。そういう点ではやはり議会の決議については十分このことの裏づけになると、こういうことでいいでしょうね。違法だからというのは、それを言われたらちょっと議論が違いますので、そういうことで確認をしておきたいと思いますが、それでいいでしょうかね。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 請願の場合、願意が、過去

もあったのですが、例えば一番わかりやすい例ですと、パチンコ店反対という請願が出て採択されたという経過もあるんですけども、しかし、それは用途あるいは一定の範囲内であれば許可される物件でございますから、それそのものを否定するということはできないと思います。

ただ、その間にいろいろ付近の皆さんに、例えば交通問題とか、あるいは騒音の問題とか、そういう部分で我々が一定行政指導するというのは当然今までもやっておりますし、今後もやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、あくまで我々行政指導の範囲内、1つの指導の範囲内ということが前提でありますけれども、その中で議会の御意思というのは、十分我々も意を体して指導していかなければいけないというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 非常に膨大な条文がずっと並んでおりますので、読めば読むほど具体的にこういう場合はどうなるんだろうかということがいろいろ疑問として出てまいります。できるだけ具体的に質問してまいりたいと思うんですが、172ページの第6条で、いわゆる標準処理期間というのがありますが、ここで「通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに」と、努力目標ですが、こういう期間を定めると、こういうことが明記されているわけですね。

それから、12条では、これは馬野課長が答弁の中で透明性の確保、これにかかわる重要な条文だと、こういうふうに言われました。いわゆる処分基準をここで公にしておくんだ、こういうふうに言われました。

この6条、12条等にかかわって、例えばこの条例の中にはそういう具体的問題が出てきていないんですね。これは規則なりこの条例を受けた要綱なりでこういうものを明確に具体的にするのかどうかですね。それは、13年の4月1日施行ですから、それまでの間にやっていくということになるんだろうというふうに思うんですが、その辺のめど等ですね。

これはずっとこれからひとり歩きするわけですから、我々としては同時にそういう具体的な中身

について、あるいはこの条例で十分うたわれていない、さらに突っ込んだ具体的な部分の補足ですね、こういうものを同時にお示しをいただければもう1つわかりやすかったんですが、そういうものが出ていない。こういうことについてはどうなのかということについてお示しをいただきたい、このように思います。

それから、13条なんです、ずうっと13条の条項がありまして、1項の1号、この中で「次のいずれかに該当するとき 聴聞」と、こうあるんですが、これはわからんこともないんですが、市民の皆さんからすれば、例えば次のいずれかに該当するときには聴聞の機会を与えなければならないとか、保障されなければならないとか、こういう文言がやっぱり入っていた方が、聴聞ということだけで終わってますので、これは何か文章が抜けてるのか。大体、条例というのは割合親切になってるんですが、もうひとつ文章が最終的に丸で終わらないような、そういうことになってるんで、この辺はどうかと。

それから、その次にイのところ、「名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき」——行政法でこれだけ個人のいわゆる地位や資格を剥奪するというふうな、大体行政法には処分条項というのは極めて少ないわけですが、公害防止条例なんかには若干あるように思いますが、それ以外にはなかなかそういう関係条例にはこれが少ないように思うんです、行政関係の条例には。それで、ここは具体的にどういう場合が想定されるのか、お示しをいただきたいなというように思います。

それから、第14条で、行政庁は不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、差し迫った理由があるときは示さなくてもいいと。これは具体的にどういう場合を指すのかですね。読んでみますと、こういう場合はどうなるんだろうかというのが出る出てくるわけですね。そういうことでお示しいただきたいなというふうに思います。

それから、176ページの15条の2項なんです、「資料の閲覧を求めることができる」というふうにあるわけですが、これは行政庁といっても非常に幅が広いんですが、住民の皆さんは資料

の閲覧等、自分の不利益処分にかかわることは、これは担当課に申し出たらいいのか、それとも市のそういうことを統括する総務関係に申し出てくるのか、この所管の課なり部に申し入れをしていったら資料がすべてそこで開陳されるということになるのか。資料の保存等ですね。

情報公開条例なんかは、担当をちゃんと組織的に機構の中に位置づけられて決まっておりますが、これもそれに準ずる重要な条例ですから、こういう資料閲覧はどこがどういうふうに担当するのか。それから、そういう資料を具体的に保存する、その担当部はどこになるのか。原課なのか、特別にそういう機構上の保障をおとりになるのか、その辺もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと飛びますが、181ページの30条、行政指導の一般原則ですが、ここで「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」ということで、行政を縛っておるわけです。ところが、31条で逆に、これは馬野さんも言われましたが、「当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。」とあるんですね。30条と31条で相反する条文規定がある。

それで、私はその点で具体にお伺いをしたいんですが、泉南市の場合には泉南市の公害防止と環境保全に関する条例というのがあるわけですね。この中で、もちろん改善命令と、それからその前の段階で勧告というのがあるわけですね。勧告という不利益処分ですね。これがなされた場合、この条例では、泉南市の公害防止と環境保全に関する条例では、この勧告に従わない場合は、次には改善命令ということで命令を出せるわけですね。

ところが、この手続条例では、いわゆる不利益な取り扱いをしてはならない。勧告ぐらいまではいけるだろうというように思いますが、改善命令、命令まで下すことはどうなんだろうかというふうな、やっぱりちょっとぐあい悪いんと違うかなというふうに読み取れる文章になってるわけですね。その辺の整合性、もう短く言いますが、公害に関係する防止条例とこの手続条例との関係ですね。

これについてもお示しいただきたいなというふう
に思います。

以上で結構です。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） それでは、答弁
させていただきます。ちょっと質問事項が多かつ
たもので、若干抜けてる箇所があるかと思いま
すけども、それはまた後から指摘いただいたら結構
だと思います。

まず、この条項をしたんですけども、これが可
決されれば、早急に各原課の担当者に説明会を開
きまして、それからこの条例に伴います規則等
を早急につくるということで、今その辺の資料づ
くりを担当課の方でやってるところでございます。
これは13年4月1日施行でございますので、で
きるだけ早い時期に規定を作成したいというふう
に考えております。

それから、質問が飛ぶと思うんですけども、資
料の閲覧でございますが、これは各所管で一応閲
覧できるように整備をしたいというふうに考えて
おります。

それから、行政指導の30条と31条、相反す
るのではないかとございまして、これにつ
きましては、今の質問の中でもありましたよ
うに、泉南市の公害防止と環境保全に関する条例
で、この趣旨は、申請行為等の手続に起因して事
案に複数の関係者が存在している場合ございま
して、一方が利益を受ければそれに対応して他方
が不利益を受けるという関係、それから当事者双
方に協議を義務づけている場合、協議が調わない
場合、条例等において行政庁が裁定及び行政指導
を行うことができる旨の規定がある場合ですね。

特定工場と周辺住民の関係を規定する公害防止
条例の規定には、協議を義務づけるという規定は
ないということと、行政庁の行う裁定等を根拠づ
ける規定がないということがございまして、また
公害紛争の特性上、当事者双方が同じ立場に立っ
て問題解決を行うものではなく、公害発生工場に
対する行政指導または命令等の方法により解決さ
れるべきものであることから、本法の趣旨は合わ
ないものであるということでございまして、現在
該当する事例は今のところはございませんが、あえ

て言えば、この公害防止と環境保全に関する条例
というのが関係してくるのではないかとというふう
に考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。ちょっ
と抜けてるとは思いますけども。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 13条の表現になるわ
けでございますけども、13条の2行目に「当該
各号に定める意見陳述のための手続を執らなけれ
ばならない。」ということで、(1)として「次
のいずれかに該当するとき 聴聞」という手続を
とるということを表現してるわけございまして、
イの「地位を直接にはく奪する不利益処分をしよ
うとするとき。」ということにつきましては、予
想されるものといたしましては、本市におきまし
ては公害防止と環境保全に関する条例によります
工場設置許可の取り消し等がそれに相当するん
ではないかと思えます。

それと、14条の差し迫った必要がある場合と
いうことは、手続上と申しますか、行政の行為に
おきまして、例えば消火活動とかそういうふうな
ときに、それだけの緊急を要するというような中
では、そういうことが許されるということの解釈
ではないかと思えます。

それと、改善命令と条例とのかかわりでござい
ますけども、改善命令等に関しましては条例でも
ってそれを規定していますから、それは不利益処
分云々にはかからなくて、条例にのっとってす
る命令になるということで、この条例には何も関係
がないと。手続的にその改善命令を行っていくと
いうことになるわけでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 条例ですから、同じ条例
で同じ格づけの条例ですが、一方で条例で明確な
改善命令まで規定していると、こういう条項があ
るものについては、手続法の方じゃなくて、その
明確な規定のある公害防止条例ですね。こちら
の方を優先すると、こういうことですね。

ところが、先ほど13条の方で言われましたが、
「はく奪する不利益処分をしようとするとき」と
いうことで、手続さえすれば、いわゆる不利益処
分をする場合の手続ということで、手続規定の中

にはそういう剥奪することができる条項もあるわけですから、これはどういうことになるんですか。

それと、先ほど馬野さんから御答弁がありました。相対する利害関係を持つ者が複数ある場合にはなかなか処分ができにくいと、そういうことで、むしろ適用除外条項に当たるんだと、こういうことを言われたんですが、今細野さんはいわばこの13条を例に出して、30条では馬野さんはぐあい悪いというふうなことを言いながら、13条では例えば公害防止条例で言う処分、これがいわゆる地位の剥奪や資格の剥奪に当たるんだと、こういうふうに言われたんで、その辺のあやちが若干よくわからないんですが、その辺はもう一度お示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

特に行政指導のあり方の問題で、極めて利益が侵されるとした場合、侵犯されるとした場合が非常に多いというふうに思いますので、そういう点でどうなのか、具体にお示しをいただきたい。公害防止条例の関係で結構です。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この手続条例自体が行政全般にわたることで、一般法的なものになっているわけございまして、それで議員御指摘のように個別の条例となってきますと、いろいろと問題が起こってくるということでの御質問だと思います。

そういう中で、その適用除外、どういうものを適用除外とするかということで、この条例の中でそれぞれ明記しているわけございまして、大きくは3つに分けて適用除外としているわけございまして。

1点目は、その行政分野の特殊性によりまして、行政手続条例を適用しないこととするということ。これは第3条で表現しているいわゆる適用除外ですね。この項でもって具体的に主な分野について表現というか記載しているわけございまして。

そして、大きくはその中で3点ございまして、1点が本来の行政権の行使と認められないもの、これが第3条第1号で、地方税の犯則事件に関する処分及び行政指導、いわゆる脱税事件等ですね。

それと、2点目といたしまして、特別の規律で

律せられる関係が認められるもの。第3条の第2号で、学校における処分及び行政指導、いわゆる出席停止の命令、休校処分等。そして、もう1つは、公務員に対します処分、行政指導、これが第3条の第3号で、分限とか懲戒処分。

そして、3点目の処分の性質上、手続条例の適用になじまないものとしたしまして、第3条の第4号で、職員の採用試験または検定についての処分はなじまないということをございまして。そういう点で、第3条の第7号、8号まで、具体的に適用除外するものを表現してございまして。

そして、大きくは2点目といたしまして、第4条で、処分の相手方により行政手続条例の規定を適用しないこととするものということで、国の機関等が行うものについては、適用除外とするものということで表現してございまして。

そして、大きくは第3点目といたしましては、他の条例等に特別の定めがある場合に、行政手続条例の規定を適用しないこととするということの表現は、第1条の第2項でもって表現してるところでございまして、その具体のものについてはページ183ですね。附則の中で——附則は第1号で実施期日を13年4月1日からと明記してございまして。それから、2、3が経過措置を表現してございまして、具体的に適用除外となるものについては、附則といたしまして、その183ページの4号から各具体のそれぞれの条例に適用除外の明記をするということで、183ページの4から186ページの13まで記載してるところでございまして。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 馬野課長、あなたが説明された中で、31条ですね。これで30条をむしろひっくり返すような規定があるわけですが、その点はどうなのか。その30条と31条の関係での合理性ですね。これはどうなのかと、こういうことを聞いたんですが、それについてあと1点だけ、答弁漏れですので、お示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 答弁申し上げます。

行政指導の一般原則の30条でございましてけど

も、この30条につきましては、これは行政指導を終了したということでございます、31条につきましては、今現在、行政指導の継続中ということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、例えば開発問題などで両方から行政に対して物言い、申請が出ていると、こういう場合ですね。片や事前協議という形で出ていると。その事前協議を察知した住民の皆さんが、これは不利益だと。日照の問題、風害の問題、あるいはその他の環境破壊の問題で不利益だと、こういうふうに出ると。こういう場合に行政がそこで一定の行政指導を行う。それに従わないということは、環境問題を提起されている住民にとっては不利益になるわけですが、そういうことをやっても業者にとっては、続くそのことを理由にした不利益な取り扱いは受けないと、こういうことで、開発問題では業者側に極めて有利な取り扱い条項になっているのではないかなと、こういうように思うんですが、31条はそれをひっくり返す規定ではないと、そういうふうに言われますと、なおその気持ちが強くなるわけですが、この辺はどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 30条、31条の御質問でございますが、30条は相手方が2項目で従わなかったことを理由として――過去のことですけれども、それを理由として不利益な取り扱いをしてはならないという表現でございます。

そして、第31条ですね。これは先ほど申しましたように手続法が制定されたとき、国におきましていろいろと各界からの論議があった中で、行政指導の不統一さということがございまして、それにつきまして一定の項を設けるということで、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならないという表現をしております。

それで、法におきましては、この第1項めで終わってるわけでございます。国におきます成立過程での経過があったと思うんですけども、議員御指摘のように我々の市町村におきましては、それだけでなしに地元住民との対立等いろんな問題がやはり惹起するという中で、我々の市の条例にお

きましては特別にこの第2項目を設けて、いわゆる公の利益に著しい支障を生じるおそれがある場合に、行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げないということで、第31条の1項で、一方的に申請者の権利の保障だけでなしに、一方の側の公の利益に著しい支障を生ずる場合には、その辺の調整を継続して行政が行うということでもって、一定の努力目標を掲げているところでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。回数もふえておりますので、協力をお願いします。

13番（和気 豊君） 最後にもう一度確認したいんですが、結局継続している場合にはいわゆる不利な取り扱いは、公の利益、住民が強く反対をし、それにそれなりの理由がある、公の利益に著しい影響を与えるだろうという、そういう場合には引き続いて業者にとっては厳しい行政指導をとり行くと、こういうことで、開発指導要綱には一定の基準により適正な指導を行い、居住環境整備を基本にまちづくりを行っていくと、こういうふうなものがあるわけですから、開発指導要綱のことで引き続いて行政指導をやっていくと。住民の立場に立てるかどうか、これはまた行政のあり方の問題ですから、しかし著しく公の利益に反すると、こういうふうに認識したときには、開発指導要綱の精神を生かして指導を続けていく、行政指導を続けていく、こういうふうに理解していいわけですね。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 行政として努力していくということでございます。

議長（嶋本五男君） ほか。――以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第2号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第2号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書187ページでございます。

提案理由でございますが、本年4月1日より泉南市情報公開条例及び泉南市個人情報保護条例が施行されたことに伴い、別表中の区分に情報公開・個人情報保護審査会委員並びに情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員を新たに設定し、報酬額を月額7,500円として追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） この情報公開・個人情報保護審査委員というのは、大体どういう専門職の方を想定されておるのか。

その専門職の方の実際標準的な報酬というものがあろうと思うんですが、そういう方たちの現状はどうかという、その2つを御説明いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 審査委員につきましてはの選定関係でございます。審査委員につきましては、学識経験者1名、弁護士1名、それと医師会関係が1名、それと人権擁護委員さんが1名、それと行政相談委員さん1名、合計5名でございます。

それと、費用等の分でございますが、当然本市の条例等の中の部分に合わせさせていただいたということで、日当が7,500円ということで処理させていただいたということで御理解いただきたい

と思います。

以上でございます。

〔小山広明君「一遍に答えてよ。この人たちの現状はどうか、この今挙げた人たちの。

さっき言うてるんだから、それは全部答弁してもらわな」と呼ぶ〕

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 費用面につきましては、弁護士もすべての方がこの日当に当てはまるということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そんな複雑に質問してないわけやから、ちゃんとメモしておいていただきたいんですが、私は今言う学識経験者とか弁護士とか、いろいろ専門職を挙げられたでしょう。こういう人たちの現状における報酬とか、そういう人たちのいわゆる時間チャージというんですか、そういうことはどういう状態かということを知りたいんですから、7,500円を聞いたわけじゃないんです。それはわかってますよ。わかりますか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今、手元に具体のその資料は持ち合わせてございませんので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） やはり専門の方に1つの専門的な意見をいただくわけですから、そういう人たちが現状どういう状態であるかということはつかんで提案しないと、それは普通だったら来ないですよ。ボランティアで名誉職的に来るのであれば別ですよ。もうそういう時代ではないわけですから、ちゃんとその人たちがそういう知識として社会的に位置しとる場合には、きちっとそれを保障してあげるといのが、この条例が有効に機能することと結ぶわけですからね。そういうことをちゃんと調べ、提案されとる7,500円の中でそれが機能するかどうかということもやらないと私はだめだと思ってるんで、そういうことを全く提案の中で用意してないということは、私は問題だと思うんですよ、これ。

それはちゃんとしないと、実際は委員になる方が、特殊な方はなるかもわからないんですが、普通だったらちょっと私はそういう機能を果たさな

いんじゃないかなと思いますので、その点でどう考えてらっしゃるんですか。全く考えなかったんでしょうかね。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに職種によりましたら、その日当がいわば割に合わないと申しますか、その辺の程度の高い低いというのはかなりあることは事実だと思います。ただ、今の委員報酬は、各種、かなりいろんな委員がございまして、それにつきまして本市条例におきまして一定額を定めまして、それに御理解いただいて御就任いただいているということでございまして、これを即今の時点でどうのということとはなかなか難しい問題でございますので、1つの課題といたしましてとらえさせていただいて、今後考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） データがないわけじゃないと思いますよ。顧問弁護士という形で行政は現に弁護士にいろんなことで払っとるわけですから。

1つの例を出せばですね。

それはずっと全部7,500円ですね、どんな人でも。そのあり方は、今までこうしてきたんだからこうだという提案の仕方そのものが私はやっぱり問題だと思うんですよ。やっぱり現状に合わなくなったもの、また矛盾があるものについては大胆に見直していくということがないと、それはお願ひをして受けてもらったと言うけど、受けてもらえないと思いますよ、普通だったらね。そういう点で、こういうすべての点についてやはり見直していかないと、私は近代的な行政というのはなかなか運用できないと思うんですけどね。

市長、これだけではないと思うんですが、こういう専門職をこれからどんどん、監査の問題でも外部監査という議論もありますし、単にそういう人がおるから公平に行政が客観的にチェックされておるんだというだけじゃなしに、やはり専門的な1つの知識なり、そういう力をかりることになれば、そういうところからも見直していかないとやはり十分な機能はしないと思いますし、行政改革の中でなるべく経費を節減するということとはまた別な問題として、私は行政機能を高め

る点では必要な議論、検討をするべきじゃないかなと思うんで、今回そういうことは考えずに出してきたようでありましてけれども、今後こういう問題についてはやっぱりちゃんとやっていかないと私はいけないと思うんですが、市長、全体的なことで答弁をしておいてもらう以外にないですね、これは具体的にないわけですから。よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに、今議員御指摘のようなお考えもあるわけですが、一方、1つの審議会なり同じ立場というんですか、同じレベルでもって参画していただくという考え方があると思うんですね。その中で、同じその審議にいろいろとその方針に基づいて賛同していただいて参画していただいた方に、一定の時間にそれぞれ報酬に額の大小をつけるのはいかなものかという意見もまた一方であるかとも思います。そういう点を踏まえまして、これは今後慎重に考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） 小山君。回数もふえてますので。

2番（小山広明君） 現状、こういうことが矛盾ないという説明は何ほでもできますよ、それは合わせて。私、そういうことを言っとるわけじゃないんだから、今後やはり行政機能がいろんな専門職の方を入れる中で、市民のそういう大きな負託に答えていくという課題からいえば、今までのあり方がそれでいいとは言えないんですよ、それは、それはあなたの言うのも一定理屈は立ちますよ。

しかし、行政に対する要求がどんどん市民からも変わってきとるわけですから、そういうことも踏まえて、今まで一律に委員はいろんな立場の人が来ても同じようにするんだと、それも1つの考え方ですけども、それであれば本当に専門、自分のプライドを持ってそれだけの投資をして、弁護士なんていうのはある意味で1時間何ぼで時間チャージでやられたら、それは弁護士をする人おりませんよ。それだけの調査と知識といろんなものの集積の中で1時間の会議に参加して意見を言うわけですから、やっぱりそれはそういうことをち

ちゃんとやらないと、本当の意味で市民からの負託にこたえられない、そういう面もあるんじゃないですかと。

だから、あなたの言いわけを聞きたいからあなたに立ってもらったんじゃないですよ。僕は市長に政治家として、そういう状況が変わってきた中で、こういう日当のあり方についても考えないと十分市民の負託にこたえられないんじゃないですかと、私の意見を言って言っとるわけですから、今の現状のそれでいいんだというような説明をされたんじゃない、また戻っちゃうわけですから、あなたと議論はしたくないんですよ。あなたの言い分は7,500円が正しいということをおうとしとるわけでしょう。それはそれで、今までのあり方はそれでいいですよ。しかし、今後それでいいのかということをおうとしとるわけですから、市長に私は聞いとるのに、あなたが立って今の現状を言いわけ的に言う必要はないわけですよ。だから、これ議論が——また立つんですか。それなら立ちなさいよ。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私は、言いわけで言ってるわけじゃないと思っております。

それと、市民の方が行政に参画していく形態というのは、議員御指摘のように、いろんな形態がこれから新しい時代の中で変わってきてるわけですね。一方でボランティアとか、そんないろんな参画の形態がよりこれから複雑になっていくと思っております。そういう中で、従前のそういうような報酬という一定の枠だけの考えでなしに、もっと幅広い考えでいろいろと検討していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 議案第2号に反対の立場で討論させていただきますけれども、全く議論がかみ合わないなという感じを持ちます。細野部長が具体的なものを提案して私と議論するのであれば、それはわかるわけですが、やはり社会的に

はいろんな専門的な人が現に現職として仕事をしていたらいいわけでありまして。そういう力を行政の中に取り入れていくということは、新しいこれからの市民要求にこたえていく道だということをおうとしとるわけでありまして。

そういう点で、一律的に7,500円という日当で、報酬的に名誉職的にしかついてもらえないというこの金銭面からの状況は、やはり大胆に考えていく必要があるだろうと思っております。でなければ、本当に専門職を生かし、プライドを持って市民のために公的な委員としてかかわるということは私は無理だろうと、そういう意見を申し上げたわけでありまして、そういうことについては、行政のトップである市長にそういう点についての考え方を議論したかったわけでありまして、何を勘違いしたのか、行政の責任者である細野部長が答えたということは、議会の議論として私は大変残念でありますし、やはり議会の中から議員と市長がきちっとこういうことについて議論をすれば、こういうことが議会本来の姿であろうと思っておりますけれども、そういうことがないのは大変残念でありますし、こういう7,500円という一律的な専門職に対する対応については大変まずいし、こういうことでは市民の要求にはこたえられない、そういうことで反対をさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第3号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第9、議案第4号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事

者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。
助役（蜷川善夫君） ただいま一括上程されました議案第3号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、及び議案第4号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

191ページをお願いいたします。

まず、議案第3号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行されたことに合わせて所要の措置を講じ、また国民金融公庫法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律中の用語を引用している部分及び補償基礎額、介護補償額、葬祭補償額の引き上げのため、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書193ページをお開き願います。改正の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第1条及び第2条の改正は、原子力災害対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令施行によるものでございます。

次に、第5条第2項第2号の改正は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額と最高額をそれぞれ記載のとおり引き上げるものでございます。

次に、第9条の2第2項の各号の改正でございますが、第1号は常時介護を要する他人介護補償額を、第2号は常時介護を要する家族介護最低補償額を、第3号は随時介護を要する介護補償額を、第4号は随時介護を要する家族介護最低補償額をそれぞれ記載のとおり引き上げ、改正するものでございます。

次に、第18条の改正でございますが、これは葬祭補償の低額部分を改正するものでございます。

次に、別表第1の改正でございますが、これは団長あるいは分団長等の補償基礎額を一律100円引き上げ、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、第1条及び第2条は平成12年6月1

6日から適用し、第5条第2項第2号、第9条の2第2項、第18条及び別表第1は、平成12年4月1日以降の損害補償に適用となっております。

195ページをお願いいたします。次に、議案第4号につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことにより、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書197ページをお願いいたします。改正の内容といたしましては、別表でお示しいたしておりますが、階級と勤務年数に応じ、例えば表の右上、最高額、消防団長30年以上で91万5,000円を91万7,000円に、表の左下、最低額、団員5年以上10年未満で13万円を13万2,000円に一律2,000円引き上げるべく改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成12年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。―――小山君。

2番（小山広明君） 原子力災害対策特別措置法の施行に伴うということで、もう少しこの辺を具体的にお示しをいただきたい。

泉南市にも近くにそういう関連施設があるわけでありまして、かつてというか、ほん最近東海村の方でも大きな事故があったわけですが、そういうことに対して、この条例の制定によって消防団員に対して具体的にどういう対応をされることになるのかですね。

それから、こういうことによって当然対応しないといけないわけですから、予算関係も出てくると思いますので、そういう面も含めて、予算関係で国から特別に何かそういうことが補てんされるのか、そういう財源的なことも含めて説明をして

いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 小山議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の原子力災害対策特別措置法の具体的内容でございますけれども、これは昨年東海村のＪＣＯの原子力事故に伴いまして、原子力災害対策特別措置法が講じられたものでございます。これが平成11年の12月17日に公布されまして、即日施行ということでございます。それに伴いまして、関係政令の整備等に関する政令が平成12年4月5日に公布されまして、一部のものにつきまして平成12年6月16日から施行ということでございます。

それから、これに対する予算関係でございますけれども、一応当初予算の方で組み入れておりますので、その範囲内でやっていくということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） もう少し、その原子力災害の中身ですね。具体的にどういう対応を消防団がされることになるのかですね。これはなかなかわからなくて、目に見えるものでもありませんし、飛んで行ったら、東海村でもそういうことになったんですが、なかなか情報が、消防団といいますと一般の市民が火災だということで飛んで行くわけですが、火やったら物が燃えとるからわかるんですが、原子力災害というのは放射能の問題ですから見えないわけでしょう。そういうものについて具体的に消防団というのはどういう対応をするのか、この条例によって。そこら辺をもう少し詳しく説明をいただかないと、ほんとに危険な問題ですし、泉南市には10キロも離れてないところにそういう施設がありますし、我々もあそこにも視察というか見にも行きました。

火災があったらどうするんかという質問も出たり、いやそんなことは想定してませんとか、いろんな問題もありましたし、そういう点で現実に近くにありますが、またあそこから核燃料がトラック輸送で運ばれておる経過もありますからね。そういう点では、そういう事故に対してはこの条例

の制定によってどうなるのか、どう対応するのか。

これはあわせてちょっと聞いておきたいんですが、住友電工原子燃料工業と何か安全協定を結ぶという議論もこの本会議場でありましたが、これはもう結んだんですか。

議長（嶋本五男君） 議案と関係ございませんので。

2番（小山広明君） それは条例のあれと密接に——安全協定を結んどるんやから、何かあった場合にはこうするああするがあるんでしょ。そういうことで今回の条例とも全く無関係ではないと思うので、あるんかないんかぐらいは答弁しといてください。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答えいたします。

消防団の方で災害現場に行って、そこで原子力の事故でその災害現場で負傷された方、こういう方にも適用ということで、もともと現場で各種災害で負傷されたとか、また疾病にかかられた場合には、昔から消防団員等の公務災害補償条例が適用されております。それが今度、東海村のＪＣＯの原子力事故に伴って、そういう原子力災害対策特別措置法ができましたので、その災害対策基本法第84条第1項の中にこの原子力災害対策特別措置法も入れられたということでございます。

それから、民間の企業との協定ということでございますけれども、我々消防職員といたしましては、大阪府下消防相互応援協定、また大阪府下南ブロック相互応援協定等がございまして、火災、水害、その他の災害で熊取町の方から応援要請がございましたら出動いたします。しかし、民間企業とのそういう災害の応援協定とか、また安全協定というものは結んでおりません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、だからそういう放射能被害があったときに補償されるんですよというだけじゃ済まないでしょう。そういうものがあったときには、当然消防団も消防署の職員と一緒に対応するわけでしょう。そしたら、それは当然情報もちゃんと提供されないといけないし、行って放射能に被曝したから補償があるんだからどうぞ

行ってくださいよというわけにはいかんでしょ、
そら。死んだんですよ、あれ。初めてああいう事
故で2人亡くなったわけでしょう。その場合には
ちゃんと情報が提供されて、そしてそういう被曝
しないように、安全になるようにもあなたは責任
あるじゃないですか。

そのためには、この条例によって確かに原子力
災害対策特別措置法が加えられたわけでしょう、
うちの条例の中に。そしたら、ここの内容のそう
いう消防団にかかわるものについてはきちっと説
明しなかったら、こんだけの資料しかないわけ
ですから、我々。どういう措置法で、どういうよ
うな責任が消防署長にあるのか、市にあるのか、ま
た事業者であるそういう核燃料工業のそういうと
ころにあるのか、また車が走ってって車が衝突し
て核燃料が火災になったら、その人たちはどうい
う義務があるのか、それはちゃんと説明しなかつ
たらわからないですよ。そうでしょう。そういう
ことはどこまであなた方が把握して、この条例の
提案をしとるのかですよ。命にかかわること
でしょう。補償されまんねんて、そんな話と全然違
うでしょう。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 原子力の事故がございま
して、そこに出勤するとなりますと、当然所轄の
市町村の方からそれらに対する情報というものの
提供はございます。

また、一般道路の方を車両で原子力関係の燃料
を運ぶ場合には、当然その経路については所管の
消防、警察、これの方にもどういう物質を何時
ごろ運ぶかということの連絡がございます。そう
いうことで、行った時点でその対策というものを
立てるといってございませう。

ただ、言われておりますように、最初からそれ
らの原子力を持っておられる工場の、どういう物
質のものを何ぼ持っているかということにつきま
しては、これは管轄の市町村の消防本部が把握し
てるといってございまして、隣接でございませ
うも泉南市の場合は把握していないというのが状
況でございませう。

以上でございませう。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） それは答弁にならないです。
情報の提供がありますでしょうって、現在も稼働
しとるんでしょ。この条例が制定されるされん
に關係なしに現在原子力施設があるわけでしょう。
車は核燃料を運んで、原料は納入しとるし、製品
は搬出しとるわけでしょう。一般道路を通つとる
わけじゃないですか。何か事故が起これば、当然
消防団員は駆けつけるでしょう。それまでにあな
たの方へちゃんとその情報が常時来てないとい
うとだめでしょう。警察にあるでしょうって、警
察にあつたつてあなたのところになつたらわか
らんわけですから、どこに何時何分にそういう
ものが入るかということも、警察に行つとつても
あなたのところには来てないわけでしょう。

それから、工場があるとこの消防団には入る
だろうと。それは入るかどうかわかりません
けども、そういうものを言葉で言うだけじゃなし
に、資料として原子力特別措置法のそれをちゃん
と示して審議しなかつたら、我々は何にもわか
りませんよ。あなたの言葉だけで、しかも言葉
も抽象的でなかなかわかりませんよ。だから、
少なくとも消防団にかかわるポイントについて
は、ちゃんと条文を示して説明するべきですよ。
でなかつたらわからないでしょう、安全の問題
で。

特にこの原子力関係は、情報がほとんど来
ないんでしょ、普通は。この措置法によって
来るようになったんですか、本当に。今ど
んだけのものが来とるんですか、それ。もう
法律は施行されとるでしょう。じゃ法律が
施行される前と今とで、原子力関係による
災害関係の情報はどうだけ来とるんですか、
あなたのところへ。来てないんでしょ。し
かも、あなたのところの消防署にど
んだけの設備があるんですか、そのこと
に対応する設備が。

ちゃんと具体的にやらなかつたら、これは
消防団の安全にかかわる問題ですよ。職員
の安全でもそうだし。そんなことについて、
いや火災だ何だ、事故が起つた、パツと
行って被曝したらだれが責任とるんですか、
それは。一番あなたのところへそういう
情報が来て、ちゃんとそのことが行く前
に指示ができなかつたら、こんな条例つ
くつたつて責任持てないじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答えします。

現在、泉南市の消防で持っている放射線事故に対するものでございますけれども、放射線測定器、それから救急車等にポケット線量計を積み込んでおります。それと、簡易なものでございますけれども、防護服、これも10着ほど購入いたしまして、救急車とか、あと救助隊の方に対応してるというのが現状です。

ただ、その次に今回のこの条例の改正につきましては、もともと原子力災害対策特別措置法というものが、あの東海村のJCOの事故で法律的になったものでございます。それまでにつきましても、当然行きますと、災害対策基本法の中の1つに書かれまして、消防団員が出ましたら補償もございました。ただ、今回その法律が制定されたために、これを条例の中に入れたというだけでございます。この法律ができたから泉南市の方に、それではどれだけの量を扱って、どういう工程でやってるのかというようなことにつきましても全然通知もございませんし、また把握もしておりません。

ただ、そういう法律ができたから、この中に関係法令の整備ということで、今回の条例の改正になったということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。回数がふえておりますので、まとめてください。

2番（小山広明君） 東海村の事故が起きるまでは、こういうことを想定してなかったから、何にも裏づけの法はなかったんですよ。こういう法をつくって、こういう事故に対しても対応するように整備をして、その補償の問題が1つこれでしょう。やはりそういうことを想定して、これから消防というものが、消防署の職員もそうですけども、消防団員も動く。動くから補償というものが裏づけとしてあるわけでしょう。

そしたら当然そのことに消防団も行動するわけですから、補償があるからそれでいいというんじゃないし、補償があるということは、そういう被害に遭う可能性があるからこういうことを上程してくるわけですから、ちゃんとそういうこれまでと違う、とりわけ泉南市には近くに原子燃料工業

というのが熊取にあるわけですから、原子力発電所の核燃料をつくる工場が同じようにあるわけですので、そういうことにやはりおそれがあるわけですので、そういうことはちゃんと情報としても得ないと、補償だけあるんだからいいんだと、それで行って被曝したってそれは補償するんだと、そういうことでは僕はだめだと思いますよ。

そういう点では、やはり法律が変わって、こういう事故を生かして、より市民なり消防団員の安全ということを中心にやってもらいたいと思いますよ。だから、甚だ情報不足だし、ましてや協定をまだ結んでないということであれば、事故があった場合に大変でしょう。対応が全然できないわけですからね。そういう点では、市長はここでは協定を結びますということを明言しとるのに、いまだに協定が結ばれてない。それで、聞くまでも言わない。これはやっぱり困りますよね。そういうことだけ言うときますわ。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 東海村のあの原子力事故、臨界事故の恐ろしさというのは、本当に改めて原子力の安全神話、これを打ち破って、国民すべてに非常な不安を惹起させた。

泉南市は、いわゆる第1次事故圏の10キロ範囲に丸々すっぽり当てはまってしまうわけですから。ところが、事故があれば、確かに事故が起こって、後の事後補償というのもこれは必要でしょうけれども、まずやっぱりそこへ駆けつける、特に非常勤消防団員の皆さんというのは、結局先ほど防護服10着ぐらいやというふうに——常備消防団員の方でね。こういうお話でしたけれども、まさにお寒い限りだと思えますよ。

いわゆる非常勤の皆さんにとっては、あれは刺し子というんですか、あれを着て大体現場へ参じられるわけですね。やっぱり事故があれば、バンパーと救急のサイレンが鳴れば、それこそ分団の消防車に乗って駆けつけられるわけですからね。そういう場合に、仮に臨界事故なんかの場合、想定できるわけですから、他市の応援なんかも当然提起されてくるでしょうし、熊取町だけではああいう事故は未然に防げないわけですから、そういう場合に、やはり補償もさりながら、駆けつける

方なんかの命の保障ですね。健康の保障をどうしていくのかと、こういうことは真剣にお考えをいただきたいなというふうに思うんです。

これは早急に、今この原子力の関係法令が、災害対策特別措置法が変わったこれを契機に、市としてもそういう現場に駆けつける非常勤消防団員の皆さんの立場に立った対策を早急に講じられる必要があるのではないかと、こういうふうに思うんですが、今後のあり方の問題としてひとつお伺いをしておきたい。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） あの東海村のＪＣＯの事故から、こちらの方でも、消防署の方でも検討いたしました。ただ、消防団員の方につきましては、熊取で事故があった場合には、何もございませんので出勤はさせません。ただ、消防職員の方で府下の消防相互応援協定などで熊取町の方から応援がございましたら、これは出勤いたします。そのときのために防護服とか線量計、それから測定器、こういうものを購入いたしました。

それとまた、１０キロ圏内でありましたので、こちらの方でも放射性物質が風の影響で飛んできますと、また各地区の方、市内全域に広報しなくてはなりませんので、そういうときに救急車とか消防自動車で屋内避難というんですか、そういう広報をする場合に、その消防職員が被曝したらいけませんので、そういうときのための購入でもございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本２件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより本２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本２件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第３号及び議案第４号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

午後７時まで休憩いたします。

午後６時２分 休憩

午後７時２分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第１０、議案第５号 平成１２年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第５号、平成１２年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

平成１２年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第２１８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の１９９ページをお願いいたします。歳入歳出にそれぞれ１億４,１０４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２１０億８,５４９万７,０００円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして、簡単に御説明申し上げます。２０５ページをお願いいたします。

中ほどの段、徴収費の償還金利子及び割引料の１,５００万円でございますが、これは固定資産税の減額更正に伴い、当初見込みより市税の還付金及び還付加算金がふえたことによります補正でございます。

次に、同ページの下段から２０６ページの上段にかけての児童福祉総務費の扶助費１億６６１万５,０００円でございますが、これは児童手当法の改正により、本年６月より支給対象年齢が従来の３歳未満から義務教育就学前に延長されたことに伴いまして、その経費を補正するものでございます。

次に、２０７ページの公債費管理基金費の積立金１,２８２万５,０００円でございますが、これは

新家宮財産区よりため池売却代金の一部、45%相当額を一般会計に繰り入れ、その同額を基金に積み立てるものでございます。

また、歳入につきましては、203ページから204ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———松本君。

6番（松本雪美君） 私は、206ページの児童手当費の扶助費1億661万5,000円、いろいろ国庫支出金やとか府支出金やとかあるんですけど、この児童手当のことでお聞きしたいと思うんですが、今度のこの児童手当が3歳児以上から6歳児未満ですね。この拡充される年齢の児童数は何人になってるか。

それから、ずっとこの間国会での論戦、審議があって、その中でも明らかにされてきたように、16歳未満の年少扶養控除が削減されると、廃止になるということですから、その廃止になった分の財源をこの児童手当に充てるんだということが国会でも明らかにされてきたわけですけど、本市では16歳未満の子供たちの人数はどれくらいになるのか、その辺お答えを願いたいと思います。それから、16歳未満の養育をしていらっしゃる世帯数ですね。お答え願えますか。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） まず、今回の改正で3歳以上、小学校就学前児童数でございますが、被用者分5,000円の分が261名、1万円の分が122名、非被用者分5,000円の分が672名、非被用者分1万円の分が314名、特例給付分5,000円の分が692人、1万円の分が83人、以上でございます。合計で2,144名となっております。

それから、本市の16歳未満の児童数でございますが、平成12年4月1日現在、住民基本台帳からの数字でございますけども、男子5,947名、外人登録31名、計5,978名、女子5,698人、外人登録31名、計5,729名で、合計1万1,707人となっております。

次に、本市の16歳未満扶養世帯数でございますが、日本人世帯6,277名、外国人世帯34名、計6,311名。なお、平成12年3月31日現在の住民基本台帳からの数字でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、今回3歳以上から6歳未満の子供さんについては、これから後児童手当を受けるわけですけども、その総額が1億661万5,000円ですよ。それから、この部分で泉南市負担になる分ですね。一般財源で負担をせねばならない額ですけども、大体どういう割合でこういう数字が出てくるのか。市負担になるのは、これを見てもちょっとよくわからないので、お答え願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 本市の場合の負担額でございますが、当初予算で一般財源として、被用者分負担分として20分の1、非被用者負担分として6分の1で1,133万を計上しておりました。

それで、今回の改正で被用者負担分6分の1、非被用者分6分の1、特例給付分6分の1で1,776万9,000円となります。それで、予算ベースでございますが、一般財源の合計額が2,909万9,000円市の負担額となります。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 0歳から3歳まで、今まで児童手当を受けていた方たちの市の負担も今報告していただきましたんですが、聞きますと被用者分は20分の1の負担であったと、非被用者分が全体でいえば6分の1であった。それが今度、これはこのまま制度としては続くわけですね。

それであと、3歳以上から6歳未満までの児童が児童手当を受けるとき、就学前の方が児童手当を受けるときには、市負担については、ここに数字が出てきますから、国が3分の2、それから府と市が6分の1ずつの数字にこれやったらなるのかなあと、今報告して下さったのだったらなるんだと、そういうふう思うんですけど、結局0歳から3歳未満児で20分の1であったも

のが、今回新しい制度は非被用者分においては6分の1の負担をせねばならないという、結果的にはトータル的に言えば全く数字の違う制度として実施されるということですから、こうしてみますと、そうすると府支出金が1,776万7,000円ですから、市の負担金も同じ額、6分の1やから1,776万7,000円ですね。そういうふうに私は理解したんですが、結局市負担分がこれだけ旧制度に比べて多い負担で、市の財源に影響を与える中身やと、そういうふうに私は理解したんですが、それで間違いありませんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） はい、そのとおりでございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、例えば今回、これは増税になる部分の16歳未満の年少扶養控除が削減されるということですから、増税になる御家庭が出ると、世帯が出るということで、国会でも井上美代議員が、400万円の給与収入の人で1万6,000円の増税になると。これは2人の子供さんがいる4人家族ですね。それから、3人の子供さんのいる500万円の家庭で1年間に2万4,000円の増税になるということで、国会での論議の中でもこれを問いただして、政府も認められたというような状況があるんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 御質問の件、お答えいたします。

まず、児童手当法の改正と所得税法の年少扶養控除廃止の件でございますけども、我々市の方では、児童手当法の改正に伴う年少扶養控除廃止は直接市民税の控除対象となるものではないということでございますので、影響はないということをもまず最初に申し上げておきます。

それから、年少扶養控除につきましては平成11年中の時限立法でございまして、12年の4月1日付で廃止されたものであると。先ほど社会保険料等ある条件を入れた場合のケースとしてお示しされたんですけども、我々といたしましては、各家庭におきましては社会保険料等がまちまちで

ございますので、一定条件での所得税のシミュレーションをし、お示しするにつきましては、説明するという場合では若干不適切なものになるということで、具体のその数字については説明を差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 松本君。回数もふえておりますので、まとめてください。

6番（松本雪美君） 細かい説明ということで、そういうことを求めたんでなくて、大体こういう形で増税になるんだというのは、これは私の言っていることは間違いだとおっしゃるならおっしゃってくれてもいいんですけど、そうではないということで、ちゃんとそこのところははっきり答えていただきたいなと思うんですよ。

なぜそうなるかといいますと、年少扶養控除ということで、1人当たりの子供さんの扶養控除が48万円だったのが38万円にと、廃止されて普通の控除額に変わるわけですから、その分については10万円の差があるわけですから、この10万円に税金がかかってくると、こういうことから、一定いろいろ社会保険の控除の分もあるかということで、その増税になる部分がはっきりしてるわけですから、その部分をちゃんと答えていただかなかつたら、私の質問に対しては不親切な回答やと私は思いますよ。

それから、所得制限についても2種類に分かれているようですね。例えば、国保やとか年金の未加入者の方とか、それから被用者の部分で、厚生年金やとか、それから公務員の職員共済やとか農協共済やとか、そういう被用者と非被用者ということで分類されてる部分では、所得制限の限度額が違うということで、その辺についても2種類ね。

一般的に見て、子供の立場から言わせればそこで区分けされてしまって、世帯に対しては所得制限の違う形での実施になるわけやから、たまたま窓口に来られて、うちは受けれると思ってきたんだけど、あなたの場合はこういうことで所得制限の枠を超えてますよ、と言われて泣く泣く帰ったという方が何人もいらっしゃるというふうに聞いてるんですよ。矛盾だらけの児童手当の制度だということが、改めて見直してみると、窓口へ

来られる人のそういう苦情も聞いたり、それからそういう状況があって大変だということを、職員の方も私先ほど行ったらそういうふうに出ておられました。だから、その辺ではもう一回確認だけをしておきたいと思うんです。所得制限の部分と、その増税になる部分ですね。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 再度の御質問に対してましてお答えをいたします。

議員御指摘の点につきましては、同条件に当てはめると、確かにそのような数字になるのは事実でございます。ただ、いろんなケースがございまして、社会保険料の額によって上がり幅が変わってきたりとかいろいろありますので、そういうことで先ほど御答弁申し上げましたということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 所得制限限度額は、議員言われるとおり、国民年金加入者、未加入者と厚生年金等の加入者と二本立ってなっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 今の議論を聞いておってもなかなかわかりにくいんですがね。もう少しわかりやすく説明いただきたい。

3歳までを就学前までにしたと、そういうことですね、説明でいえば。この内容を見ましても、何か今まで聞きなれない言葉が出てくるんですが、被用者分とか非被用者分とか特別給付分とか、この辺をちょっとわかりやすく御説明いただきたいのと、この財源は地方自治体は関係ないというのが答えだと思うんですが、この財源というのは一体どこから生み出されたものなのか。このことによって国民全体の負担は増税になったのか負担軽減になったのかという、そこらをわかりやすく、ひとつ難しい言葉じゃなしに普通の市民にわかる言葉で御説明いただきたい。損したのか得したのか全くわからんということでは困るわけで、その辺をきちっと説明ください。

トータル的にやってくださいよ。その説明を聞いていたら得やなと思っても、後で聞いたらこっ

ちで取られとったり、そういうことでは困るので、普通の市民が思う、そういう感覚に立って御説明いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 財源の問題でございますが、これは被用者分につきましては、厚生年金加入者、私立学校教職員共済組合加入者、農林業団体加入者、地方公務員等共済組合法、そして国家公務員共済組合法の加入者、それと一般事業主、それに国、府、市が財源を出し合うという制度でございます。

〔小山広明君「それで説明終わりかいな」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 何を言ったわけですか、それ。その人がお金出すということはだれが負担するんですか、最終的には国民の立場からいえば。もうちょっと親切にやってくださいよ。あなたは公務員でなれとるんかもわかりませんが、一般市民はそれ聞いたって何のことも全くわかりませんで。それはいわゆる増税になるんですか減税になるんですか、トータル的には。何回も言わんでいようにちゃんとやってください。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 被用者、非被用者の分につきましては、先ほど課長が説明したとおりでございます。

それとあと、今回のこの児童手当の見直しに係る分についての財源がどういった形で補てんされるのかという御質問でございます。これにつきましては、今回のこの児童手当の見直し、すなわち現在3歳未満児までの児童手当の給付が就学前の児童までその年齢が延長されるという分で、これは全国レベルの議論でございますけれども、所要額としまして約1,500億円、全国でこれが必要だというふうに言われております。これは年度途中からですので、今度平年度化しますと約1,200億円というふうな数字を聞いております。

そして、この分について、じゃどういふふうにその財源を補てんするんかという議論でございます。これにつきましては、先ほど松本議員の御質問にもありましたとおり、今回、要するに扶養家

族の子供さんの分の……（小山広明君「平穏な言葉で言うてよ。そんな難しいこと言うたらわからん」と呼ぶ）年少扶養控除の額、それにつきまして10万円引き下げられたと。48万円から38万円に引き下げられたと。その10万円の分について所得税がかかるということで、その分を財源に、この児童手当の分の財源をそこから生むという形で、今回児童手当の見直しがなされてるということでございます。

ですので、あくまでもこの手当につきましては、その年少扶養控除の額、これは子供さんお1人について、16歳までですけども、年間48万円の分が38万円に、10万円の差がありますので、その分について税金をかけて、その分を財源にして今回の児童手当の見直しを行ったと、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ようやく何とか輪郭がわかったという感じですね。さっきの西本さんは何を説明したんか、全くわからないんですが、（巴里英一君「失礼やぞ」と呼ぶ）何が失礼やねん。僕がわからんと言っとるんだから。

それは、たくさん負担する組合の名前を言ったんですね、組合の名前を。それで、その中に入っていない人がおるんですか、たくさん挙げたけども。その中でも全く該当しない人がまずおるのかどうかです。たくさん挙げられたでしょう。

それは組合から出すから、例えば社会保険というところからお金出してもらうんやね。その金は、その社会保険に加入しとる人が社会保険組合にお金出しとるわけでしょう。そういう人たちは負担がふえるわけでしょう、そこで。結果的にはそうだと思います。それはどうでもいいんですが、そういうことでいわゆる16歳までの方に控除をとった48万円が38万円になったということで、当然その控除額が低くなれば、今まで課税されない人にも課税されると、そういう理屈ですね。これよくわかります、話としてはね。

それで、私、大変不勉強で申しわけないんですが、現在3歳児まで出しておるものが延長されて就学前まで出すということになるのですが、それはどれぐらい出るんですか。就学前までの方には

どれだけのお金が出ることになるわけですか。そこもちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 答弁がまずくて申しわけございません。

まず1点目の、先ほど厚生年金云々の報告をしましたけども、それ以外の国民年金加入者、それと未加入者の方にも児童手当は支給されます。それと、この徴収金については社会保険庁が徴収します。

それで、先ほど部長の方からも報告がありましたけども、まず、先ほど厚生年金等年金に加入されてる方で、国民年金以外、未加入者の方を被用者と呼びます。国民年金、年金未加入者については、非被用者ということで分類されております。

それで、被用者分の財源については、事業主が10分の7、国が10分の2、都道府県が10分の0.5、市町村が10分の0.5で、非被用者分につきましては国が6分の4、都道府県が6分の1、市町村が6分の1となっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、国民健康保険にはみんな保険料を払って、それで運営しとるわけでしょう。当然そこには国も市もお金を出してますわね。その国民健康保険に払ってる方は、この負担によっては負担をしなくてもいいわけですか。

それから、先ほど言ったように、児童にはどれぐらいこの手当が——現在と同じ額を支給するというのでしょうか、どれだけ支給されるわけですか。そこをちょっとお願いをしたい。

だから、トータル的には、年少の控除額が10万円減るわけですから、それだけは増税になるんですが、これはプラ・マイ・ゼロなのかですね。つまり、児童にお金払うんとそれだけ負担をさすのとのプラ・マイがあると思うんですが、やはり取られ過ぎということはないんですか。そうか子供に払い過ぎなのか。それはちょうどプラ・マイ・ゼロにはならないと思うんですけど、それで結果的には増税になるということではないんですか。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 国民年

金からは、拠出金は出ておりません。

それから、支給額でございますけども、第1子、第2子で5,000円、第3子で1万円となっております。

それから、もう1点、今回の改正で事業主の負担というのは影響はありません。

以上です。

〔小山広明君「トータル的にはどうなるのか、プラ・マイ」と呼ぶ〕

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 今回の改正で、財源負担というのは、国が3分の2、都道府県が6分の1、市が6分の1となっておりますので、今回の改正で今までよりも拠出金がふえるということはありません。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。回数がふえておりますので、まとめてください。

2番（小山広明君） そうすると、3分の2は国が負担するということですか。結果的にはその3分の2の財源は、赤字国債を出すわけなんですか。国が金ないでしょう。3分の2のその財源はどこにあるんですか。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 今回の改正で、財源をどうするのかという質問でございますけども、今回の改正で年少扶養控除を48万円から38万円に、10万円引き下げて捻出するとなっております。

議長（嶋本五男君） ほかに。

〔小山広明君「議長」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） もう回数が過ぎてますから。ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 反対の立場で討論をさせていただきたいと思うんですが、1億4,100万円という補正予算を組まれたわけですが、議論を重ねてまいりますと、結局はごまかされたような感が否めないわけですが、国が負担するといっても、48万円の控除額を38万円に減らすわけですから、結果的には国民の税負

担になるわけであります。

そういうことで、確かに子供さんにお金がかかって、少子化であるということでこういう財源措置をしたんだと思いますけども、この出し方が大変わかりにくい。結果的には国民に大きな負担をさせるわけでありますから、もう少しすっきりした形で子供さんの少子化対策、また子供が本当に健やかに生きていけるような、そういう施策を本当に真正面から施策化するべきでありまして、1つこういう児童手当を拡充し、手厚い措置をしたようには見えますけれども、結果的にはこういうわかりにくい税制の中でますます増税されていくという、こういう構造は基本的には問題だということで反対をさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——井原君。

1番（井原正太郎君） 平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、今や日本の人口構成、これを抜きにしては語れないというふうに考えます。とりわけ昨今、出生率の低下が非常に大きな問題となっております、今や1.3のところまで落ちてきたというふうな報道がありました。

この状態が大きな社会問題として浮上してきたわけでありますが、現在介護保険制度、この制度に象徴されますように、我が国は超高齢化の社会となっておりますわけでありますが、それは若い世代がいわゆるお年寄りを支え切れないような状況にある、こういうふうなバランスシートにあるというふうに言っても過言ではないと思います。

そういった中で、とりわけ年金問題、あるいは医療制度の問題まで、大きな社会問題ともなっております。周知の事実であります、そういった中で、今回の補正予算の内容というのは、ほとんど今の児童手当に関するボリュームでありましたが、子供を育てやすい社会の仕組みづくりが大変大事になってきているというふうに考えるわけであります。

この制度は、私ども公明党が強くその実現を求めたものの1つでもございます。そういった意味で、前回の本会議でも賛否が論ぜられたところで

ありますが、私どもはこれまでの経過はあくまでも経過措置でありまして、年少扶養控除のことでもいろいろ論ぜられました、これは時限立法であるというふうなことで、今後より子供を育てやすくするような社会をつくっていかなくやならん、このように考えるわけでありまして。

そういった意味で、今論ぜられました年少扶養控除というふうなこともあります、やはり16歳までいわゆる児童手当が義務教育の間はきちっと支給されて、そして子供さんを育てやすい社会環境をぜひつくっていかなくやならん、このように考えるわけでありまして。そういった意味で、今回上程の補正予算（第2号）につきましては、どうか御賛同の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松本君。
6番（松本雪美君） 議案第5号、平成12年度一般会計補正予算案について、児童手当費の問題を指摘して、賛成の討論をいたします。

児童福祉総務費に児童手当扶助費が計上されていますが、少子化時代に突入し、子育て支援対策と称して施策化されたこの児童手当を就学前まで広げる、3歳児以上から6歳児未満まで、この予算化がされました。

財源の問題では、年少扶養控除の廃止で48万円を38万円にして財源を生み出すというもの、児童手当の拡充というけれども、2,200億円の子育て増税と引きかえのこのような施策は、結局多くの子育て世帯を支援するのではなく、増税を押しつける以外の何物でもありません。

影響を受ける増税になる世帯の問題では、全国では300万人の児童が拡充され、1,600万人以上の児童のいる世帯が増税で負担増になるということであります。当泉南市では、2,144人の児童の拡充で、16歳未満の子供の1万1,707人、16歳未満の養育世帯の6,311世帯が影響を受け、増税されるものであります。

16歳未満の養育世帯で増税になる額は、2人の子供のいる4人家族で、年間給与収入が400万円の世帯は1万6,000円の増税、3人の子供のいる世帯では、給与収入が500万円の世帯で

は2万4,000円の増税になることが、国会の参議院での井上美代議員の質問で政府もこれを認めるなど、明らかにされてきました。

また、今回の拡充された部分は、新たな市の財政負担になります。社会保険や公務員共済、組合保険の加入者は20分の1から60分の1となり、不十分な施策のため、0歳から3歳児未満、3歳から6歳未満の市の負担率が違うなど、矛盾を引き起こすこととなります。

そして、今回実施される制度は、所得制限が低過ぎるということと、サラリーマンなどの被用者、自営業などの非被用者と2種類の所得制限を設けるなど、ますます事務処理を複雑なものにし、担当職員を悩ませています。

そもそもこれまで児童手当は、余りにも低過ぎる子育て予算を今日まで放置し、80年代以後には政府は社会保障を大幅に引き上げてきた経過があります。1980年、813億円の児童手当の予算化が実施されていましたが、その当時は児童手当は中学3年まで支給されてきました。その後就学前までとなり、90年代には第1子からで3歳児未満と引き上げられ、1998年には何と286億円と、1980年代と比べると3分の1にも減らされてきたという経過があります。

今回の措置は、こうした状況を見ても全く不十分なものであります。子育て真っ最中の御家庭に喜んでもらうためにも、環境破壊のゼネコン型公共事業のむだな事業にメスを入れ、今こそ社会保障が主役になる予算に切りかえるべきであります。実績づくりのための子育て増税世帯を生み出す施策ではなく、どの子にも全面的な発達を保障する社会の実現を目指して、児童手当の抜本的拡充をするべきであります。

さらに、長時間労働をなくして、男女ともに家庭に責任を果たせる労働条件の確立、育児休業手当の増額、保育所の待機児童の解消や古くなった保育所の改善、建てかえなどなど、子育て支援対策としてやらねばならないことがたくさんあるにもかかわらず、子育て支援対策は遅々として進んでいません。

私は、自・自・公の連立政権のもとで進められてきた実績づくりの児童手当の拡充には、たくさ

んの問題点があることを指摘いたしまして、賛成の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第6号 平成12年度大阪府泉南市新家宮財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、平成12年度大阪府泉南市新家宮財産区会計予算について説明を申し上げます。

議案書213ページでございます。

内容といたしましては、上水道施設新設事業に係る交換用地として、新家1059の1、ため池でございます。新家1059の2、堤敷でございますが、これの小路谷下池で面積2,184.52平米を泉南市水道部に売却するものでございます。

歳入といたしましては、売却代金2,850万円を財産売払収入として計上させていただきました。

歳出といたしましては、売却代金の45%相当額の1,282万5,000円を一般会計に繰出金とし、また同額を地元公共事業補助金とし、売却代金の10%相当額の285万円を水利消滅に伴う補償金として、それぞれ計上させていただきました。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。——巴里君。

25番（巴里英一君） 新家宮財産区会計予算で

ありますけれども、お聞きいたします。

1点目は、本市における財産区数は何ぼあるのかなど。

2点目は、財産区設置の法的根拠は、これは本来の意味です。財産区とは、またそういった、今提案されているような財産区的財産という表現がありますけれども、そういったところの存在しない地区といたしますか、ところは現在あるのかわいのか。この2点です。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 全部の財産区数ですけども、ちょっと今資料を持っておりません。今すぐ調べておりますので、早急に報告いたします。

その中での法的に認められた財産区というのは1財産区、樽井地区財産区だけでございます。

どうも失礼いたしました。当初予算で、みなし財産区的なものが8財産区ございます。今回の補正予算の宮財産区を含めると、みなしの財産区につきましては9財産区ございます。

財産区のないところは、ちょっと今資料がございませんので、失礼いたします。

議長（嶋本五男君） 馬野課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 財産区のない地区でございますが、雄信地区につきましては男里、浜地区がございません。それと、信達では牧野、それから六尾、金熊寺は昨年ありましたけども、消滅しております。それから童子、楠畑、葛はございません。それと、西信地区でございますが、岡田がございません。中小路、陸、北野は、これは五ヶ池郷財産区というのがございます。それから、新家につきましては下村、中村、上村、野口、別所がございません。あと、1つ漏れておりました。鳴滝地区がございません。

〔巴里英一君「答弁もろてませんけど。2つ目言うたんですが」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 2点目に申し上げたのは、財産区設置の法的根拠はということなんです。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） どうも失礼いたしました。地方自治法の第4章、財産区で、第2

94条によるものでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） ということは、先ほどおっしゃった当初予算で8財産区、そして1ふえて9財産区、そして現在提案されてるものを含めて、これは今おっしゃった294条の1項における財産区の意義及びその運営の中において設置されたものだという理解でよろしいですか。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） これは294条に準じて行っておる財産区ということでございます。法に基づいて行ってる財産区というのは、先ほども申し上げましたように樽井地区財産区だけでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 一問一答になると困りますので、議長にまた制限を受けるかもわかりませんので。

294条に基づく財産区は樽井財産区のみとおっしゃいましたね。それに基づくということ、あるいは準じるというのは、法的根拠は実際にはあるのかなのか。それはどこをもって基づくということをおっしゃってるわけですか。そのところがちょっとわからないんです。これはずっと提案あるいは提起してきた問題だと思うんですけども、それに対していまだに明快な答えがなく、そして過去質問の中でも言いましたが、いわゆる財産区的財産の扱いをなくしていくということにたしか答弁いただいたような気がするんですが、むしろふえてるということになると、おっしゃったことと矛盾してくるんじゃないかなと。

本来、法律で認められてないものを財産区という形で提案されるというのは、私は絶えずそのことを申し上げてるわけですが、そういったものがないのかどうかということなんです。担当者に答えられるかどうかの問題はありますけども、その点はいかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、本市におきましては自治法に基づきます財産区は1カ所ということで、他の分につきましては従前からみなし財産区的な扱いということで対応して

きてるわけでございます。

いろいろと課題としてあることは存じておるわけでございますけども、地区の財産のあり方というんですか、共有のあり方、それはため池だけになしに山の場合とか、その地区のそれぞれの地目によりましていろんな維持管理の形態等がございます。それらを十分精査して、その総合的な対応の仕方という点では、まだ私どもの方で事務的な対応については緒についたばかりでございまして、いろんな課題を十分整理した中で今後の方策を検討していく以外にはないんじゃないかと。かなり時間を要するという点につきまして、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） いや、理解はしてるんですよ、私。だからずっと、それじゃちゃんとしてくださいねということで置いてきたはずなんです。ええ、和気 豊君「予算委員会でも言うた」と呼ぶ）ええ、予算委員会でも、今おっしゃってるように言わしていただいたんです。そのことで、それはちゃんとするという方向でというふうに、今お答えになったのと似たようなことをおっしゃったんですよ、理事者は。それで、私は改善されいくんだと。だから先ほど質問の中で、あるとことないとこと、どこですかと聞いたんです。

そしたら、あるとことないとことは、地域財産がなければやっぱりそれだけ、もっといえば地域のことをしようとする地域資産がないということ、地域の中で投資——投資と言ったからおかしかな、投資ですね、やっぱり。いろいろの問題でやっぱり入れていこうとしたって、お金がなければどうしても行政に依拠しなきゃならないという問題が出るんですね。それでは不公平を招くということなんです、あるとことないとことでは。

行政の手だて、半分取るんですから、40%あるいは50%という場合がありますから。財産区を所有してるとこと市との関係の割合ぶちですけども、本来はそれは市の収入として入って、それを市民全体のために福祉あるいはその他のものに使うというのは僕はよくわかるんです。だから財産区的財産というものは、本来存在してはならないものですよと言うてるんです。それをするなら、

なぜきちっと法に基づく財産区として扱わないんですかと言うてんです。

先ほどお答えになってましたように、課長がお答えになったのは294条です。この法律ってそんなにたくさんないんですよ。294条、295条、296条1、2、3、4、5、6、297条で終わってるんです、財産区は。特別地方公共団体として設置されてるわけですね、樽井財産区の場合は。これは言わずもがなの話ですけど、これは市民知りませんよ、皆目。財産区いうたら皆そうかいなと思ってるんです。そのあるとことないとこの差が非常に大きくなっていく。先ほどないともありましたけども、それは林野とかいろいろ山の管理権とか利用権、使用权、共有権という問題があって、それなりに地域にお金が配分されていってるんです。全然ないともあるわけですよ。特に鳴滝というところは全然ないですよ。男里浜もないと思いますけども、ありますか。一丘もないな。

そうすると、その差がですよ、もっと言うたら、極端な言い方したら、いわゆる貧乏地区と貧乏でない地区というような、こういう差が出てくるんです。だから、これを僕はなくしなさいと言うてるんです。なくして市有財産として市の中へ入れて、市民全体に還元したらどうですかということをお願いしてきてるはずなんです。簡単なように思うけども。そう簡単な問題ではないと思いますけど、今おっしゃってるように。(和気 豊君「前提はわかった。予算の中身に行こう」と呼ぶ)それならこれなくしなさいよ。法的根拠でやりますよ。これ法的に沿ってやりましょうや、それやったら。そういうやじを言うんやったら、やりましょうや、これ。それをするんやったら。

だから、皆さん認めてるから、それなりに経過があって認めてるけども、ちゃんとしていこうよということ待ったわけですよ、我々は。それがふえていくというのはどういうことなんですか、ふえていくというのは。これは初め来たときは3つか4つだったですよ。それで、やっぱり歴史的問題がありますから、僕は全部否定してるわけじゃないんです。だから、6・4の割とか五分五分の割とかいろいろありますけども、それはそれで

認めてるんですよ。議会でも認めてきたし、私も認めてきたんです。

しかし、余り長い間そのことが続いていくということになってきたら、それなら法に基づいた財産区財産として存在さしたらどうですか。それが、それ全部一括して市の中にきちんと整理し直したらどうですかということ提案して提起してきたんです。

これは、きょうはこれが出たから言うてるんじゃないし、皆さんいろいろ他のこともおっしゃってるけども、また別の意味できちんとしなければならぬ、近代政治というか近代行政のあり方そのものを僕は追求してるわけですよ。このことを放置して地方分権何やかやというような話もできなくなってくるんです。分権というのは、そのことをきちんと整理をしていかならんという意味で尋ねてるわけであって、そういう意味でいつまでも置いといたらあきませんよと言うてるんです。だから法的根拠は、あなたおっしゃったように樽井しかないと言われてる。樽井財産区しかないと言うてるんですよ。

僕はいつもこれを質問しようとしたら、ちょっと待ってよという話を言われるんです。それは何ら答えられないからでしょう。整理できてないんです。できてないからいいよということで、僕はそれなりにある意味では我慢してるんです。不利益をこうむってるじゃないですか、地域によっては、財産区があるないで、こんなん許されへんというのが私の気持ちでせ。

それでも議会全体の承認が得ればいいんじゃないですかという、それもありますよ。それがほんとに市民全体に還元されるんならいいですよ、じゃ還元される比率が非常に低いじゃないですか。そして、ある意味では鳴滝地域が攻撃されてるじゃないですか。特別措置法で補助された問題にしたって、きょう朝からでも。(「逆差別や」の声あり)だれか知らんけど、逆差別やと。逆差別こそ差別なんですけども。これは余計なことですから、この本来の本旨から外れますから。

だから、このことをどういう形で今後進めるのかという指針をやっぱりもう少し示してもらいたいんです。これまた同じことが次のときに出てき

たら、また財産区の同じことを僕は言わなきゃならない。こんなことを言わさんといてほしいという思いなんですよ。

その点、余り長くやるとなにですから、ひとつこれは市長が提案されてますから、方向をきちんと出していただくということで御答弁いただければいいかと思えますけども。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘がありましたように、このいわゆるみなし財産区と言ってる部分の法的根拠はございません。正式な特別地方公共団体は樽井財産区だけでございます。

ただ、ずっと以前から慣例的といいますか慣習的に、それにみなしたような形で運用してきたという実態がございます。巴里議員、いわゆるみなし財産区について改善をしたらどうですかという御意見なり助言をいただいております、我々の方も何とか前向きに考えていきたいという答弁はしておるわけでございますが、まだちょっと実現まで至っておりません。

そうした場合にどういう形がいいのかというのは、私の方で早急に研究会なり検討会を設けたいというふうに思います。それは幾つかの案はできるとは思いますが、ただ、その場合、やっぱりそれぞれの地域の皆さんの御理解も得ないといけない部分がございますから、多少時間がかかるというふうには思いますけれども、何かこれにかわるいい方法がないかどうかというのを改めて、遅いじゃないかという指摘もあろうかというふうに思いますが、ちょっと我々の方で検討をする組織をつくりたいと、このように考えますので、御理解いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） この予算説明書を見させていただきますと、公共用地売払収入のみ書かれているんですが、いやしくも公共用地を売るわけですから、この公共用地が公共の用に供されていない。そして、この売却価格が適正な価格かどうか、こういうことについてもひとつ明らかにする意味で、通常はここにこの物件が山なのかあるいは池なのか、平地、雑種地なのか、そういうことも書かれた上で、面積なんか当然ここに書かれ

て、私が論議させていただく場合には、ああなるほどなど、これならば適正だなど、こういうことなんかも、市街化調整区域ですから当然価格も安いだろうと思いますが、そういう判断もでき得るわけですね。

ところが、ここに全く書かれていない。従来のあり方からいってもこれはおかしい。どこへどういうことでお売りになったのか。売ることに目的があったのか、あるいは売ることによって得た財産を、宮区の公共事業に資するために売る必要があったのか、その辺も全くわからないんですね。

その辺は、議案書ですから、もう少し丁寧に書きをいただいて、我々が論議しやすいように、こういう質問はここに書いといていただければ論議せずとも済むわけですね。その辺はひとつ明らかにしていただきたいなど、こういうふうに思うんです。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） この売却につきましては、これは上水道施設、今現在新家の開発地ですけども、そのの上水道施設、配水池ですね、そのの交換用地として売却をするということでございます。

面積につきましては、先ほど冒頭に助役の方からも説明がありましたけども、新家1059の1、これはため池でございまして、この面積が1,592.2平米で約482坪、新家1059の2、これが堤敷でございまして、これが592.32平米で、約179坪でございます。合わせまして2,184.52平米で、約661坪ということになります。

単価でございますが、これはあくまでまだ今のところは概算金額ということではじております。これは概算金額で平米当たり約1万3,000円、坪に直しますと約4万3,000円になります。

（和気 豊君「どこに売の」と呼ぶ）

どうも失礼いたしました。上水道施設用地として、新設事業用地の交換用地として水道部に売却するものでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） これはあれですか、近傍の類似価格をおとりになった上で、平米1万3,000円、坪当たり4万3,000円、こういう額が

出てきたんでしょうか。

それと、確かに水道部の事業として、水道部が配水池をつくるということですが、これは大きく民間のあの308戸の種河神社裏の開発とのかわり合いがあると。従来の配水池で、この開発がなければ十分間に合うわけですね。高区からいっても5.8メートルぐらいしか差がない。自然流下で、いわゆるイトピアやあるいは高野、別所、これに十分従来からの配水池で間に合っていたわけですから、今回の開発に伴ってこういう新たな配水池を求めなければならなくなった。

まさに開発絡みなんですけど、水道部でということになりますと、水道部が一時出ていくから公共性があるんだと。しかし、多分に開発絡みであり、まさに便宜の供与とは言いませんが、それに近い形での配水池の設置と、こういうふうに思うんですが、その辺はひとつあわせて、そうではない、こういうことも一声お声をかけて答弁をいただきたいなと思います。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 単価につきましては、これはあくまでまだ今のところ概算でございます。近傍地等を勘案しながら概算値をはじめたということでございます。正式には鑑定価格をとりまして契約をするということでございます。

〔和気 豊君「2つ言うたよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 売却につきましては、これは水道部からの要請で売却をするということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、交換した代替用地ですね。片方の手に入れた方は配水池になる。それから、ももとの公共用地ですね。それじゃ、ちょっと質問を変えますが、これはどうなるわけですか。開発地の中の遊水池になるんじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） この宮財産区所有地のため池でございますけれども、これにつきましては、私ども水道部が購入するということに相なります。この小路谷下池の購入した部分と、現在

業者が開発をしております予定地といいたいまいしょうか、これと交換をするということになっております。

先ほど馬野課長からも御答弁申し上げましたとおり、この小路谷下池につきましては661坪ということで、私ども交換をする土地につきましては1,118坪ございます。これは回復緑地、保存緑地等も含めた面積でございます。これが301坪でございますので、土地の面積につきましては817坪ということになっております。これを交換して、私どもの配水池、ポンプ場等を整備するということになっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） よう聞いといてくださいよ。あのね、山野部長、いわゆる配水池の方を手に入れるわけでしょう。業者が持っておった土地を手に入れるわけでしょう。それで小路谷下池を今度は市が購入、水道部が購入するけれども、これは交換ですから業者の方に行くわけでしょう。それは、いわゆる遊水池等になるんじゃないかと私は聞いたんです。そうじゃないんですか。いや、業者に利用されるわけでしょう。活用されるわけでしょう。開発に関して業者はそれで一定便宜を図られる。まさに、あそこの部分は池ですから、どうなるんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 小路谷の下池の部分につきましては開発区域内でございまして、2工区の区域になってございます。これにつきましては公共施設となるということございまして、実質的な公共施設と申しますと緑地ということでございます。それから、市に無償で帰属をするという計画になってございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———林君。

22番（林 治君） 今の問題で、将来交換していくということですから、現時点ではこれはまだもちろん処分していませんね、財産区としてはね。現況は、きょうの現況はどうなってるんですか。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） この小路谷下池

の現況は、年代までちょっとはつきり覚えてないんですけども、たしか、昭和50年過ぎだったと思いますけども、これは梅雨時期の大雨やったと思うんですけども、それでこの池がつぶれてしましまして、今現在、流れ地的な現況になっております。山林的な現況になっております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） もうこれで終わりますが、それじゃこれを水道局が買い上げて、あと交換ですか、するということですが、これは交換の文書を交わしてるんですね。文書をね。また、その文書をできたら提出していただきたいと思います。それだけ。これは今でなかってもいいですから、会議終了後で結構ですから。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まだ交換の文書は交わしておりません。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 2点ほどお尋ねします。

財産区財産というのは、市制、町村制が明治時代にしかれてから発生してきて、特に戦後過程の中で、市町村合併の中で財産区財産という制度ができたわけですけども、公的な各地域の公用地の共有ということでは一定の積極的な部分もあるのではないかと思いますし、逆に今巴里議員おっしゃったような、その地域の独占ということで、平等な公平な配分ができるのかどうかという問題もあります。

ただ、その部分で、そしたら準公共的な財産を私的管理にするということも、またおかしい問題でありますから、その辺の基本的な枠組みがもし一定、検討すると市長はおっしゃられましたけども、基本的な考え方があればお示し願いたいと思います。それは、巴里議員が繰り返しおっしゃられておりますので、総務部の方も一定の考えはあると思うので、求めたいと思います。

もう1点は、今林議員への説明で、この場合は池という機能を果たしていないということで、それは理解できましたけれども、昨今ため池の埋め立てというのが非常に安易に行われてるのではないかと。農業用水としてもう余り機能がないというふうな部分、都市化の形でこうなってきたら

けですけども、しかし最近水田のいわゆる自然的機能というんですか、水の保全機能とかいろんな形が語られてますし、最近我々の部隊でため池のいろんな動植物の生息状況の調査に入ってますし、泉南市なんかはかなり希少動植物がいまだに生息していると、和歌山なんかに比べるとまだはるかに生息してるというふうな情報も今入手しております。

しかも、我々の先祖が千数百年にわたって蓄積してきたこういう歴史的遺産を安易に埋め立ててはいけなと。その二重の意味で、歴史的遺産として、あるいは自然保全という意味で、いけないのではないかとというふうな考えます。その点、今後行政当局はどのようにお考えなのか。だから、安易な埋め立ては一定歯どめをかけると、やっぱり保全すると。あるいは水の機能性とか、やっぱり市自体が明示していかなきやならないんじゃないかと思います。その点について答弁お願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1点目の公有地についての考えはどうかということでございますけども、冒頭市長が答弁いたしましたように、今後のあり方の検討会を発足させるという段階でございますし、今のところ私どもの原課といたしましては、一定の考えというのは持ちあわせてございません。形態的に各地区、また地目によりまして、保存形態とか維持管理の形態とか種々多様でございます。やはりそういうやつをどういうふうに関後考えていくのかといった場合には、現況の調査とか、その辺から始めざるを得ないんじゃないかと、そういうふうには私は個人的には思っております。

それと、2点目のため池につきましてですけども、いつとき開発のブームのときには安易なつづし方というのがございましたけども、それが一定程度歯どめがかかりまして、現在ではため池に関しまして安易なつづし方というのはやっていないと、そういうふうに関認識してございます。

今回の場合も、先ほど答弁しましたように、従前ありました山池につきまして、災害で決壊したわけでございますけども、その機能回復というのは、受益面積のほとんどの減少によりまして

それもしなくていいというか、その放置というんですか、そういうふうになったため池でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 答弁としては受けとめさせていただきますけれども、もう一步踏み込んで、保水の効用性とかそういったものを、今オアシス計画もこの間も発言させていただきましたが、どっちかという市民というのはやっぱり治水、利水という観点で物を考えていく、これは当然のことだと思うんです。新しい時代を先取して、河川法とか改正されて、生態系の保全とか自然の多様性とか住民参加とか、いろんな形が言われてきてるわけですよ。それを積極的に行政が推進するべきであろうというふうに考えるわけですが、その点はいかがなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方で答えるのはどうか、その辺はあるんですけども、ため池というのは、確かに人工の造営物という点では、もともと自然的な物件ではないという認識が一方でございます。ただ、歴史的に長くかかってきているという歴史的なものであるということは、確かにそうだと思います。

それと、機能的には、ため池については水の利活用ということで、常に満水しておくというんでなしに、一定程度、梅雨時期には、いわゆるかんがい時期には貯水いたしまして、そして冬季にはそれを空にするというふうな年間のサイクルの一定の繰り返しという中では、自然的な機能を有するというふうなものでもない。その辺の今後かんがい等が減ってくる中で、新しい市民の利活用の道を今後検討していく課題はあるとは思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） わかりやすく言いかえますと、今例えば男神社とか、神社の境内にだけ森林、雑木林とか残ってるわけですね、ほとんど開発の中で。昔は泉南市も森があって、その後、農耕文明の中で水田になっていったり、結局、産業化、都市化の中で今の風景があらわれてるわけ

すね。

たまたまそういう歴史的遺産として残された部分だけが貴重なものとして、我々の自然の営みに一定の位置を与えてくれてるわけなんです。だから、そういうこと、歴史的遺産という部分をもっと核にして今後の施策の中に導入して、その貴重さを市自体がアピールしていただきたいということとかえさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 泉南市には先人がいろんな形で財産を残して、公共的なものとして1つの池なり山があると思うんですが、基本的にはこういうものを私は減らさない方向に行っていきたいと思うんですが、市長もいろんなことを検討されると言われましたけども、そういう視点でやっぱりやるべきだと思いますし、いろいろ地域の歴史的なことがあっても、法的には議会で議決をしなければ動かせないという問題も、それは樽井の財産区を含めてあるわけですから、議会もその辺については大いに責任のある機能を持つとるわけですから、そういう点で私は基本的には余り問題がなからうと思っております。

ただ、行政の方が実際の執行をしていくわけありますから、そういう公共物については、本当に減らさない、基本的には減らさない。今のような交換とかそういうことがあっても、面積的に機能的に減らさない。私は今の時代、特にそういう判断をしなければならないのではないかなと、そういうふうに思っておりますので、今回のこういう売却について、ほかにもいろいろ出てきますし、財政問題からも公共物を売ろうというようなことも出てきかねないんで、そういう点での市長の基本的な考えを聞いておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ため池は歴史的な遺産でもございますから、むやみにそれを消滅させたり、あるいは売却するという点については、より慎重でなければいけないというふうに思っております。

ただ、特に公共用地、公共施設用地として、なかなか広い面積がそういう民間地あるいは市有地

どうしても確保できないという場合、価値観のとらえ方によりましては、一部そういうことを活用するという場合はあり得るかというふうには思いますが、これらについても慎重にいろんな角度から検討した中で対応していくというのが基本だというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—巴里君。

25番（巴里英一君） 大変遅くまで御苦労さんでございます。

ただいま上程されております議案第6号、平成12年度泉南市新家宮財産区会計予算について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑にありましたが、財産区的財産というのは法のもとに運営されているものではないということが答弁として明確に出たというふうに思います。そういった意味では根拠がないということですから、その意味であろうと思いません。

御承知のように、財産区とは自治法の第294条、財産区の意義及びその運営に基づいて設置されたものであります。法律的には、先ほど申し上げたように294条の1、295条、そして296条、同2、同3、同4、同5、同6、そして297条の9条によって、いわゆる財産区財産というものが成立、あるいは設立されるものであります。これは知事認可における特別地方公共団体であります。今提案されてますのは、そういった財産区財産における地方公共団体の法律に基づくものではないということですので、反対せざるを得ないと、そういったことであります。

ただし、論議の中で、最終的には市長が今後内部で検討会を発足していくということですので、その答弁につきましては、今までになかった先進的な答弁であるということではとすところであります。しかし、その結果が明らかになるまで私は座して待つべきものではないというふうに思っておりますし、できれば法に依拠した財産区となることもまた含め、現段階においては私は反対せざるを得ないことを表明して、討論とい

たします。

議員各位におかれましては、その趣旨、あるいは行政というものは法に基づき、あるいはそのことによって執行、あるいは提案し、行っているわけでありますから、そういった方向で今後も運営されることを私は強く望みます。そういうことを御理解いただいて、私の趣旨に対して御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第7号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 議案第7号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして簡単に御説明を申し上げます。

223ページをお開き願います。

支出につきましては、3億9,460万円の補正をお願いするものでございます。主な内容につきましては、新家配水池築造工事、りんくう配水区配水管布設工事、深井戸掘りかえ工事及び六尾低区配水管布設工事でございます。

収入につきましては、3億9,400万円を企業債で措置をいたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——大森君。

5番（大森和夫君） きょうも質問させていただきました中に、水道料金の値上げは、これはもう

仕方がないというような御答弁があったんですけども、これはさらりとそんな簡単に言うてもらった問題じゃないと思うんですね。こんだけ市民の生活が大変なときに水道料金を値上げするというふうなことを、もう少し具体的に値上げ幅、そういう問題とか、市民に納得できるような説明もお願いしたいと思います。

それから、きょうのこの予算のうち大部分が新家の配水池という問題ですけども、それが財政負担がかかってきて、市民に値上げがかかる問題と、あとやっぱり環境の問題もあると思うんですね。これが近郊緑地内にできるという問題で、これも環境的な問題でもまた市民に負担がかかると。

それから、今現在でもこの工事にかかわりまして、トラックの往来とか橋のつけかえが延びたりして、とても市民にいろんな負担、環境の問題でも財政の問題でも負担がかかっていると。それから、7 拡事業で利用者が減ってきて計画を変えるということがありましたでしょう。そんなことを考えると、環境の問題、財政の負担など考えると、それらをもっともっとこの開発にかかわる業者に負担を求めるべきではないかと。きょうも応分の負担というふうにありましたけども、これらの財政負担、環境負担を考えると、もっと別な方法の、もっと業者に対する応分の負担ということで請求できるんじゃないかと思うんです。その点で御答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まず、1 点目の水道の値上げの分でございますが、別段この工事にかかわって値上げをするというようなものではございませんで、もともと府水の値上げにつきましてもこの10月からということになっておりますし、現在水道会計につきましても11年度も赤字でございますし、消費税の分もございますので、こういうことを当然総括的に勘案をいたしまして、今年度中には値上げの議案を御提出申し上げたいというふうに考えております。

なお、値上げの幅等については、現在どういうふうにするかということで検討いたしておりますので、現在はまだ出ておりません。

また、環境等につきまして御質問がございま

たけれども、すべて水道の事業で環境が悪くなったかというようなものではございませんし、私どもも十分環境に配慮して、工事をするときにはそのようにしておりますので、我々としては、当然工事するときにはある程度いろんな面で環境にも影響があるかとは思いますが、十分これに配慮して工事をやっているつもりでございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5 番（大森和夫君） 11年度の決算も赤字であった。総括的に見てこういう値上げも仕方がないということでしたけども、こういう11年度も赤字という状況を考えますと、やっぱり現在ある配水池を強化して耐震に備えるとか、そういう方法を考えていくべきではないかと思うんです。これも業者へのもっと負担をふやすということも考えられないのか。一言もその部分に触れられないんですけども、そういう点でいえば応分の負担——負担をふやすことができるならそれをやっぱり追求すべきだと、市民には迷惑をかけないようにするというのが当たり前ではないかと思えます。

それから、環境の問題ですけども、これも近郊緑地内にこういうものをつくるということで、この部分では自然がばっさり削られるわけですから、そういう意味でいえば、貴重な自然が削られるということでは、環境に大きな問題を与えるというのは明らかだと思います。その点、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 業者の方から応分な負担以上にできるだけ取ったらどうかということでございますが、これは私どもできるだけ応分の負担をいただくということで、業者と協議をした結果の話でございますので、我々としては最大の努力をしたというふうに思っております。

また、環境につきましては、大森議員御指摘のとおり、当然いろんな環境に対する影響というものはあるだろうというふうに考えておりますけれども、できるだけ私ども環境に配慮したやり方といいますか工事といいますか、そういうことで配慮していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御配慮をお願いします。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 今の高区を利用したらというふうな御質問があったかと思いますが、現在災害に強いまちづくりの一環という形で、我々配水区のブロック化を検討しております。その中で新家の配水区を新たに設ける。それで幾つかのブロックが形成され、もしも災害が起こった場合、水道施設の被害が最小限にとどまるという形のことで、復旧とかいろいろな面においてメリットが生じてくるという観点で、今のところブロック化を考えております。

また、その高区につきましても、平成15年度の7拡変更におきまして、今の高区の配水池のやりかえ、それも今念頭に入れて7拡事業としてやっていきたい。それもあくまでも耐震型の構造という形で考えております。今の高区の配水池はもう既に30年ほど、日にちはちょっとわかりませんが、それぐらいたっているかと思っております。そういう観点からこれからの耐震性の強化を図る上で、配水池のやりかえというふうなことも考えております。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 値上げの話はきちっとやってからやってもらいたいと思うんです。値上げをしないといかん状態というのはよくわかりますけども、やっぱり10月に上げるとか、月を切ってやられるというのは、議会の審議権からいってもきちっと値上げの幅、内容が言えるようになってから発表していただきたいと思っております。

それから、説明の中に深井戸の工事というのがあったんですが、そこだけ御説明いただきたいんですが、深井戸についてもう少し詳しく、どういう予算で、どこにということをお説明いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野野太郎君） まず、値上げの分でございますけれども、10月に上げるということなどは私言っておりませんので、今年度中に上げたいというふうに思っております。当然上げるときには所管の委員会等にも十分御相談した中で上げていくということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 深井戸の件で御答弁申し上げます。

深井戸につきましては、今回の工事費の中で2,900万円予定しております。その深井戸につきましては、水道部庁舎裏に2号井戸があります。近年その2号井戸の揚水量が著しく不足してきております。それを検査したところ、その場所での揚水量の確保がしにくいということで、今回新たに水道部庁舎の奥というんですか、空き地があるところがございますけれども、そこに2号井戸を新たに掘りかえるという計画でいっております。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、さっきあなたは10月という表現をされとったからね。そういうことであればいいんですが、事業部の実際の現場としては上げざるを得ない状態ぐらいにしておいていただきたいと思うんですね。上げるなんていうことは方針が決定したように聞こえるので、それは市長ともよく御相談して、市民生活に大変重要なことですから、それは議会としてもきちっと審議せんといかんわけですからね。状況としてはよくわかります。

それから、深井戸の方で、水道庁舎の方に1つ新しく掘るということで、現在6本深井戸がある。6本ですね。8本あって2つが使えないということですから、6本あるということで、泉南のように大変山も多いし、空き地も多いし、十分自己水が確保できる環境にあるわけですから、そういう点ではこのような予算組みというのは、私は大変評価をしたいと思います。

1つは市民の皆さんにも、やはり大阪府の府営水だけに頼る水道のあり方ではなしに、自前で、これは河川水もありますし、深井戸もありますし、そういうバランスをとって、災害を考えてもやはり自己水というものの率が多いということは市民も安心するわけでありますから、ぜひこういうものについて市民にもアピールしてもらいたいし、市民の皆さんも深井戸がどれぐらいあるかというのはなかなか私自身も余りよくわからないところもあるので、できればここに深井戸があつて、こ

れが市民の皆さんにも水を供給しておるんだよというようにわかる表示をして、市民の皆さんにも自分たちの水道水に理解をしていただくような、そういうことはこれまでも私言ったことがあるんですが、案外深井戸があるところは何かごみ捨て場みたいになつとる雰囲気、余りきれいでないので、ああいうところはもう少しきれいにして、市民に水道に対する理解を得る、そういう努力が私は必要だと思うので、この機会に深井戸の位置、それから深井戸のある位置については、ちゃんとそれにふさわしい周りの環境を整備していただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 当然、井戸というのは、自己水の確保からこれからの泉南市の要素の中で重要と位置づけを考えております。その中で、その深井戸の周辺の位置並びにそういうような環境ですね。そういうようなものも、住宅が建て込んでる場所もあります。それと、河川敷の横、そこらにつきましては実際この梅雨時期、草もぼうぼうに生えてるということで、どこに井戸があるかというふうな観点で見た場合、わかりづらいということもあります。そこらにつきましては、草刈りとかそういうふうな形でこれからも環境に努めてまいりたいし、またペンキのはげてる分については、ちゃんと塗って見ばえのいいようにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔小山広明君「最後に」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 水道施設、六尾の水源池にしてももう少し公園的なというんか、見た目にも、あるいはほんとにきれいだという、飲む水を製造しとるところですから。それから、消防署のところをずっと行って左側のリース屋さんのところでも井戸を掘つとるはずですね。それから、ずっと行けば櫻井川のところもあるけども、そういう深井戸で飲料水をくみ上げておるとこだというのは、ほとんど書いてもないし、なかなかわからないということで、ぜひそれは理解を得るためにも、公園的な機能も果たしますし、木も植えたりしていろいろやれば、私は1つのきれいな施設として、

ポケットパークよりもっと面積が広いですから、ある意味で。そういうことをぜひやっていただきたい。そうすると市民の皆さんも、やっぱり自分の飲む水がここから上がつとるんだなということで、市全体に対する理解も深まると思いますので、ぜひよろしくお願したいと思います。

議長（嶋本五男君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—大森君。

5番（大森和夫君） 議案第7号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算に反対する立場で討論いたします。

この補正予算の大半を占める新家の配水池建設は、市民にとって水道料金の値上げに結びつくものです。また、配水池の建設は近郊緑地保全区域内にあり、市民にとって重要な自然がつぶされるという環境問題にもかかってきます。また、水道の利用者が予定どおりの人数がふえていないということでもあります。これらの点からも、現在ある配水池を強化し、防災に備えることを考えることが大事ではないでしょうか。財政的にも環境的にも市民に負担をかけない事業が求められています。

また、新しい配水池の建設地は、宮の大型住宅開発に関連して決まったということからすれば、この開発業者にそれなりの負担を求めるべきであります。市は開発業者に応分の負担を求めると言いますが、単なる戸数による案分にするのではなく、市民の財政負担、環境保全に見合う負担を求めるべきであることを申し述べて、反対の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

9時15分まで休憩いたします。

午後9時 2分 休憩

午後9時17分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、付託請願第1号 30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。文教消防常任委員長 上野健二君。

文教消防常任委員長（上野健二君） こんばんは。議長から審査の報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから過日の本会議において本常任委員会に審査の付託を受けました請願第1号、30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願について、本常任委員会における審査経過とその結果について御報告を申し上げます。

なお、結果につきましては、皆様方のお手元に御配付申し上げております審査結果表のとおりであります。

それでは、これより審査経過の概要について申し上げます。

本常任委員会は、去る7月3日、委員6名及び関係理事者の出席のもとに開催し、審査をいたしました。

初めに、本請願については、去る6月20日付をもって泉南市立信達中学校PTA会長名でもって提出され、その趣旨については、今、学校では「不登校」、「いじめ」、「荒れ」、「授業不成立」など深刻な教育困難があり、信達中学校でも前例に漏れず、さまざまな事柄について、PTAも教職員と連携をとりながら取り組んでいるが、その克服のためには、一人一人の生徒に丁寧にかかわることがますます大切であり、学級の人数の引き下げや、一人でも多くの教職員が必要になっていることは言うまでもなく、ゆったりとした環境の中で、確かな学力を身につけられる学校、教職員がゆとりをもって一人一人の生徒の成長と発展を支えられる学校、子供たちの笑顔のあふれる学校をつくりたいという願いのもとに、子供たちに行き届いた教育を保障するために、教育条件の整備は緊急、重要な課題であるとのことで、その対策として30人学級を実現し、国・府にも働きかけること。また、さらに教職員の大幅増員を行

うことを一日も早く実施されたいとの請願の趣旨であります。

これを受けて、本委員会において、本問題に関して当局の考え方及び今日までの経過等について質疑を行いました。その質疑の内容につきまして概要を申し上げます。

まず初めに、教育委員会としては、この請願の趣旨についてどのように考えているのかとの問いに、きめ細かな学習指導、あるいは生徒指導、あるいは地域社会の連携を進めていく上で、教育委員会としては、学級定数の引き下げの問題、及び教職員の増については、かねてより国や府に対し要望してきており、基本的には、本請願については、趣旨を理解し、その実現へ向け教育委員会としては努力をしたいと考えているとのことであります。

また、教育委員会としては、きめ細かな指導はよいことと思っており、教職員の加配ということを検討する中で、平成13年度より学級基準40人を30人、35人と下げるというのではなく、それぞれ学習集団、生活集団を区別して考え、向こう5カ年で、多面的な教職員の加配ということに力点を置き、今後その方向で加配要求により一層力を入れ、国・府に強く働きかけ、要望していきたいとのことでした。

次に、今回提出された請願を真摯に受けとめ、今の学校の荒れの現状を解決するために、市単独で教職員を採用し、泉南市の将来を背負う子供たちを守るべきであると思うが、その点についてどのように考えているのかとの問いに、現在本市はあらゆる分野で行財政改革を推進しており、高い経常収支比率を引き下げ、新たな事業を展開できるようにスリム化に努めているところであり、教職員問題については国・府で措置してもらうべきことであり、なかなか単独で市や町村でできることではなく、特に人件費のかかる問題でもあり、今の現状から市単独での教職員の採用はできないとのことでした。

次に、30人学級にすれば、絶対に学級崩壊はなくなるのか、また荒れ、いじめ等の問題を解決することができるのかとの問いに、学級編制基準にかかわって、全般の問題としては、よりきめ細

かなという意味で、欧米並みに学級定数を引き下げることは正しい方向であると思われるが、学習効果と学級編制基準の相関性については、教職員の資質の問題、児童・生徒の実態の問題、それを運営する学校の機動性、組織性の問題等が挙げられるが、今のところ何が決定的な要因なのか見出せておらず、そういった中で、個々の子供の課題、学習の到達状況、あるいは児童・生徒の上の状況等を勘案し、いわゆる40人学級を変更せずに、教科の特性、児童・生徒の実態に応じた生徒指導、学習指導を行っていくということで、従来、学級集団を生活集団及び学習集団として一元的に40人としてとらえてきたけれども、今日の児童・生徒の状況を見るならば、小学校で30.1人、中学校で34.7人であり、ほぼ30人学級に近い現状となっており、学習集団という部分については、ある面切り離して、教科の特性に応じ児童・生徒の習熟度にも応じた教職員配置が必要であり、そういった加配措置をしていくということを教育委員会も考えており、また、一人一人の教職員の資質という問題よりも、学校全体、泉南市全体の教職員の資質向上というものが、教育委員会としても非常に重要であると考えており、問題行動にどう対応していくか、あるいは、日々の授業をどう変えていくかということについては、府並びに市の教職員に関する資質向上ということで、さまざまな研修会の実施に取り組んでいるところであるとのことでした。

これに対し、仮に30人学級という一定の形にしたときに、何もかも問題が解決する保証はなく、やはり先生方の頑張りが先決であると思うものであり、現場の先生のことを知らない中で教育委員会と論議をしても、実際に現場の先生が教育委員会の指導どおりに行動しないことも考えられ、現場の先生の意識改革が先決であると思われるが、我々が一度現場の先生と会って話し合いをするべきではないかとの意見がありました。

また、今日の教育の荒廃は、戦後55年たった今でも、教育の中身をそのまま放置したことに問題があり、学校現場の問題も非行の問題も、結局は成績のよい子、悪い子と区別し、ランクづけをしていることに問題があり、どこの学校において

も多少の非行や問題行動が起こるのは仕方がないことであり、子供というのは、それくらいのことがないと成長しないものである。30人学級を中心とした教職員の加配という問題は、過去にいろいろと問題提起してきており、教育委員会としてもいろいろと知恵を出して対応していくべきであり、自分たちの問題として、今日の教育をどう改善していくかということを考えるべきであり、その遅滞が今回こういった形で請願が提出されたものであり、議会としては、この請願を採択すべきであるとの意見がありました。

さらに、今の子供たちは悪いことをしても親から痛みを受けない、また親としても世の中に出れば人には痛みがあるということを教えることができなくなっており、人に痛みを与えるのは平気であるが、人から痛みを与えられるのは困るという時代になり、行政はいつも最小の努力で最大の効果を求めるが、教育については、最大の努力で最小の効果でもいいのではないかと。今実施しておかないと20年先、30年先のことはわからないのであり、少々の問題はあるとしても30人学級、教職員の定数増は実施するべきであるとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。この中では、今回の請願の趣旨は、学校の荒れの問題、不登校やいじめの問題、授業ができないという深刻な学校の状況を解決するためには、このまま黙ってはおれないというPTA及び教職員の悲痛な叫びであるというふうを受けとめており、今の現状の中で、大阪府教育委員会の措置を黙って待つだけでなく、泉南市の将来を背負う子供たちを守るために、本市独自で措置を行うことが今やるべき緊急の課題であり、この問題については、真剣に受けとめて対応するべきである。すなわち、本請願については採択すべきとの討論があり、採決の結果、賛成3名、反対3名の可否同数であり、委員長裁決を行い、本請願については不採択にすべきとの決定を行いました。

その判断の理由としましては、この請願を審査するに当たって、質疑、答弁を参考にさせていただき、可否同数となったため、現状を維持、継続することが望ましいとの考え方に立ち、私、委員

長として判断を下しました。

以上、甚だ簡単ではございますが、請願第1号についての本常任委員会における審査の経過と結果の御報告といたします。議員各位におかれましては、委員会同様よろしくお願ひ申し上げます。議長（嶋本五男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 時間も遅いようですので、申しわけございません。

委員会付託をしておりますから、委員会の採択を重んじるのが本来だというふうに思います。しかしながら、私どもの会派は2名会派でございます。両名とも委員会の方に参加をしておられませんので、その議論がよくわかりません。そういったこともありまして、委員長の報告を一定の判断材料にさしていただかなければいけないということがありますので、あえて質問させていただきたいというふうに思います。

1点目は、今回信達中学校PTA会長名で請願提出をされているということでございますけれども、署名も一定数添えての提出だというふうに伺っております。ですから、今の報告では署名についての言及がございませんでしたので、署名数は幾らあったのか、そしてまたその署名に対する重みと申しますか、その署名に対する見解は委員会としてどうであったのか、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、ただいまの委員長報告の中で可否同数ということで、委員長が裁決で不採択ということを決めたということでございます。その委員長の可否判断の理由が、質疑、答弁を参考にさせていただいて現状維持、継続が望ましいという委員長の判断でございます。

ただいま委員長の報告を聞いておりますと、教育委員会の見解と申しますか、るる述べられております。ちょっと報告の内容がよくわからなかった部分があるわけですが、教育委員会としては、請願の趣旨等については同じ方向だというふうな見解が述べられていたように思います。そういう状況の中で、あえて委員会としてなぜ反対になったのか、委員長として可否同数の中でそう

いった判断をされたのか、そういった経過等について委員長の見解をお聞きをしたいのと、反対理由をあえて端的に、もっとわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

以上、よろしく。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） お答えします。

私の判断理由については、採決において可否同数となったため、現状維持、継続することがよいと判断したので、私、委員長として裁決いたしました。

そして、署名のことでございますけれども、委員会の途中と申して、最後まで署名を見たことがございません。そういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） まず、順番に署名の件から申し上げますけれども、委員会の方では署名に対しては、これだけの署名が上がってるからというような話も一切なかったということなんでしょうか。その辺もう一度明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、委員長裁決でされたというのは、御報告を聞いておりますからそれはわかっております。ですから、私が言いましたように、報告の中で可否判断の理由も述べられておりますよね。その理由が、質疑、答弁を参考にさせていただいたというふうにあなたが述べられておりますから、その理由は一体どうだったのかと。

それと、今報告の中で、この反対の理由が聞きながらわからないので、なぜこの請願について反対だったのか、もっとわかりやすく説明していただきたいということを申し上げますので、その点についてもぜひとも答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） お答えします。

私の判断の理由につきましては、採決において可否同数となったため、各委員からの質疑応答、討論を参考にしながら、私の判断としては現状維

持することがよいとの考えで、私の権限で判断を下しました。

そして、署名の方は先ほど報告したとおりでございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） まず、署名から。同じ答弁ですので困ってるんですけども、署名は一切議論がなかったということでもよろしいんですか。もうそのことだけで、答えは結構です。報告がないのであえて聞いているわけです。

それと、可否同数で委員長判断したということにはわかりました。もうそれで結構ですけれども、それでしたら、今委員長の報告を聞いてまして、冒頭にも申し上げましたように、教育委員会の見解は、請願理由と同じような方向で過去も進んできたし、そういう趣旨だということ報告されました。そういうふうに聞きましたので、逆に、その委員会の討論の中で反対をした主たる理由ですね。主な理由の報告が聞いてましてよくわからなかったもので、反対理由を明確に端的にこういうことだということをお報告いただきたい。もう一度御報告いただきたいということでございます。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） 何回も申し上げますけれども、先ほど御報告したとおりでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） よろしいですか。聞いていてわからないから、もっとまとめてお答えいただきたいというふうに言ってるんです。ですから、私が言ってますように、教育委員会は——もっと具体的にメモをした部分を言いますと、きめ細かな学習指導あるいは生徒指導、あるいは地域社会の連携を進めていく上で、過去にも学級定数の引き下げや教職員の増員は、かねてから要求してきたと。請願趣旨と同じような方向で進んできたということを今あなたの報告の中でおっしゃってます。趣旨も理解をして、実現に向け努力をしたいという報告も、あなたの方から報告されたんです。

それと、欧米並みに学級定数を引き下げること

は正しい方向だという教育委員会の方向づけも、委員長報告としてされたんですよ。そうですね。あなた、さっきしましたよね。ただ、その委員会の議論の中で、反対をされてる理由、私があなただの報告の中でメモした部分については、30人学級にしても学級崩壊は解決しないという点しかちょっと聞き取れなかったもので、もっとほかにあるんでしたら、もっと端的に明確に報告してくださいということ言うてるんですから、今聞き取る中でわからなかったから、あえて聞いているんですよ。もう一度お答えください。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） ただいまも報告させていただいたとおり、定数の問題は出なかったように存じております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 真砂君。回数がふえておりますので、よろしく申し上げます。

12番（真砂 満君） 議長、これは回数の問題じゃないでしょう。私はこれまで会議規則は自分なりに守ってきたつもりでございます。今の答弁で本当に大丈夫なんですか。定数問題、今の答弁何ですか。委員会何してたんですか。委員長、ちょっとひど過ぎませんか、今の答弁。

私があえて聞いているのは、あなたが可否同数で、質疑、答弁を参考にしてあえてあなたがおっしゃったから聞いているんでしょう。教育委員会の見解は請願どおりだということで私今説明しました。ただ、反対理由が、30名学級を実現したってそれが実現可能なのか、問題解決ができるのかという反対理由はわかりましたけど、ほかの理由がわからないと、そのことを申し上げてるんでしょう。あなたの報告の中で、聞いててもわからなかったからもう一度答えてくださいと。あなたが可否判断をした最大の理由が、皆さんの討議を聞いて私が判断したとおっしゃったから聞いているでしょう。もっとまじめに答えてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） 何度も言わせていただきますけれども、私はこの請願の審査をするに当たって、本常任委員会で行われました各委員の質疑及び討論を参考にさせていただいた中

で、委員長として判断をさせていただきました。

以上です。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ですから、委員長がどれで判断しようが、それは結構ですよ。それは委員長がお決めになったことですから、それはそれでいいです。

ただ、今の委員長の報告を聞いてても、委員会の中で委員長報告ですからかなり濃縮されてるといふふうに思いますし、こういう場ですから、すべて報告できないということも理解しておりますから、それはそれで今の委員長の報告で結構でございますけれども、ただ、今壇上で委員長が報告された内容が聞いててわからなかったと。メモで聞いた段階では、さっきも何回も言うてますように、30人学級にしても学級崩壊とかさまざまな問題解決にはならないという反対意見があったということだけはわかったんですけども、ほかの理由がわかりません。ほかにあったんだったらあった、なかったんだたらなかった、それだけやったらそれだけと、それだけでも結構ですから、委員長、明確にお答えいただけませんか。

委員長報告で、文消委員以外はあなたの報告を聞いて判断をするわけでしょう。それしか判断材料がないんでしょう。ですから、委員長報告の中身に限ってお聞きしてるんですから、その中身ぐらいは明確にお答えいただけませんか。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） 何度も言わせていただきますけれども、私の判断としては、先ほど報告した中でも述べたとおり、委員会審査の中で行われた質疑、討論を参考にさせていただいて判断したものであります。その中で、反対、賛成、3、3と同数でありましたので、私が先ほどから申し上げているとおり裁決いたしました。

以上です。

〔南 良徳君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） 動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっております付託請願第1号、30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願

でございますが、これについては、今質問者あるいは委員長の答弁を聞いておまして、なかなかかみ合っていないというふうに思います。委員長として答弁できない部分もあると思いますので、会議規則第60条第2項の規定により質疑を終結されるよう動議を提出いたします。

〔「賛成」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいま南君から質疑を終結されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題とし、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって、質疑を終結されたいとの動議は否決されました。

質疑を続行いたします。真砂君。

12番（真砂 満君） 動議が提出をされてるといふこともございますので、もう何度も言いません。最後にしたいというふうに思いますけれども、委員長は質疑者の質問に的確にお答えをさせていただかないと困るといふふうにあえて申し上げたいというふうに思います。

あえてもう一度お聞きをいたします。委員会でのこの請願に対する反対理由をいま一度明確にさせていただきたい。私は今回のこの請願の紹介議員の一人として、委員会並びに本会議での議論並びに議会での見解を市民の皆さん方に説明をする責任がございます。そういった意味でも反対理由を明らかにしていただかないと、議会の真意にもかわってくる問題であります。委員長におかれましては再度私の趣旨を理解の上で、御答弁をいただきたい。

これで最後にします。

議長（嶋本五男君） 上野君。

文教消防常任委員長（上野健二君） 再度の質問でございますので、あえて答弁させていただきます。

委員会の中で、学級集団を生活集団及び学習集団として、一元的に40人としてとらえられてき

たけれども、今日の児童・生徒の状況を見るならば、小学校で30.1人、中学校で34.7人であり、ほぼ30人学級に近い状況となっており、学習集団の部分については、ある面切り離して、教科の特性に応じ、児童・生徒の習熟性にも応じたと思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。——東君。

7番（東 重弘君） 付託請願第1号に対し、反対の立場より討論をいたします。

今議会の教育問題の質疑応答の中にもあったように、今文部省が30人学級を含め、40人学級の見直しを視野に入れ、検討に入ったとのことです。30人学級といえ、学年総数が31名であれば、当然15人学級ができるわけで、マ스ゲームや集団教育等への影響も危惧されます。ほかにも悪影響を与える問題も惹起します。今日、教育現場における深刻な教育困難が解消される保証が得られない可能性もあります。この点から、文部省の調査研究における専門家の意見も参考にすべきであります。

また、本議会も数多くの議員が財政改革を唱えられております。平成10年第4回定例会において、70歳以上の高齢者に対する医療費の無料化の国の制度を先取りした形の65歳以上の無料化制度が、府の改正も相まって本市においては財政上維持が困難であるとの理由から、この制度の打ち切りを断腸の思いで議決したのであります。この制度の本年の通年負担は7,000万円弱とのことでありまして、本請願の願意から必要とされる予算を計算すると、本市に与える財政上の負担は、平成11年児童・生徒数から割り出すとクラス数で50クラス増であり、この人件費は正職員で年間5億円程度と考えられます。

また、ハード面より見れば、一丘小、砂川小で各6クラス増、それに対し空き教室はそれぞれ6教室、7教室であります。今議会の報告第11号、平成11年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての中での教育費、各小学校コ

ンピューター教室設置は、教室数不足で不可能であります。新校舎の建築が必要となります。

また、中学校では、信達中学校でも6クラス増となり、教室が不足し、新築が必要であります。これらの工事費は、数億円程度必要であると考えられます。本議会が7,000万円弱の市負担を財政上対応できないとして、その制度を打ち切った経緯に照らしても、今日10億円程度必要とする本請願を採択するのは、本議会において明らかに矛盾が生じます。文部省も検討に入っているとの答弁もあり、いましばらく請願者の皆様に御辛抱をお願いし、市単費でなく国等の補助金をもって対応すべきと考えます。

以上の観点より、付託請願第1号については反対をいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——松本君。
6番（松本雪美君） 付託請願第1号、30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願に対し、賛成の立場から討論します。

請願では、現在中学校では、不登校、いじめ、荒れ、授業不成立など深刻な教育困難があり、親も教師も連携し取り組んできている。子供たちに行き届いた教育を保障するため、教育の条件整備は緊急課題であることを訴えて、さらに教職員は一人一人の生徒に丁寧にかかわるためにも、教職員的大幅増員をし、30人学級の実現をと求めています。また、国や府にも働きかけることも加えて、4,299名の署名を添えて請願されています。

このような請願を出された背景には、この間、市内の中学校では対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊の件数が合わせて平成8年には17件であったものが平成11年には86件と5倍にもなっていること。また、小学校でも万引き、窃盗、いじめと、平成8年にはゼロであったものが平成11年には8件と一気に噴き出すなど、市教委から出された資料でも明らかになっているではありませんか。

さらに、中学校では4月、5月と3校が警察の出動で暴動が鎮静化するという異常な事態のもと、合わせて7名が警察へ連行されるという目に余る事件の続発であります。子供たちの教育の場である学校が暴力の温床になっていることに、親も先

生も何とかしなくてはならないとの悲痛な叫びがこの請願となったはずであります。

子供たちを毎日安心して学校に送り出したいと親が思うのは、当たり前のことです。親も教師も正常な学校運営を取り戻すために、今この時期に子供と十分接することができるよう教職員の増員は当たり前のことではないでしょうか。

茨城県総和町では、昨年から3中学校で28人の学級が実施されており、17学級増で26人の教職員を採用、町長はむだを見直すことで財源は幾らでもひねり出せる、子供を守ることは町民全体の責務であり、実現に向けて議会や住民に協力をと訴えたそうです。そのほか、長野県小海町、また佐賀県北波多村など全国でも幾つかの地方自治体で30人学級が実施されています。

当泉南市においても、今市内小・中学校で起きている現実を直視し、何はさておいても将来日本を、泉南市を背負って立つ子供たちを本当に強く賢く優しく育てていくためにも、1学級が20人台というヨーロッパ並みにまでいかなくても、せめて30人学級実施を緊急課題として取り組むべきであります。

市教委も、先ほどからの論議の中でも、30人にすることなどかねてから国や府に求めてきたところであると答えていますし、泉南市の財政難であるということを理由に、理事者はこのことを取り上げることもしないということなどは、もってのほかであります。牧野公園など緊急でないようなものを延期したり、むだを削って今すぐ必要な対策を講じられるよう予算化するべきであります。4,299人の賛同署名をされた皆さんのこの意思を大切に、私はこの請願に賛成の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほか。———小山君。2番（小山広明君） 私は、この請願に賛成の立場から討論させていただきます。

中学のPTAの方から出されておりますから、中学生を主体に考えられたと思いますが、本当に大人並みの体格が40人寄ったところで、先生が教えるというのは困難であることは、だれでも想像がつくと思うわけです。

財政難ということでの反対意見もありましたけ

れども、やはり教育に力を入れるというのは当然のことです。そのことは何にも増して大きな効果のある投資だと私は思います。社会の基本は人づくりでありますから、本当に人をつくっていく、そういうところに土木中心の社会資本の整備ではなしに、本当に人をつくっていくという、そういうところから考えますと、40人学級というのは甚だ教育にはふさわしくないと私は思います。

そういう意味で、この請願については国に要求するものでありますから、泉南市の財政に直接今やれという趣旨でもないわけでありまして、当然現在の教育の責任は国が持つておるわけでありまして、国の方向性を教育中心に振り向けていくというところからいえば、この請願は当を得た請願でもありますし、また議会としてもこの請願書の趣旨に沿って賛同していただくことをよろしくお願いして、賛成の討論にさせていただきます。議長（嶋本五男君） ほか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより付託請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択でありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、賛成、つまり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託請願第1号は、採択することに決しました。

次に、日程第14、付託請願第2号 プールを市民に開放することについての請願を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。文教消防常任委員長 上野健二君。

文教消防常任委員長（上野健二君） 議長から審査の報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから過日の本会議において本常任委員会に付託を受けました請願第2号、プールを市民に開放することについての請願について、本常任委員会における審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

なお、結果につきましては、皆様方のお手元に

配付いたしております審査報告書のとおりであります。

それでは、これより審査経過の概要について申し上げます。

本常任委員会は、去る7月3日、委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、審査をいたしました。

初めに、本請願につきましては、去る6月20日付をもって泉南市立一丘小学校PTA会長並びに泉南市立東小学校PTA会長名でもって提出があり、その趣旨については、平成10年度までは市にあるすべてのプールが市民プールとして、その管理運営のもと夏休み期間中に市民に開放されてきたが、昨年は予算の削減により8月10日をもって開放が打ち切られたことで、近くにプールがありながら民間や他市のプールに行かなければならないなどの問題が生じ、子供たちの健やかな発達を願う上で、夏休み期間中、つまり7月20日から8月31日までプールを広く市民に開放する措置を講じられたい旨の願意であります。

これを受けて、慎重なる審査を期すため、理事者に対して質疑を行いました。その質疑の内容につきまして、その概要を申し上げます。

まず初めに、日曜日のプールの利用者が少ないことについて、運用面から連日開放するのではなく、休日をとって、8月10日以降に振りかえることはできないのかとの問いに、土曜日、日曜日の利用者が減っている中で、限られた予算の中で効率よく運用するためにも、利用者の少ない土曜日、日曜日を休みにして、かわりに開放の日を延長することも検討したが、今シーズンについては、既に広報に掲載、配布も終わっており、変更は難しいとのことであり、あわせて管理人及び監視員の手続も完了していることなどから、延長は困難であるとのことでした。

次に、施設の有効利用の面から、広く一般に開放することが望ましいが、教育委員会はプール開放をどのように考えているのかとの問いに、市民プール及び学校プールの開放については、夏休み中の子供たちを初め、市民の健康増進等に寄与するものであり、例年実施してきており、重要な施策であると認識しているとのことでした。

次に、プールから締め出された子供たちが非行に走らないためにも、長い夏休みの間の遊び場所を確保してあげられないか、またプール開放について、教育委員会は教育委員とどのように議論されてきたのかとの問いに、プールの開放と子供たちの非行との関係において、プールの開放を打ち切ることによって子供たちが即、非行に走るとは考えられず、教育委員会と教育委員との議論については、事務局から昨今の財政状況等から、プール開放について一定の見直しを行い、教育委員に諮ったということでありました。

次に、行財政改革の中でプールの開放が予算面だけのことで見直されたのかとの問いに、予算の問題だけでなく、教育委員会として現在、対応すべき諸問題が山積している中で、施策効果の高いプール利用者の多い盆前までを開放することにしたとの回答でした。

次に、教育委員会という機関の中で、事前にこのことについて独自に調整をされたことはあるかとの問いに、教育委員会事務局で運営等について議論を行い、それを上申し、教育委員会で最終的に判断してもらっているとのことであり、プールの一般開放についても確認を願っているとのことでした。

これを受けて、教育委員会の事務局が案をつくり、教育委員会に諮って決定していると言われるが、順序が反対であり、やはり基本は教育委員長初め委員で決めるべきであり、本来教育委員会が方針を出していくべきではないか。もっと主体性を持って検討すべきではないかとの意見がありました。

また、現在、子供たちの非行問題が社会で大きく取り上げられている中で、プールの開放を延長することで、1人の子供でも非行から守ることができるならば、ぜひ日数を延長しても開放すべきであるという意見が出されました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。この中では反対討論として、学校プールとしての位置づけにおいて、ただ市民に開放すればよいというものではなく、目的を持って行うべきであり、プールの一般開放と親子のきずなとの関係において、実際プールには子供だけが入り、父母はプールサ

イドで見ているだけという中で、本当に親子のきずなが図られるのかという討論がありました。

また、賛成討論として、教育委員会そのものがより主体性を持って諸施策に取り組むべきであり、その中において、プールの一般開放については、今シーズンにおいては既にプール開放の日程等が決まっており、予算等の問題もあるが、子供たちの夏休みの過ごし方を考えるならば、8月10日以降もプールを開放すべきであり、それがいろいろな問題によって認められないならば、サザンビーチの利用を考えられないのか、教育委員会の見解を促す旨の討論があり、また一方で、プール開放を打ち切るとは、子供たちから夏休みの時間を取り上げることとなり、そのことが子供たちの成長過程の中で大きな影響を及ぼしかねず、教育委員会は、打ち切りの理由の1つに財源不足を挙げているが、子供たちのためにもわずかな財源でプールの開放を延長できるならば、8月10日以降の開放を行うべきであるとの別の賛成討論がなされました。

かくして採決の結果、可否同数であり、委員長裁決において、夏休み中のプールの一般開放については、私の判断として、現状維持すべきとの判断により不採択といたしました。

以上が本常任委員会における審査の概要並びに結果であります。甚だ簡単ですが、委員長報告といたします。

以上。

議長（嶋本五男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） 新進市民連合の島原正嗣でございます。大変長い時間審議が続いておりますので、簡潔に今御提案をなされました請願第2号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

歴史と伝統ある本市の市民プール設置の目的は、市民に広く開放し、地域住民と子供たちの触れ合いの場としてスタートしたものであります。したがって、市民の願意に沿って市民プールのすべて

を開放することを強く要望し、請願趣旨に賛成するものであります。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、日本共産党議員団を代表し、委員長報告に反対し、プールを市民に開放することについての請願書に賛成する立場から討論したいと思います。

夏休み期間のプールの一般開放は、子供たちにとって心身の健やかな成長及び健全な教育施設の利用として有意義なものであります。

市は、長年続いた空港関連中心の公共事業と同和事業優先の結果、市民1人当たり85万円、総額570億円の借金を生じさせてきました。この借金のしわ寄せを1997年以来、行革と称して大幅な削減を教育予算に押しつけてまいりました。その1つがプールの一般開放の予算の削減であります。

プールを8月末まで一般開放していた1995年度と、プールを8月10日まで短縮した1999年とを比較すると、プールの一般開放の予算は4,600万円から2,800万円と1,800万円も大幅に削減されています。その結果、プールが8月末まで開放されていた1995年には、学校プールでは2万3,671人の子供たちが利用してきたのが、昨年度8月10日まで短縮したときの学校プールの利用者は1万3,351人と実に1万3,200人激減し、50%も利用率が下がっています。さらに、開放を打ち切られることによって、子供たちは他市や民間のプールまで行かねばならないなど、保護者に対して不安と負担を与えるものとなっています。

したがって、教育委員会は、こんなに子供たちを犠牲にする今年度のプールの8月10日までの一般開放の打ち切り計画を直ちにやめて、8月末までに復活させるべきであります。

以上、討論を終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——小山君。

2番（小山広明君） どうも大変御苦労さまでございます。賛成の立場から討論させていただきます。

東小学校の利用率が統計で出ておるんですが、

行政は盆を過ぎますと少なくなるということを書いておるわけですが、この東小学校に関しては、むしろ8月の17日は50人、それから30人、27人、37人、45人というように、その前の週に比べてそう減ってはおりません。海にも遠いですし、やはり山間部にあるところで大変利用されておるわけでありませぬ。

このように子供たち、小学校、地域に密着したこういう地域で、夏のほんまにくそ暑いとき、だんだん年々夏暑くて、本当に息苦しくなるわけがありますけれども、そういうときにやはり冷たいプールに入ることが、どれほど心身にとっても気分的にとってもその地域を潤すかわかりませぬ。せっかく大きなお金をかけてつくったわけでありませぬから、有効に暑いうちは開くという、そういう基本的な姿勢であっていただきたいと思ひますし、お金がないこともわかるわけでありませぬけれども、いろんな知恵を出して8月いっぱいプールを開放していただくというこの願意を尊重して、我々議会も含めて知恵を出して、子供たちの夏休み期間中プールを開放していくことに賛成をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより付託請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択でありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、賛成、つまり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託請願第2号は、採択することに決しました。

次に、日程第15、議員提出議案第9号 介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して、和氣 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和氣 豊君。

13番（和氣 豊君） 介護保険制度の改善を求める意見書について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

4月1日からの介護保険実施以来、1ヶ月半、早や懸念されたさまざまな矛盾が噴出している。

特養などの施設の不足によって、入所希望のかなえられない要介護者が続出していることに加え、在宅介護においても、「毎日デイケアに通っていたが、週1回のデイケアとデイサービスに変更した」「これまで週1回の訪問介護を無料で受けていたが、わずかの年金収入しかないで断った」など、利用料負担の重さによって、介護サービスの低下を余儀なくされている要介護者がふえている。

何のための介護保険かとの悲痛な声があがっている。

この上、1号被保険者の保険料徴収が10月から実施されれば、一層、矛盾が拡大されることになる。保険料負担が増える分、更に、介護サービスの切り下げにつながりかねないのである。早急な是正が求められている。

よって、政府におかれては、最小限、下記の事項について緊急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1、在宅介護の利用料については、政府の「特別対策」である訪問介護利用料の3%への軽減措置を、新規にサービスを受ける人を含め、訪問介護、デイケア、訪問入浴など、すべての在宅サービスに拡大すること。
- 2、高齢者に対する10月からの保険料徴収を再検討するとともに、住民税非課税者に対しては、国の制度として保険料を免除する制度をつくること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年7月5日

泉南市議会

以上であります。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———上山君。

18番（上山 忠君） まず、サービスのところでお聞きしたいんですけども、この介護保険サービスというところは、サービスの提供者とサービスを受ける人の契約関係で成り立っていると僕は理解してるんですけども、ここに提案したような形

になると、すべて以前の措置の制度に戻るんじゃないかと思っておるんですが、その辺のところ、もう一つ、この二項のところに保険料の徴収を再検討するとともに、住民税非課税者に対しての国の制度として保険料を免除する制度をつくるということを述べられていますが、既に今1号被保険者の保険料については基準額から50%減、それから1.5倍というふうに5段階に分けての保険料設定がなされてるんですけども、その辺のところについてはどのようなお考えをお持ちなんですか。

議長（嶋本五男君） 和気君。
13番（和気 豊君） 御案内のように、今回の4月1日から実施されました介護保険制度というのは、基本的には国が2,500億の支出を削った、こういうことにあります。本来、制度は措置制度でありましたが、契約という形に基本的に変りました。上山さんが前半の部分で言われたとおりであります。

今ここで御提案申し上げている緊急の対策ということでは、いわゆる3%への軽減措置、これがいわゆる訪問介護については、ホームヘルパーの派遣についてはやられているわけですね。それ以外の点について、利用者負担3%、これは残しながら、あとの部分、10%負担ですから、1割負担ですから、7%を国の責任でということですから、利用者負担、いわゆる契約制度も残しております。

ただ、余りにも措置制度をなくしていったと、こういうことから来るいろいろな矛盾ですね。これを緩和されたい、こういう提案であります。根本的に措置制度に100%戻せ、こういう御提案ではないということを理解いただきたい、こういうふうに思います。

それから、もう一つは、保険料徴収を再検討するとともに、住民税非課税者に対しては国の制度として保険料を免除する。住民税非課税者に対しては、いわゆる2段階で、2段階目ですね、費用徴収、保険料徴収の。1段階ではいわゆる基準額の半分、ですから住民税非課税者、本人非課税は標準額、そして世帯として非課税の部分には標準額の75%と、こういうことになっています。

ですから、確かに9月までは全額、保険料を1

号被保険者については免除、来年の9月までは半額、それ以降は丸々負担になる。泉南市でいえば標準額3,350円と、こういうことになっていきます。大変な負担だろうというふうに思います。そういうことで、これを国の責任で免除するようにと、こういう御提案でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） この介護保険制度は、平成12年、13年、14年のとりあえず3年間でこの制度の運用の実績を見た中で改善すべきところは改善していこうというのが法の趣旨だと思うんですけど、実際運用して2カ月たって問題点が出てきてるから、すぐこういうふうにせよというのはちょっと短絡的に過ぎないかと思うんですけども、その辺のところは。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） この法が成立する以前、当初からいろいろ問題は指摘をされておったわけですが、提案理由にもありますように、その指摘以上に実施後問題が噴出をしたと。とりわけ利用料負担の問題ですね。これについては集中的に矛盾が出てきています。

厚生省も15%、みずからの100%サービスが受けられる、そういう状態をあえて抑えて、サービスを抑制して負担増に耐えていると、こういうふうな実態が出ておりますし、長野県の上田市なんかの発表では、8割の皆さんが何らかの形でみずから利用を抑制されていると、こういう数字も出ています。

残念ながら泉南市では、私、一般質問でやらしていただきましたけれども、具体的にそういう数字の把握はない。非常に残念であります。報告できませんが、全国的に非常に利用者の矛盾の声が噴出している。悪い制度は直ちに改善をすべきだろう、こういうふうに考えています。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 最後にしますけども、高齢者の保険料を免除する制度ということで提案されてるわけですけども、この保険料を免除するに当たっての財源はどういうふうに考えておられるのか、お示してください。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 財源問題についての御質問であります。

国はこの制度実施に当たって、むしろ2,500億円のお金を浮かしている。支出を減らしているわけですが、それを復活することによって十分財源補てん、財源は賄える、こういうふうを考えています。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———井原君。

1番（井原正太郎君） 私も1点お聞きしたいと思います。

この4月1日からこの制度が施行されまして、特に措置から契約というふうなことでスタートしたんでありますけども、特にこの意見書の中で、1点目は入所希望のかなえられない要介護者が続出しているという点、2点目に毎日デイケアに通っていたが、週1回のデイケアとサービスに変更した。それから3点目に、これまで週1回の訪問介護を無料で受けていたが、わずかの年金収入しかないので断ったというふうな表現があります。

この制度というのは、僕は思うんですが、1つは第三者機関で認定をいただくということ、それからケアマネジャーが介護の計画をきちっと練ってくれるというふうなことで、要介護者に対して極めて限られた方がタッチしとるなというふうに私は認識しておりました。

そういった中で、6月に入ってこの制度がこのような形でかなり具体的に問題が出てきておるといふことの裏づけなんです、これは特に和気議員は、平素から非常に細やかに市民の方の面倒を見られるということによく知つとるんですが、そこら辺の実態を明らかにするというのは、非常にまたテクニックも要るやろなというふうに思うんですが、そこら辺のいわゆるバックボーンとなるリサーチなりデータというのはどこからここへ出されたのかというふうなことを教えていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） お褒めをいただきまして面映ゆいんですが、質問に答えさせていただきます。

例えば、特養などの施設の不足と、こういうことで、特別養護老人ホームのいわゆる待機者ですね。これはもう厚生省が発表しておりますし、井原議員も先刻御案内かと思うんですが、4万7,000人の待機者がいるというふうに言われています。そのほか介護療養型病床群ですね。これは当初、泉南市では利用者の数を判断をして242床、こういうベッドを確保する予定でありましたけれども、そうかなわなかった。30床余りしかなかった。現在、31人の方が泉南市と泉南市以外のところで入所されている。明らかに施設、受け入れ態勢側、サービスを供給する側の不足によってこれに甘んじなければならない人たちがおられます。

それから、そのほかデイケアに通っていたと。これは私の周知する範囲でありますし、厚生省の発表した数字でもそのことは明らかになっております。そういう数字をもとに、できるだけ数字をあげつらうのを避けて、声の部分を具体に提案の中へ盛り込ましていただきました。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） マクロの目で、1つは厚生省のデータがベースであるというふうな答弁をいただいたんですが、和気議員にあらましましては、特に泉南市においてそういう声なき声、あるいは介護保険課とか、あるいはケアマネジャーに届きにくい声をこれは幾らか把握しての話であろうというふうに思います。

ただいまも具体的に31人というふうな数字が出たわけなんです、この泉南市においてそこら辺の状況、手の届かない、あるいは要介護者の方が困っておられるというところの認識をもし御存じであれば、もう一步具体的に示していただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私の個人的な極めて限られた活動の範囲でありましても、いわゆるケアマネジャー、介助専門支援員の方の、あなたは認定度4ですからこれだけのサービスが受けられますよという親切な指導といえますか、アプローチがあったと。

しかし、考えてみますと、3万6000円という大変な利用料負担になるということで、なかなか非課税世帯、年金だけの収入では耐えられない。いわゆる介護料にプラス生活費等も、極めて限られた年金から保障されなければならない、こういうことでサービスを切り縮めて、最小限のサービスで頑張っている、こういう声は、私のほんとに限られた範囲の活動の中でも多数聞こえております。また、機会があればお話を申し上げてまいりたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいま議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第9号は、否決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり貴重な御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして平成12年第2回泉南市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さんでございました。

午後10時43分 閉会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 成田政彦

大阪府泉南市議会議員 上野健二